

PRUグッドライフ2040 (愛称:順風満帆)

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）／自動けいぞく投資可能

投資信託説明書（目論見書）

2008 年 3 月

プルデンシャル・インベストメント

本書は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この冊子の前半部分は「PRU グッドライフ 2040」の投資信託説明書（交付目論見書）、後半部分は「PRU グッドライフ 2040」の投資信託説明書（請求目論見書）です。

PRUグッドライフ2040 (愛称:順風満帆)

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）／自動けいぞく投資可能

投資信託説明書（交付目論見書）

2008 年 3 月

プルデンシャル・インベストメント

本書は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「PRU グッドライフ 2040」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 3 月 10 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 3 月 11 日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第 13 条第 2 項第 1 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
3. 金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書（「投資信託説明書（請求目論見書）」といいます。）は、投資家からの請求により交付されます。なお、請求を行った場合には、その旨を投資家ご自身で記録しておくようにしてください。
4. 「PRU グッドライフ 2040」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、このファンドは元本が保証されているものではありません。

金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項

この投資信託は、PRU 国内株式マザーファンド受益証券、PRU 国内債券マザーファンド受益証券、PRU 海外株式マザーファンド受益証券および PRU 海外債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等に投資しています。この投資信託の基準価額は、組入れた株式の値動き、組入れた債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割込むことがあります。また、組入れた株式・債券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等が組入れた株式・債券の値動きに与える影響により、投資元本を割込むことがあります。

下記の事項は、この投資信託（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

記

【当ファンドに係るリスクについて】

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等に投資しています。当ファンドの基準価額は、組入れた株式の値動きや、金利の変動等による組入れた債券の値動き、債券の発行者の経営・財務状況および外部評価の変化等、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより損失を被ることがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」等があります。

詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3投資リスク」をご覧ください。

【当ファンドに係る手数料等について】

◆申込手数料

3.15%（税抜 3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問合わせください。

◆換金（解約）手数料

ありません。

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

- ・第1期計算期から第10期計算期：年 1.764%（税抜 1.68%）
- ・第11期計算期から第20期計算期：年 1.554%（税抜 1.48%）
- ・第21期計算期から第30期計算期：年 1.344%（税抜 1.28%）
- ・第31期計算期から第40期計算期：年 1.134%（税抜 1.08%）

◆信託財産留保額

ありません。

◆その他の費用

この他に信託事務の処理に要する諸費用、財務諸表の監査に要する費用等が、投資信託財産から差引かれます。

詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4手数料等及び税金」をご覧ください。

※手数料等の合計額については、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

ファンドの概要

■ ファンドの基本情報

- ファンドの名称 PRU グッドライフ 2040 (愛称：順風満帆)
- 商品分類 追加型株式投資信託・国内株式型 (一般型)
- ファンドの目的

PRU 国内株式マザーファンド、PRU 国内債券マザーファンド、PRU 海外株式マザーファンドおよび PRU 海外債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ投資信託財産の中・長期的な成長を目指します。

基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを変更します。この基本ガイドラインは、償還時期に向けて、実質的に組入れている株式の組入比率を漸減させ、公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させることにより、償還直前には実質的な組入れが短期金融商品 100%となるように変化します。これにより、償還日に近づくにしたがって株価等の変動リスクを低減させた、安定的な運用に移行します。
- 主要投資対象
 - PRU 国内株式マザーファンド受益証券

同マザーファンドは、わが国の株式を中心に投資を行い、東証株価指数 (TOPIX) ※の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

※ 東証株価指数 (TOPIX=Tokyo Stock Price Index) とは、わが国の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部銘柄の基準時 (1968 年 1 月 4 日終値) の時価総額を 100 として、その後の時価総額を指数化したものです。TOPIX の指数値および TOPIX の商標は、(株)東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用など TOPIX に関するすべての権利および TOPIX の商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIX の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX の指数値の算出もしくは公表の停止または TOPIX の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。(株)東京証券取引所は、当ファンドの運用成果等に関し責任を有しません。
 - PRU 国内債券マザーファンド受益証券

同マザーファンドは、わが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA-BPI (総合) ※の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

※ NOMURA-BPI (総合) とは、野村證券株式会社が公表している国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI (総合) は、野村證券株式会社の知的財産であり、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。
 - PRU 海外株式マザーファンド受益証券

同マザーファンドは、日本を除く世界の主要国の株式を中心に投資を行い、MSCI KOKUSAI インデックス※ (円換算ベース) の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

※ 「MSCI KOKUSAI インデックス」とは、MSCI (モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル) が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国で構成されています。「MSCI KOKUSAI インデックス (円換算ベース)」は、「MSCI KOKUSAI インデックス (米ドルベース)」をもとに、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インクの承諾を受けたうえで委託会社で計算したものです。「MSCI KOKUSAI インデックス」は、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インクの財産であり、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル (MSCI) は、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インクのサービス・マークです。
 - PRU 海外債券マザーファンド受益証券

同マザーファンドは、日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、シティグループ世界国債インデックス※ (除く日本) の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

※ 「シティグループ世界国債インデックス」とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当ファンドでは、シティグループ世界国債インデックス・データをもとに、日興シティグループ証券株式会社の承諾を得たうえで、委託会社が円換算ベースに計算したものを使用します。「シティグループ世界国債インデックス」に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。©Citigroup Global Markets Inc. All rights reserved.
- 主な投資制限
 - 株式への実質投資割合には制限を設けません。
 - 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 60%以下とします。
- 当初設定日 平成 13 年 3 月 16 日
- 信託報酬 純資産総額に年 1.134~1.764% (税抜 1.08~1.68%) の率を乗じて得た額とします。※計算期により異なります。

ファンドの概要

■ 取得のお申込みについて

- | | |
|---------------|---|
| ● お 申 込 み | 原則として、毎営業日にお申込みいただけます。 <ul style="list-style-type: none">・ ただし、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日を除きます。・ お申込みの受付は営業日の午後 3 時(年末年始などの金融商品取引所が半休日の場合は午前 11 時) までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日のお取扱いとなります。 |
| ● お 申 込 コース | 次のコースがあります。 <ul style="list-style-type: none">○ 一般コース（口数指定）○ 一般コース（金額指定）○ 自動けいぞく投資コース <ul style="list-style-type: none">・ 販売会社により取扱い可能なコースが異なります。 |
| ● お 申 込 単 位 | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。 <ul style="list-style-type: none">・ 販売会社により申込単位が異なります。 |
| ● お 申 込 価 額 | 取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| ● お 申 込 手 数 料 | 3.15%（税抜 3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率をお申込価額に乗じて得た額とします。 <ul style="list-style-type: none">・ 収益分配金（税控除後）の自動再投資により取得する場合には、お申込手数料はかかりません。 |

■ 換金のお申込みについて

- | | |
|--------------|--|
| ● お 申 込 み | 原則として、毎営業日お申込みいただけます。 <ul style="list-style-type: none">・ ただし、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日を除きます。・ お申込みの受付は営業日の午後 3 時(年末年始などの金融商品取引所が半休日の場合は午前 11 時) までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日のお取扱いとなります。 |
| ● ご 換 金 単 位 | 1 口単位とします。 |
| ● ご 換 金 価 額 | ご換金のお申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| ● 信託財産留保額 | ありません。 |
| ● ご換金代金のお支払い | 原則として、ご換金のお申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。 |

■ 収益分配について

- | | |
|--------------|---|
| ● 決 算 日 | 原則、12 月 10 日（ただし、休業日の場合は翌営業日。）。 |
| ● 収 益 分 配 | 毎決算時に、収益分配方針に基づいて行います。 |
| ● 収益分配金のお支払い | <ul style="list-style-type: none">○ 一般コース（口数指定・金額指定）の場合
収益分配金（税控除後）は、原則として、決算日から起算して 5 営業日目からお支払いします。○ 自動けいぞく投資コースの場合
収益分配金（税控除後）は、原則として、無手数料で自動再投資されます。 |

■ 償還について

- 信 託 期 間 平成 13 年 3 月 16 日から平成 52 年 12 月 10 日までとします。ただし、投資信託約款中の信託の終了に関する条項に該当する事由が生じた場合には、所定の手続きを経たうえで、当初の償還日以前にファンドが償還される場合があります。
- 償還金のお支払い 原則として、償還日から起算して 5 営業日目からお支払いします。

■ 主な価格変動リスク

- 資産配分リスク 当ファンドでは、基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを構築し、各マザーファンドへの資産配分を行います。また、この基本ガイドラインは、当ファンドの償還時期が近づくにしたがって、実質的に組入れている株式の組入比率を漸減させ公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させることにより、時間の経過とともに株価等の変動リスクを低減させる運用を目指します。この資産配分は当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益の悪い資産で運用するマザーファンドへの配分が大きい場合や複数またはすべての資産価値が下落する場合には、各マザーファンドの投資成果が各資産のベンチマークと同等あるいはそれ以上のものであったとしても、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
- 株価変動リスク 株式等の価格動向は、国内外の政治・経済情勢の影響を受けます。このため当ファンドが実質的に組入れている株式の値動きにより基準価額は変動します。また、当ファンドが実質的に組入れている株式を発行する企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、当ファンドに重大な損失を生じさせることがあります。
- 金利変動リスク 一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。
- 信 用 リ ス ク 公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。
- カントリー・リスク 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受けることにより、基準価額が下がる要因となる可能性があります。
- 為替変動リスク 一般的に、外国為替相場が対円で下落した場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。なお、当ファンドでは、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。このため、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が、ファンドの資産価値に影響を与えます。

ファンドの概要

■ 費用と税金

お申込みからご換金・償還までの間に直接あるいは間接的にご負担いただく費用・税金のうち、主要なものは次のとおりです。なお、税法が改正された場合には、内容が変更される場合があります。費用等の合計額については、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

● 直接ご負担いただく費用・税金（個人の受益者の場合）

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
お 買 付 時	お 申 込 手 数 料	3.15%（税抜 3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率をお申込価額に乗じて得た額。 ・ お申込価額は、取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
ご 換 金 時	信 託 財 産 留 保 額	ありません。
	所得税および地方税	ご換金価額の個別元本超過額に対して 10%（所得税 7%および地方税 3%）※の税率による源泉徴収。 ・ 申告不要制度が適用されます。 ・ ご換金価額は、ご換金のお申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
収 益 分 配 時	所得税および地方税	普通分配金に対して 10%（所得税 7%および地方税 3%）※の税率による源泉徴収。 ・ 申告不要制度が適用されます。
償 還 時	所得税および地方税	償還価額の個別元本超過額に対して 10%（所得税 7%および地方税 3%）※の税率による源泉徴収。 ・ 申告不要制度が適用されます。

※ 平成 21 年 4 月 1 日以降は 20%（所得税 15%および地方税 5%）となる予定です。

- ・ 一部解約時および償還時の損失については、確定申告を行うことにより、株式等の売買益との通算が可能となります。
- ・ 法人の受益者の場合については、後記「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご参照ください。

● ファンドで間接的に負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
毎 日	信 託 報 酬	純資産総額に次の率を乗じて得た額。
	計 算 期 間	信託報酬率
	第 1 期計算期から第 10 期計算期	年 1.764% (税抜 1.68%)
	第 11 期計算期から第 20 期計算期	年 1.554% (税抜 1.48%)
	第 21 期計算期から第 30 期計算期	年 1.344% (税抜 1.28%)
	第 31 期計算期から第 40 期計算期	年 1.134% (税抜 1.08%)
	監 査 費 用	純資産総額に年 0.00525%（税抜 0.005%）の率を乗じて得た額を上限に、かつ、当該費用の実費の額以内の額。

- ・ 原則として、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）および受託銀行の立替えた立替金の利息は受益者の負担とし、投資信託財産中から支払います。これらの費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。

ファンドの概要

■ 運用状況について

- 運用報告書 毎決算時および償還時に、「運用報告書」を作成し、販売会社を通して受益者に交付します。「運用報告書」には運用経過、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載しています。
- 基準価額 委託会社にお問合わせください。なお、販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「グッド40」として掲載されます。

■ お問い合わせは…

基準価額、各販売会社のお申込単位、お申込手数料の詳細等につきましては、委託会社までお問い合わせください。

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（委託会社）問合わせ先	
ぶる PRU ホットライン (フリーダイヤル)	0120-50-6690（受付時間：営業日の9:00～17:00） 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業 年末最終営業日、年始営業開始日は9:00～12:00
ホームページ	http://www.pru.co.jp

※ ご投資家の皆様におかれましては、商品の内容を十分にご理解のうえお申込みくださいますよう、お願い申し上げます。

有価証券届出書 表紙記載事項

有価証券届出書提出日	平成20年 3 月10日
発行者名	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 新田 恭久
本店の所在の場所	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー
届出の対象とした募集内国投資信託受益証 券に係るファンドの名称	PRUグッドライフ2040
届出の対象とした募集内国投資信託受益証 券の金額	継続募集額：上限1,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
第2 財務ハイライト情報	56
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	59
第4 ファンドの詳細情報の項目	60
投資信託約款	61

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

PRUグッドライフ2040（以下「当ファンド」といいます。）

当ファンドとともに「PRUグッドライフ2010」、「PRUグッドライフ2020」および「PRUグッドライフ2030」を総称して「PRUグッドライフ・ファンド」という名称を使用します。また、これらのファンドを総称して、または各ファンドについて「順風満帆」という愛称を用いることがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1円です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、収益分配金の自動再投資の場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

* 「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。

* 基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

* 基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、委託会社にお問合わせください。なお、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および銀行、保険会社等の登録金融機関（以下総称して「販売会社」といいます。）でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「グッド40」として掲載されます。

委託会社問合わせ先	
ぶる PRU ホットライン (フリーダイヤル)	0120-50-6690 (受付時間：営業日の 9:00～17:00) 携帯電話・PHS からでもご利用いただけます。 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業 年末最終営業日、年始営業開始日は 9:00～12:00
ホームページ	http://www.pru.co.jp

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

各販売会社の申込手数料については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問合わせください。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。

各販売会社の申込単位については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問合わせください。

(7) 【申込期間】

平成20年3月11日から平成21年3月10日まで

（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

販売会社の本・支店、営業所等とします。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。

販売会社については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問合わせください。

(9) 【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込口数）に申込手数料ならびに申込手数料に係る消費税相当額および地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した額を、販売会社の定める日までに支払うものとします。

各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託銀行であるりそな信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みの取扱いを行った販売会社において払込みを取扱います。

販売会社については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

PRU国内株式マザーファンド、PRU国内債券マザーファンド、PRU海外株式マザーファンドおよびPRU海外債券マザーファンド（以下総称して、または各々を「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ投資信託財産の中・長期的な成長を目指します。

② 信託金の限度額

委託会社は、受託銀行と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

また、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ 基本的性格

追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）に属します。

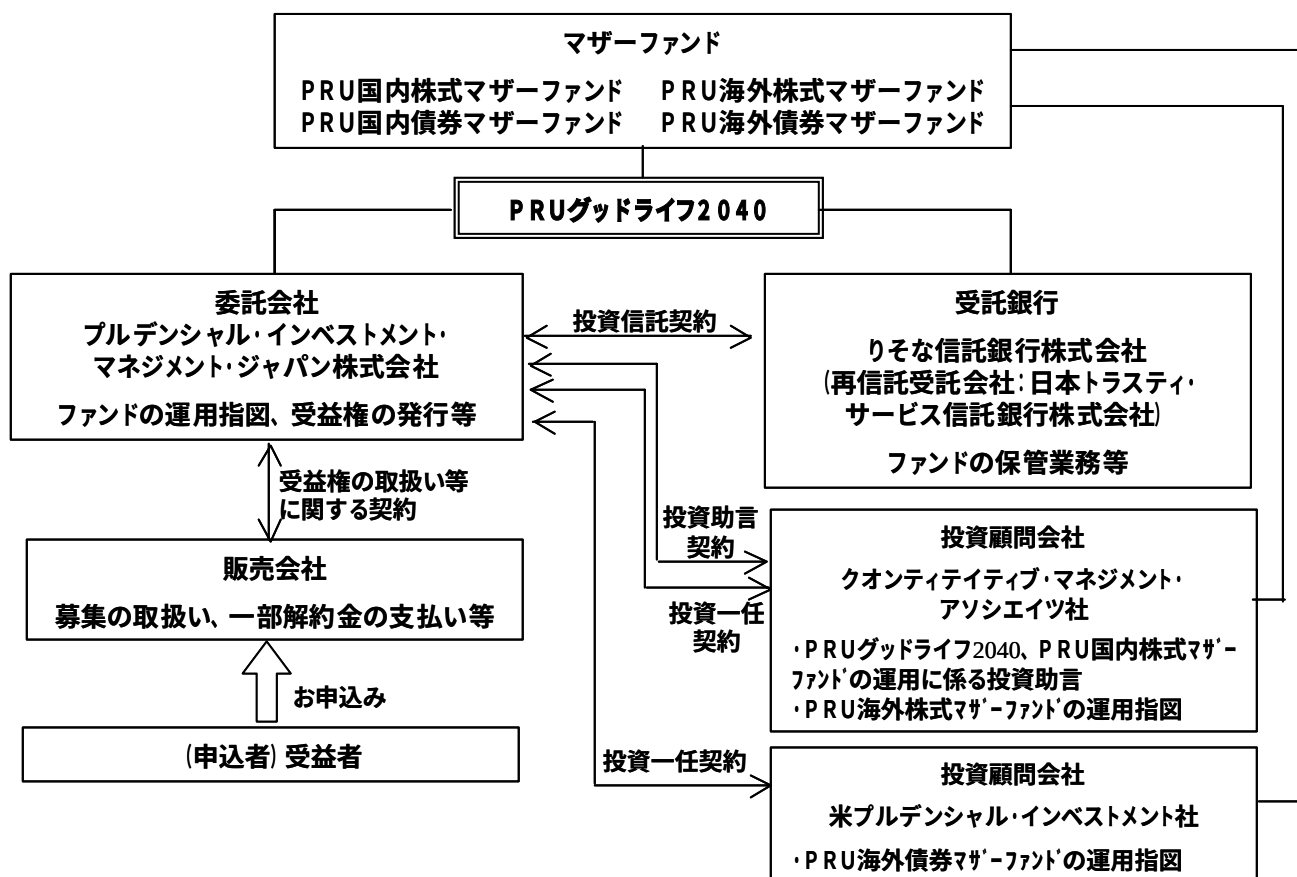
* 「国内株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの。」として分類されるファンドをいいます。

④ ファンドの特色

- 4種類のマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等への分散投資を行います。
- 基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを変更します。この基本ガイドラインは、当ファンドの償還時期に向けて、実質的に組入れている株式の組入比率を漸減させ、公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させることにより、償還直前には実質的な組入れが短期金融商品100%となるように変化します。これにより、償還日に近づくにしたがって株価等の変動リスクを低減させた、安定的な運用に移行します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 当ファンドの償還日は平成52年（2040年）12月10日です。
- 年1回（原則、12月10日。）決算し、収益分配方針に基づいて分配を行います。

(2) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② ファンドの関係法人

- 委託会社：投資信託財産の運用指図およびその権限の委託、受益権の発行等を行います。
- 受託銀行：投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付等を行います。
- 販売会社：受益権の取扱い等に関する契約に基づき、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。
- 投資顧問会社：
 - 投資助言契約に基づき、当ファンドの運用に関する投資助言を行います。
 - 投資助言契約および投資一任契約に基づき、マザーファンドの運用に関する投資助言および運用指図を行います。

③ 委託会社等の概況（平成20年1月末現在）

資本金の額	99百万円	
沿革	平成18年4月	プルデンシャル投信投資顧問準備株式会社設立
	平成18年8月	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
	平成18年9月	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクより事業の全部を譲受

大株主の状況	株主名　：プルデンシャル・インターナショナル・インベストメンツ・コーポレーション 住所　　：アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン、スイート1223、 ノース・マーケット・ストリート1105 所有株式数：2,560株 所有株式数の比率：100%
--------	---

＊プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社は、「ザ・プルデンシャル・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ」を中核とする北米最大級の総合金融グループの一員です。プルデンシャルは130年以上の歴史と強固な経営基盤を誇り、アメリカ　ニュージャージー州ニューアークの本社を拠点とし、世界30ヵ国以上に子会社・関連会社を保有しています。日本においても、生命保険、資産運用業務等を展開しています。プルデンシャル・グループの持株会社プルデンシャル・ファイナンシャル・インクはニューヨーク証券取引所に上場している株式会社です。

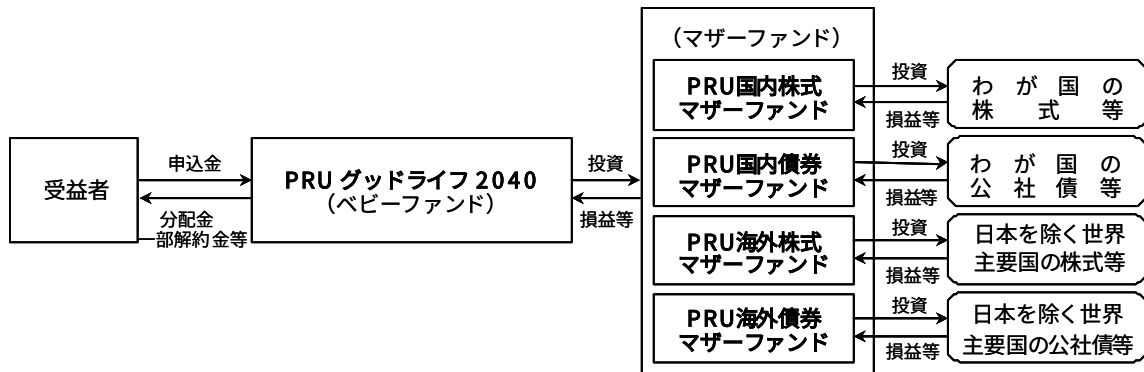
2【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

当ファンドは、4種類のマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ投資信託財産の中・長期的な成長を目指します。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式では、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行います。マザーファンドの運用成果は、すべてベビーファンドに反映されます。



(注) 「自動けいそく投資コース」の場合、収益分配金（税控除後）は、原則として、自動的に再投資されます。

② 運用方法

a. 投資対象

「PRU国内株式マザーファンド」受益証券、「PRU国内債券マザーファンド」受益証券、「PRU海外株式マザーファンド」受益証券および「PRU海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、内外の株式・公社債等に直接投資することがあります。

b. 投資態度

(a) 主として、「PRU国内株式マザーファンド」受益証券、「PRU国内債券マザーファンド」受益証券、「PRU海外株式マザーファンド」受益証券および「PRU海外債券マザーファンド」受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ投資信託財産の中・長期的な成長を目指します。

(b) 当初設定時は、「PRU国内株式マザーファンド」50%、「PRU国内債券マザーファンド」14.5%、「PRU海外株式マザーファンド」30%、「PRU海外債券マザーファンド」2.5%およびコール・ローン等の短期金融商品3%の組入比率を基本ガイドラインとし、この基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを構築します。

(c) 当初設定後の基本ガイドラインは、償還時期に向け株式の組入比率を漸減させ、公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させます。また、この基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを変更します。これにより、償還日に近づくにしたがって株価等の変動リスクを低減させる運用を目指します。ただし、市況動向等の変化によっては、基本ガイドラインを見直す場合があります。

基本ガイドラインは以下のとおりです。

	平成19年 10月1日現在 当初設定日から 約6年半経過時	当初設定日から 約10年経過時	当初設定日から 約20年経過時	当初設定日から 約30年経過時	償還直前
PRU国内株式マザーファンド	41.9%	37.5%	25.0%	12.5%	0.0%
PRU国内債券マザーファンド	25.9%	32.0%	49.5%	67.0%	0.0%
PRU海外株式マザーファンド	25.1%	22.5%	15.0%	7.5%	0.0%
PRU海外債券マザーファンド	4.1%	5.0%	7.5%	10.0%	0.0%
短期金融商品	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	100.0%

- 当初設定後の基本ガイドラインは、当ファンドの償還時期に向けて、実質的に組入れている株式の組入比率を漸減させ、公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させることにより、償還直前には実質的な組入れが短期金融商品100%となるように変化します。
- この基本ガイドラインは、ポートフォリオの基準となる資産配分を意味します。なお、実際のポートフォリオ構築では、基本ガイドラインを基準に一定の範囲内でポートフォリオの構築が行われますので、基本ガイドラインと実際のポートフォリオ（各マザーファンドの組入比率）は必ずしも一致しません。
- 市況動向等の変化によっては、基本ガイドラインを見直す場合があります。

- (d) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合には、上記と異なる場合もあります。なお、運用の効率化を図るため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。
- (e) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合や当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。
- (f) 当ファンドは、クオンティタティブ・マネジメント・アソシエイツ社より助言を受け、運用を行います。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5)投資制限⑩、⑪、⑫」に定めるものに限りします。）
- (c) 金銭債権（前記(a)、(b)および後記(d)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
- (d) 約束手形（前記(a)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託銀行として締結された「PRU国内株式マザーファンド」、「PRU国内債券マザーファンド」、「PRU海外株式マザーファンド」および「PRU海外債券マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券

- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記 a. から k. の証券または証書の性質を有するもの
- m. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前記 u. の有価証券の性質を有するもの

なお、前記 a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン

- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前記e. の権利の性質を有するもの

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前記a. からf. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドは、クオンティティティブ・マネジメント・アソシエイツ社の助言に基づき、投資運用本部のファンドマネージャーが各マザーファンドへの投資配分を決定し、運用を行います。

当ファンドの主要な投資対象である「PRU国内株式マザーファンド」は、クオンティティティブ・マネジメント・アソシエイツ社の助言に基づき、投資運用本部のファンドマネージャーが運用を行います。

当ファンドの主要な投資対象である「PRU国内債券マザーファンド」は、投資運用本部のファンドマネージャーが運用を行います。信用リスクの管理については、定量モデル、市場情報の他、投資運用本部に属するクレジットアナリストの情報を活用します。

当ファンドの主要投資対象である「PRU海外株式マザーファンド」は、投資一任契約に基づき、クオンティティティブ・マネジメント・アソシエイツ社が運用を行います。

当ファンドの主要投資対象である「PRU海外債券マザーファンド」は、投資一任契約に基づき、米プルデンシャル・インベストメント社にて運用され、同社のパブリック債券運用グループが運用を担当します。

①投資顧問会社の運用体制

クオンティティティブ・マネジメント・アソシエイツ社における株式インデックス運用

- クオンティティティブ・マネジメント・アソシエイツ社は2004年7月に、米プルデンシャル・インベストメント社のクオンティティティブ・マネジメント・チームが独立することにより設立されました。なお、同社は米プルデンシャル・インベストメント社の100%子会社です（以下の説明は、同社の前身である米プルデンシャル・インベストメント社のクオンティティティブ・マネジメント・チームに関するものを含みます。）。
- 1975年よりクオンツ運用を開始し、その運用資産額は約640億米ドル（約7.3兆円）にのぼります。
- 1979年より、株式インデックス運用を開始、運用経験平均19年の投資プロフェッショナル（博士号取得者6名）により、投資先の市場の特性に合わせた運用が行われています。
（クオンティティティブ・マネジメント・アソシエイツ社に関する情報は平成19年9月末現在のものです。為替換算レート:1米ドル=115.02円）

米プルデンシャル・インベストメント社における債券運用

- 債券の運用額は約1,970億米ドル（約22.7兆円）
運用対象としている債券の種類は米国国債、米国投資適格社債、米国ハイイールド債、米国地方債、グローバル債、エマージング債、短期金融商品（マネー・マーケット）等と多岐にわたっており、専門のマネージャーによる付加価値の高い債券運用サービスをご提供しております。
- 独自の信用調査と運用モデル、綿密な分析とリスク管理
独自の信用調査と運用モデルを駆使して、資産配分や割安と判断される銘柄選定を行います。

さらに、リスク管理の際にも綿密な信用分析および独自のモデルを活用し、徹底したリスク管理を図ります。

● 効果の高いボトムアップ・アプローチとトップダウン・アプローチの併用

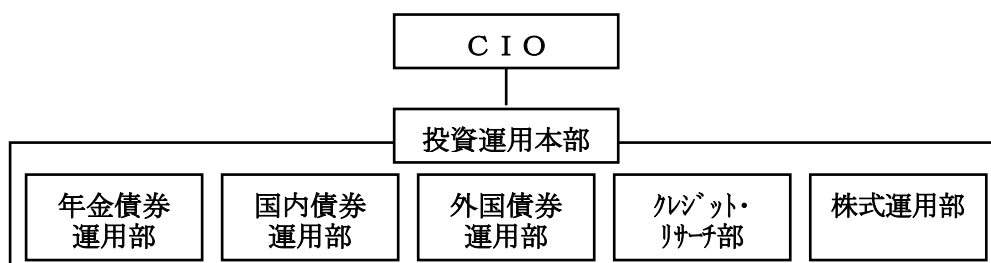
債券の種類ごと、社債の業種ごと等の相対的な価値の分析、銘柄の選定および売買執行等は、より専門的なノウハウの活かせるボトムアップ・アプローチで行います。また、投資戦略、資産配分およびリスク管理等は、グローバルで広範な視点から判断できるトップダウン・アプローチを採用しています。

● 一貫した投資プロセスで安定した投資成果の獲得

債券の種類ごとにそれぞれ専門に担当する各チームが連携して運用します。チーム運用に徹することで、運用プロセスの一貫性が保たれ、安定した投資成果の獲得につながると考えます。

(米プルデンシャル・インベストメント社に関する情報は平成19年9月末現在のものです。為替換算レート:1米ドル=115.02円)

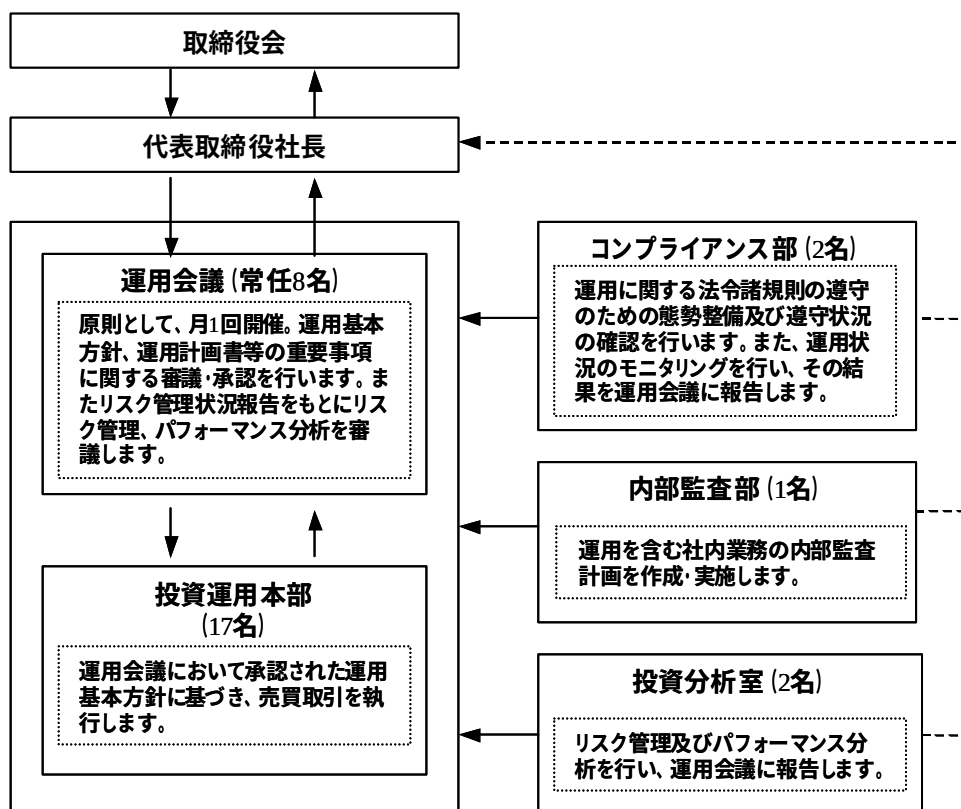
②委託会社の運用体制



③委託会社の運用体制に関する社内規則

委託会社は、資産運用およびリスク管理の基本方針を定める「運用規程」を遵守することにより、運用の適正性を確保することに努めます。

④委託会社の内部管理および意思決定を監督する組織等



⑤委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制

「受託銀行」に対しては、投資信託財産の管理業務を通じて、受託銀行の信託事務の正確性等を総合的に監視しています。また、財務状況、内部統制の整備及び運用状況についての確認を行います。

「投資顧問会社」に対しては、運用計画書の提出を受け、運用会議において審議・承認が行われます。また、定期的に投資顧問会社のモニタリングを行います。

※前記の運用体制等は平成20年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則、12月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益については、前記「(1) 投資方針」に基づき運用を行います。

(5) 【投資制限】

- ① 株式への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ①）
株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ②、第32条）
外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の60%以下とします。
- ③ 新株引受権証券等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ③、第22条）
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ④、第25条）
同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ⑤、第26条）
同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ⑥、第25条）
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ⑦、第22条）
投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 投資する株式等の範囲（投資信託約款第24条）
 - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同

じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- b. 前記 a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨ 信用取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第27条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 前記 a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- (a) 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - (b) 株式分割により取得する株券
 - (c) 有償増資により取得する株券
 - (d) 売出しにより取得する株券
 - (e) 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - (f) 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記(e)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩ 先物取引等の運用指図（投資信託約款第28条）

- a. 委託会社は、わが国の金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所等」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪ スワップ取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第29条）

- a. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なもの

のについてはこの限りではありません。

- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫ 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第30条）

- a. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬ 有価証券の貸付けの指図・目的・範囲（投資信託約款第31条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - (a) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - (b) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 前記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（投資信託約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮ 外国為替予約取引の指図・目的・範囲（投資信託約款第34条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 前記 a. の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 前記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- d. 前記 b. において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザー

ファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑩ 資金の借入れの指図・目的・範囲（投資信託約款第42条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

⑪ 同一の法人の発行する株式の投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託銀行に指図しないものとします。

（参考）マザーファンドの投資方針

PRU国内株式マザーファンド	
基本方針	この投資信託は、わが国の株式を中心に投資を行い、東証株価指数（TOPIX）※の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
運用方法	
投資対象	金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。
投資態度	① 東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 ② 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ③ 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑤ 当ファンドは、クオンティタティブ・マネジメント・アソシエイツ社より助言を受け、運用を行います。

投資制限	① 株式への投資には制限を設けません。 ② 外貨建資産への投資は行いません。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
------	---

※東証株価指数（TOPIX=Tokyo Stock Price Index）とは、わが国の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部銘柄の基準時（1968年1月4日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。

- ① TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。
- ② 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ③ 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④ 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤ マザーファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥ 株式会社東京証券取引所は、当ファンドの購入者または公衆に対し、マザーファンドの説明、投資のアドバイスを義務を持ちません。
- ⑦ 株式会社東京証券取引所は、委託会社または当ファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ⑧ 以上の項目に限らず、株式会社東京証券取引所はマザーファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

平成20年1月末現在において、「PRU国内株式マザーファンド」に投資しているファンドはPRUグッドライフ2010、PRUグッドライフ2020、PRUグッドライフ2030、PRUグッドライフ2040（当ファンド）、PRU国内株式マーケット・パフォーマー、プルデンシャル私募国内株式マーケット・パフォーマー（適格機関投資家向け）、PRUグッドライフ2010（年金）、PRUグッドライフ2020（年金）、PRUグッドライフ2030（年金）、PRUグッドライフ2040（年金）、プルデンシャル私募国内株式・債券バランスファンド（適格機関投資家向け）です。

なお、この他にも、今後「PRU国内株式マザーファンド」に投資するファンドが設定される場合があります。

PRU国内債券マザーファンド	
基本方針	わが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA-BPI（総合）※の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
運用方法	
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	① NOMURA-BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 ② 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資制限	① 外貨建資産への投資は行いません。 ② 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
------	--

※NOMURA-BPI（総合）とは、野村證券株式会社が公表している国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI（総合）は、野村證券株式会社の知的財産であり、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。

平成20年1月末現在において、「PRU国内債券マザーファンド」に投資しているファンドはPRUグッドライフ2010、PRUグッドライフ2020、PRUグッドライフ2030、PRUグッドライフ2040（当ファンド）、PRU国内債券マーケット・パフォーマー、PRUグッドライフ2010（年金）、PRUグッドライフ2020（年金）、PRUグッドライフ2030（年金）、PRUグッドライフ2040（年金）、プルデンシャル私募国内株式・債券バランスファンド（適格機関投資家向け）、プルデンシャル私募国内債券マーケット・パフォーマー（適格機関投資家向け）です。

なお、この他にも、今後「PRU国内債券マザーファンド」に投資するファンドが設定される場合があります。

PRU海外株式マザーファンド	
基本方針	日本を除く世界の主要国の株式を中心に投資を行い、MSCI KOKUSAI インデックス※（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
運用方法	
投資対象	原則として、MSCI KOKUSAI インデックスを構成している国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	① MSCI KOKUSAI インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 ② 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ③ 外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、運用の効率化を図るため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。 ④ 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ⑤ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑥ 運用にあたっては、投資一任契約に基づいてクオンティタティブ・マネジメント・アソシエーツ社に運用の指図に関する権限を委託します。 ● 委託する範囲：マザーファンドの運用指図 ● 委託先所在地：アメリカ合衆国ニュージャージー州ニューアーク、マッカーター・ハイウェイ・アンド・マーケット・ストリート、ゲートウェイ・センター2 ● 委託に係る費用：後記「4 手数料等及び税金 (3) 信託報酬等」をご参照ください。
投資制限	① 株式への投資には制限を設けません。 ② 外貨建資産への投資には制限を設けません。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

※「MSCI KOKUSAI インデックス」とは、MSCI（モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル）が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国で構成されています。

「MSCI KOKUSAI インデックス（円換算ベース）」は、「MSCI KOKUSAI インデックス（米ドルベース）」をもとに、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インクの承諾を受けたうえで委託会社で計算したものです。

「MSCI KOKUSAI インデックス」はモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インクの財産であり、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）はモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インクのサービス・マークです。

平成20年1月末現在において、「PRU海外株式マザーファンド」に投資しているファンドはPRUグッドライフ2010、PRUグッドライフ2020、PRUグッドライフ2030、PRUグッドライフ2040（当ファンド）、PRU海外株式マーケット・パフォーマー、PRUグッドライフ2010（年金）、PRUグッドライフ2020（年金）、PRUグッドライフ2030（年金）、PRUグッドライフ2040（年金）、プルデンシャル私募海外株式マーケット・パフォーマー（適格機関投資家向け）です。

なお、この他にも、今後「PRU海外株式マザーファンド」に投資するファンドが設定される場合が

あります。

PRU海外債券マザーファンド	
基本方針	日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、シティグループ世界国債インデックス※（除く日本）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
運用方法	
投資対象	日本を除く世界の主要国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	① シティグループ世界国債インデックス（除く日本）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 ② 外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、運用の効率化を図るため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。 ③ 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑤ 運用にあたっては、投資一任契約に基づいて米プルデンシャル・インベストメント社に運用の指図に関する権限を委託します。 ● 委託する範囲：マザーファンドの運用指図 ● 委託先所在地：アメリカ合衆国ニュージャージー州ニューアーク、マッカーター・ハイウェイ・アンド・マーケット・ストリート、ゲートウェイ・センター 2 ● 委託に係る費用：後記「4 手数料等及び税金（3）信託報酬等」をご参照ください。
投資制限	① 外貨建資産への投資には制限を設けません。 ② 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

※「シティグループ世界国債インデックス」とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

当ファンドでは、シティグループ世界国債インデックス・データをもとに、日興シティグループ証券株式会社の承諾を得たうえで、委託会社が円換算ベースに計算したものを使用します。

「シティグループ世界国債インデックス」に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。© Citigroup Global Markets Inc. All rights reserved.

平成20年1月末現在において、「PRU海外債券マザーファンド」に投資しているファンドはPRUグッドライフ2010、PRUグッドライフ2020、PRUグッドライフ2030、PRUグッドライフ2040（当ファンド）、PRU海外債券マーケット・パフォーマー、PRUグッドライフ2010（年金）、PRUグッドライフ2020（年金）、PRUグッドライフ2030（年金）、PRUグッドライフ2040（年金）、プルデンシャル私募海外債券マーケット・パフォーマー（適格機関投

資家向け) です。

なお、この他にも、今後「PRU海外債券マザーファンド」に投資するファンドが設定される場合があります。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドへの投資リスク

ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 資産配分リスク

当ファンドでは、基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを構築し、各マザーファンドへの資産配分を行います。また、この基本ガイドラインは、当ファンドの償還時期が近づくに当たって、実質的に組入れている株式の組入比率を漸減させ公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させることにより、時間の経過とともに株価等の変動リスクを低減させる運用を目指します。

この資産配分は当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益の悪い資産で運用するマザーファンドへの配分が大きい場合や複数またはすべての資産価値が下落する場合には、各マザーファンドの投資成果が各資産のベンチマークと同等あるいはそれ以上のものであったとしても、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

② 株価変動リスク

株式等の価格動向は、国内外の政治・経済情勢の影響を受けます。このため当ファンドが実質的に組入れている株式の値動きにより基準価額は変動します。また、当ファンドが実質的に組入れている株式を発行する企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、当ファンドに重大な損失を生じさせることがあります。

③ 金利変動リスク

一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

④ 信用リスク

公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

⑤ カントリー・リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受けることにより、基準価額が下がる要因となる可能性があります。

⑥ 為替変動リスク

一般的に、外国為替相場が対円で下落した場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。なお、当ファンドでは、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。このため、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が、ファンドの資産価値に影響を与えます。

⑦ 同一マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドによる影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドについて、当該マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドにおける資金流出入や資産配分の変更等により当該マザーファンド組入有価証券等の売買が発生した場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料・税金等の負担が当該マザーファンドの価額に影響を及ぼすことがあります。これにより当該マザーファンドの価額が下落した場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

(2)投資リスクに対する管理体制

運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認はコンプライアンス部が行います。全体的な運用状況の管理は投資運用本部が行います。運用に関するリスク管理およびパフォーマンス分析については、投資分析室が行います。これらの各部の情報は、原則として月1回開催される運用会議に報告され、その内容の確認・検討が行われた後に各部にフィードバックされ、その後の業務に反映されます。

(3) その他の留意点

- ・当ファンドはマザーファンドを通じて株式や債券など値動きのある証券（外貨建証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を下回ることがあります。
- ・投資信託財産に生じた損益は、すべて受益者に帰属します。
- ・投資信託は預金等とは異なり、預金保険機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は保険契約とは異なり、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託を登録金融機関で購入した場合は、投資者保護基金の対象にはなりません。
- ・法令・税制及び会計基準等は今後変更される可能性があり、これにより、当ファンドがあらかじめ目的としている投資成果を達成できないこともあります。

4【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

各販売会社の申込手数料の詳細については、委託会社にお問合わせください。

委託会社問合わせ先	
ぶる PRU ホットライン (フリーダイヤル)	0120-50-6690（受付時間：営業日の 9:00～17:00） 携帯電話・PHS からもご利用いただけます。 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業 年末最終営業日、年始営業開始日は 9:00～12:00
ホームページ	http://www.pru.co.jp

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約時に手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

計算期間	信託報酬率	信託報酬の配分		
		委託会社	販売会社	受託銀行
第1期計算期から第10期計算期	年1.764% (税抜1.68%)	年0.840% (税抜0.80%)	年0.840% (税抜0.80%)	年0.084% (税抜0.08%)
第11期計算期から第20期計算期	年1.554% (税抜1.48%)	年0.735% (税抜0.70%)	年0.735% (税抜0.70%)	
第21期計算期から第30期計算期	年1.344% (税抜1.28%)	年0.630% (税抜0.60%)	年0.630% (税抜0.60%)	
第31期計算期から第40期計算期	年1.134% (税抜1.08%)	年0.525% (税抜0.50%)	年0.525% (税抜0.50%)	

- ② 前記①の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。
- ④ 委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、前記①の委託会社が受ける報酬から支払うものとします。その報酬額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に以下に定める率を乗じて得た額とします。

PRU海外株式マザーファンド 年0.10%

PRU海外債券マザーファンド 年0.10%

(4) 【その他の手数料等】

① 信託事務の諸費用

- a. 投資信託財産に関する租税、次に掲げる諸費用その他の信託事務の処理に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額ならびに受託銀行の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中からその都度支弁します。
 - (a) 売買委託手数料等の有価証券取引等に要する費用および保管費用等
 - (b) 借入金の利息
- b. 前記 a. にかかわらず、委託会社は、信託事務の処理に要する費用のうち、次に掲げる費用および当該費用に係る消費税等相当額については、投資信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た額を上限に、かつその実費の額以内の額の支払いにつき、後記 c. にしたがって、投資信託財産から受けることができます。
 - (a) 投資信託振替制度に係る費用
 - (b) 有価証券届出書等開示書類および目論見書（これらの訂正も含みます。）、投資信託約款および運用報告書等の作成等に要する費用
 - (c) この信託の受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成等に要する費用
 - (d) この信託の設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要する費用
- c. 前記 b. で定める費用および当該費用に係る消費税等相当額は、投資信託約款に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日ならびに毎計算期間末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

② 監査報酬

- a. 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、投資信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額を上限に、かつ当該費用の実費の額以内の額を、当該費用に係る消費税等相当額とともに、投資信託約款に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上します。
- b. 前記 a. で定める費用および当該費用に係る消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日ならびに毎計算期間末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税については、次のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

① 個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、

当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

- d. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、後記「②収益分配金の課税について」をご参照ください。）。

② 収益分配金の課税について

- a. 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- b. 受益者が収益分配金を受取る際、(i) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- c. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

④ 個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

(a) 収益分配時の課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。また、収益分配金については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。

上記10%の税率は、平成21年4月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(b) 一部解約時および償還時の課税

個人の受益者が支払いを受ける一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。また、一部解約時および償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。また、一部解約時または償還時の損失については、確定申告を行うことにより、株式等の売買益との通算が可能となります。

上記10%の税率は、平成21年4月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、所得税7%（地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、税額控除の適用があります。

上記7%の税率は、平成21年4月1日以降は所得税15%（地方税の源泉徴収はありません。）となる予定です。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成20年1月31日現在)

投資資産の種類		時価 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券 (PRU国内株式マザーファンド)	日本	13,727,947	45.63
投資信託受益証券 (PRU国内債券マザーファンド)	日本	4,068,531	13.52
投資信託受益証券 (PRU海外株式マザーファンド)	日本	8,402,260	27.93
投資信託受益証券 (PRU海外債券マザーファンド)	日本	1,196,148	3.98
現金、預金、その他資産 (負債控除後)		2,688,977	8.94
合計 (純資産総額)		30,083,863	100.00

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考情報)

当ファンドが主要投資対象とするPRU国内株式マザーファンドの投資状況は以下の通りです。

(平成20年1月31日現在)

投資資産の種類		時価 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	1,836,594,060	92.72
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		144,275,716	7.28
合計 (純資産総額)		1,980,869,776	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

その他の資産の投資状況

(平成20年1月31日現在)

種類	取引所	資産名	買建／ 売建	数量 (枚)	通貨	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	東証	東証株価指数先物	買建	7	日本円	107,027,350	94,220,000	4.76

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

(注2) 時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配値等、原則に準じる方法で評価しています。

当ファンドが主要投資対象とするPRU国内債券マザーファンドの投資状況は以下の通りです。

(平成20年1月31日現在)

投資資産の種類		時価 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	1,598,560,350	75.25
地方債証券	日本	122,299,260	5.76
特殊債券	日本	228,967,930	10.78
社債券	日本	151,343,750	7.12
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		23,249,217	1.09
合計 (純資産総額)		2,124,420,507	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

当ファンドが主要投資対象とするPRU海外株式マザーファンドの投資状況は以下の通りです。

(平成20年1月31日現在)

投資資産の種類		時価 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	3,368,270,026	48.40
	カナダ	312,571,412	4.49
	ドイツ	315,597,310	4.53
	イタリア	137,961,651	1.98
	フランス	345,383,037	4.96
	オーストラリア	223,240,009	3.21
	イギリス	779,517,721	11.20
	スイス	248,113,181	3.57
	バミューダ	62,830,907	0.90
	香港	72,293,331	1.04
	シンガポール	42,242,397	0.61
	ニュージーランド	4,500,481	0.06
	オランダ	102,525,129	1.47
	スペイン	149,803,009	2.15
	ベルギー	43,556,480	0.63
	スウェーデン	78,618,234	1.13
	ノルウェー	31,814,114	0.46
	オーストリア	19,208,987	0.28
	ルクセンブルグ	20,083,335	0.29
	フィンランド	65,444,411	0.94
	デンマーク	32,262,617	0.46
	アイルランド	24,645,438	0.35
	ギリシャ	27,703,291	0.40
	キプロス	1,104,366	0.02
	ポルトガル	12,618,721	0.18
	ケイマン島	32,416,202	0.47
	ナイジェリア	539,598	0.01
	リベリア	1,623,238	0.02
	パナマ	7,897,774	0.11
	ジャージー	921,619	0.01
	アンティル	25,227,174	0.36
	マン島	461,311	0.01
小計		6,590,996,511	94.71
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		368,420,701	5.29
合計 (純資産総額)		6,959,417,212	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 時価は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

その他の資産の投資状況

(平成20年1月31日現在)

種類	取引所	資産名	買建／ 売建	数量 (枚)	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	シカゴ	S&P EMINI FU	買建	23	178,488,128	165,259,416	2.37
株価指数先物取引	ロンドン	MSCI PAN EUR	買建	39	150,939,235	133,629,237	1.92

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

(注2) 時価については、銀行等が計算日の対顧客先物相場を基準として計算し、取引証券会社から入手した価額で評価しております。

(注3) 簿価金額及び時価金額は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

当ファンドが主要投資対象とするPRU海外債券マザーファンドの投資状況は以下の通りです。

(平成20年1月31日現在)

投資資産の種類		時価 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	2,253,574,104	21.71
	カナダ	332,054,715	3.20
	ドイツ	3,086,429,588	29.73
	イタリア	1,567,721,584	15.10
	フランス	404,397,917	3.90
	オーストラリア	42,206,786	0.41
	イギリス	906,497,896	8.73
	スペイン	287,446,827	2.77
	ベルギー	245,853,541	2.37
	スウェーデン	90,594,496	0.87
	ノルウェー	31,132,925	0.30
	デンマーク	76,593,061	0.74
	ギリシャ	389,252,395	3.75
	ポーランド	102,807,369	0.99
	小 計	9,816,563,204	94.57
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		563,802,145	5.43
合計 (純資産総額)		10,380,365,349	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 時価は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

その他の資産の投資状況

(平成20年1月31日現在)

種類	買建／ 売建	通貨	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	ドル	11,824,221.42	1,257,789,948	1,255,810,446	12.10
		カナダドル	239,093.64	24,925,384	25,499,333	0.25
		オーストラリアドル	53,948.25	5,099,517	5,074,372	0.05
		ポンド	105,227.01	22,020,745	22,179,634	0.21
		スイスフラン	890,274.30	85,824,788	87,318,101	0.84
		シンガポールドル	641,748.88	48,107,844	48,093,111	0.46
		スウェーデンクローネ	2,423,451.82	39,301,546	40,423,176	0.39
		ノルウェークローネ	707,373.51	13,592,535	13,807,930	0.13
		デンマーククローネ	775,074.75	16,081,280	16,369,578	0.16
		ポーランドズロチ	714,192.93	30,257,109	30,981,687	0.30
		ユーロ	1,510,253.12	236,766,353	237,822,952	2.29
	売建	ドル	7,612,660.38	811,519,354	808,572,771	△7.79
		カナダドル	922,973.37	98,822,350	98,435,108	△0.95
		オーストラリアドル	5,325.98	502,133	500,961	△0.00
		ポンド	476,843.06	100,464,013	100,461,295	△0.97
		スウェーデンクローネ	2,410,315.00	39,794,300	40,204,054	△0.39
		ポーランドズロチ	385,440.00	16,747,368	16,720,387	△0.16
		ユーロ	2,601,988.82	407,389,873	409,631,098	△3.95

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(注2) 簿価金額及び時価金額は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成20年 1 月31日現在)

主要銘柄の明細

(単位：円)

地域	種類	銘柄	額面金額	簿価単価	簿価金額	時価単価	時価金額	投資 比率 (%)
日本	投資信託受 益証券	PRU国内株式マザー ファンド	11,611,222	13,556	15,740,565	11,823	13,727,947	45.63
日本	投資信託受 益証券	PRU国内債券マザー ファンド	3,732,598	10,803	4,032,417	10,900	4,068,531	13.52
日本	投資信託受 益証券	PRU海外株式マザー ファンド	6,476,729	15,079	9,766,692	12,973	8,402,260	27.93
日本	投資信託受 益証券	PRU海外債券マザー ファンド	708,619	17,269	1,223,718	16,880	1,196,148	3.98

(注1) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(注2) 投資信託受益証券の簿価単価および時価単価は、1万口当たりの価額です。

(参考情報)

PRU国内株式マザーファンド

	地域	種類	業種	銘柄名	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	日本円	14,500	6,091.69	88,329,613	5,820.00	84,390,000	4.26
2	日本	株式	銀行業	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本円	59,900	1,141.44	68,372,604	1,033.00	61,876,700	3.12
3	日本	株式	銀行業	三井住友フィナンシャルグループ	日本円	43	903,815.11	38,864,050	838,000.00	36,034,000	1.82
4	日本	株式	銀行業	みずほフィナンシャルグループ	日本円	64	606,867.37	38,839,512	498,000.00	31,872,000	1.61
5	日本	株式	その他製品	任天堂	日本円	600	67,000.00	40,200,000	53,000.00	31,800,000	1.61
6	日本	株式	電気機器	ソニー	日本円	5,900	5,885.23	34,722,872	5,220.00	30,798,000	1.55
7	日本	株式	電気機器	キヤノン	日本円	6,600	5,737.95	37,870,480	4,580.00	30,228,000	1.53
8	日本	株式	輸送用機器	本田技研工業	日本円	9,000	3,719.11	33,472,038	3,320.00	29,880,000	1.51
9	日本	株式	医薬品	武田薬品工業	日本円	4,400	6,890.74	30,319,266	6,450.00	28,380,000	1.43
10	日本	株式	電気機器	松下電器産業	日本円	11,000	2,335.00	25,685,000	2,250.00	24,750,000	1.25
11	日本	株式	情報・通信業	日本電信電話	日本円	48	526,930.12	25,292,646	508,000.00	24,384,000	1.23
12	日本	株式	卸売業	三菱商事	日本円	7,700	2,970.51	22,872,953	2,780.00	21,406,000	1.08
13	日本	株式	鉄鋼	新日本製鐵	日本円	31,000	640.85	19,866,642	638.00	19,778,000	1.00
14	日本	株式	不動産業	三菱地所	日本円	7,000	2,865.00	20,055,000	2,820.00	19,740,000	1.00
15	日本	株式	卸売業	三井物産	日本円	9,000	2,243.61	20,192,557	2,125.00	19,125,000	0.97
16	日本	株式	電気・ガス業	東京電力	日本円	6,700	3,053.18	20,456,371	2,760.00	18,492,000	0.93
17	日本	株式	保険業	ミレアホールディングス	日本円	4,600	3,989.97	18,353,899	4,010.00	18,446,000	0.93
18	日本	株式	陸運業	東日本旅客鉄道	日本円	20	953,223.65	19,064,473	879,000.00	17,580,000	0.89
19	日本	株式	情報・通信業	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	日本円	104	178,962.70	18,612,121	167,000.00	17,368,000	0.88
20	日本	株式	証券・商品先物取引業	野村ホールディングス	日本円	10,800	1,974.11	21,320,449	1,573.00	16,988,400	0.86
21	日本	株式	電気機器	日立製作所	日本円	18,000	785.44	14,138,004	795.00	14,310,000	0.72
22	日本	株式	食料品	日本たばこ産業	日本円	25	676,150.56	16,903,764	558,000.00	13,950,000	0.70
23	日本	株式	鉄鋼	ジェイ・エフ・イーホールディングス	日本円	2,800	5,543.45	15,521,675	4,910.00	13,748,000	0.69
24	日本	株式	機械	小松製作所	日本円	4,800	3,096.15	14,861,537	2,560.00	12,288,000	0.62
25	日本	株式	輸送用機器	日産自動車	日本円	11,700	1,226.80	14,353,656	1,013.00	11,852,100	0.60
26	日本	株式	電気機器	東芝	日本円	16,000	873.87	13,981,927	718.00	11,488,000	0.58
27	日本	株式	情報・通信業	KDDI	日本円	16	766,625.87	12,266,014	718,000.00	11,488,000	0.58
28	日本	株式	医薬品	第一三共	日本円	3,600	3,537.82	12,736,177	3,190.00	11,484,000	0.58
29	日本	株式	電気・ガス業	関西電力	日本円	4,300	2,865.72	12,322,612	2,660.00	11,438,000	0.58
30	日本	株式	医薬品	アステラス製薬	日本円	2,400	4,950.23	11,880,564	4,610.00	11,064,000	0.56

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

PRU国内債券マザーファンド

	地域	種類	銘柄名	利率 (%)	償還期限	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第240回利付国債 (10年)	1.3	2012/6/20	日本円	80,000,000	101.40	81,126,400	101.98	81,584,800	3.84
2	日本	国債証券	第219回 利付国 債 (10年)	1.8	2010/3/22	日本円	70,000,000	102.38	71,670,900	102.61	71,828,400	3.38
3	日本	国債証券	第234回利付国債 (10年)	1.4	2011/9/20	日本円	60,000,000	101.88	61,129,200	102.34	61,407,600	2.89
4	日本	国債証券	第214回 利付国 債 (10年)	1.8	2009/9/21	日本円	50,000,000	101.96	50,980,500	102.03	51,018,500	2.40
5	日本	国債証券	第282回利付国債 (10年)	1.7	2016/9/20	日本円	40,000,000	102.82	41,130,800	103.50	41,400,800	1.95
6	日本	国債証券	第284回利付国債 (10年)	1.7	2016/12/20	日本円	40,000,000	102.65	41,060,400	103.26	41,305,200	1.94
7	日本	国債証券	第289回利付国債 (10年)	1.5	2017/12/20	日本円	40,000,000	100.91	40,366,600	100.60	40,242,000	1.89
8	日本	国債証券	第41回利付国債 (5年)	0.7	2009/9/20	日本円	40,000,000	100.01	40,006,800	100.25	40,102,800	1.89
9	日本	社債券	第505回東京電力 株式会社社債 (一般担保付)	0.775	2013/4/25	日本円	40,000,000	97.50	39,000,400	98.24	39,298,400	1.85
10	日本	国債証券	第262回利付国債 (10年)	1.9	2014/6/20	日本円	30,000,000	104.83	31,451,700	105.35	31,607,400	1.49
11	日本	国債証券	第278回利付国債 (10年)	1.8	2016/3/20	日本円	30,000,000	104.08	31,225,500	104.67	31,401,000	1.48
12	日本	国債証券	第88回利付国債 (20年)	2.3	2026/6/20	日本円	30,000,000	104.40	31,322,400	104.17	31,251,000	1.47
13	日本	国債証券	第285回利付国債 (10年)	1.7	2017/3/20	日本円	30,000,000	102.46	30,738,600	103.09	30,927,600	1.46
14	日本	地方債証 券	第565回東京都公 募公債	1.9	2010/9/24	日本円	30,000,000	102.74	30,824,100	102.99	30,899,100	1.45
15	日本	国債証券	第237回利付国債 (10年)	1.5	2012/3/20	日本円	30,000,000	102.27	30,683,700	102.79	30,837,000	1.45
16	日本	国債証券	第274回利付国債 (10年)	1.5	2015/12/20	日本円	30,000,000	101.93	30,580,500	102.52	30,757,800	1.45
17	日本	国債証券	第254回利付国債 (10年)	1.4	2013/9/20	日本円	30,000,000	101.82	30,546,900	102.40	30,720,300	1.45
18	日本	国債証券	第235回利付国債 (10年)	1.4	2011/12/20	日本円	30,000,000	101.92	30,577,500	102.36	30,710,400	1.45
19	日本	国債証券	第232回利付国債 (10年)	1.2	2011/6/20	日本円	30,000,000	101.18	30,354,000	101.66	30,498,600	1.44
20	日本	国債証券	第63回利付国債 (5年)	1.2	2012/3/20	日本円	30,000,000	101.02	30,307,800	101.55	30,466,200	1.43
21	日本	国債証券	第267回利付国債 (10年)	1.3	2014/12/20	日本円	30,000,000	100.94	30,282,600	101.50	30,451,200	1.43
22	日本	国債証券	第213回利付国債 (10年)	1.4	2009/6/22	日本円	30,000,000	101.11	30,334,200	101.21	30,364,500	1.43
23	日本	国債証券	第50回利付国債 (5年)	0.8	2010/9/20	日本円	30,000,000	100.06	30,020,100	100.47	30,143,100	1.42
24	日本	国債証券	第250回利付国債 (10年)	0.5	2013/6/20	日本円	30,000,000	97.00	29,100,000	97.70	29,310,000	1.38
25	日本	社債券	第375回東北電力 株式会社社債 (一般担保付)	3.7	2015/6/25	日本円	20,000,000	116.17	23,234,600	116.55	23,311,000	1.10

	地域	種類	銘柄名	利率 (%)	償還期限	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
26	日本	社債券	第7回東日本旅客鉄道株式会社社債	3.3	2017/8/25	日本円	20,000,000	114.32	22,865,200	114.76	22,953,600	1.08
27	日本	国債証券	第70回利付国債(20年)	2.4	2024/6/20	日本円	20,000,000	106.89	21,378,600	106.70	21,341,800	1.00
28	日本	国債証券	第261回利付国債(10年)	1.8	2014/6/20	日本円	20,000,000	104.23	20,846,000	104.72	20,945,600	0.99
29	日本	国債証券	第226回 利付国債(10年)	1.8	2010/12/20	日本円	20,000,000	103.00	20,600,200	103.32	20,665,600	0.97
30	日本	国債証券	第276回利付国債(10年)	1.6	2015/12/20	日本円	20,000,000	102.66	20,533,000	103.24	20,649,600	0.97

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

PRU海外株式マザーファンド

	地域	種類	業種	銘柄名	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	エネルギー	EXXON MOBIL CORPORATION	USD	14,690	9,366.30	137,591,085	9,073.79	133,294,004	1.92
2	アメリカ	株式	資本財	GENERAL ELECTRIC CO.	USD	27,200	3,852.46	104,787,135	3,722.93	101,263,859	1.46
3	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	MICROSOFT CORP	USD	22,350	3,486.72	77,928,370	3,426.08	76,572,888	1.10
4	アメリカ	株式	電気通信サービス	AT&T INC	USD	16,138	4,026.50	64,979,722	3,974.03	64,133,057	0.92
5	アメリカ	株式	家庭用品・パーソナル用品	PROCTER & GAMBLE CO	USD	8,204	7,789.74	63,907,102	6,925.57	56,817,425	0.82
6	イギリス	株式	エネルギー	BP PLC	GBP	50,342	1,240.88	62,468,614	1,108.84	55,821,497	0.80
7	イギリス	株式	電気通信サービス	VODAFONE GROUP PLC	GBP	140,260	382.76	53,686,808	373.98	52,455,036	0.75
8	アメリカ	株式	各種金融	BANK OF AMERICA CORP	USD	11,667	4,737.44	55,271,801	4,491.14	52,398,177	0.75
9	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノ・ライフサイエンス	JOHNSON & JOHNSON	USD	7,700	7,222.53	55,613,524	6,618.08	50,959,216	0.73
10	アメリカ	株式	エネルギー	CHEVRON CORP	USD	5,650	9,274.07	52,398,542	8,855.67	50,034,546	0.72
11	イギリス	株式	銀行	HSBC HOLDINGS PLC	GBP	30,949	1,702.16	52,680,369	1,596.14	49,399,107	0.71
12	スイス	株式	食品・飲料・タバコ	NESTLE SA-REGISTERED	CHF	1,037	52,744.45	54,696,001	46,895.27	48,630,400	0.70
13	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	ALTRIA GROUP INC	USD	5,580	8,225.36	45,897,533	8,148.11	45,466,464	0.65
14	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノ・ライフサイエンス	PFIZER INC	USD	18,255	2,496.09	45,566,209	2,457.83	44,867,869	0.64
15	アメリカ	株式	各種金融	JPMORGAN CHASE & CO	USD	8,876	4,699.34	41,711,396	5,038.03	44,717,643	0.64
16	フランス	株式	エネルギー	TOTAL SA	EUR	5,767	8,638.99	49,821,064	7,680.49	44,293,411	0.64
17	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	INTL BUSINESS MACHINES CORP	USD	3,750	11,345.43	42,545,370	11,243.28	42,162,330	0.61
18	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	CISCO SYSTEMS INC	USD	16,050	2,863.58	45,960,464	2,591.90	41,600,059	0.60
19	アメリカ	株式	各種金融	CITIGROUP INC	USD	13,700	3,425.35	46,927,400	2,965.36	40,625,541	0.58
20	フィンランド	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	NOKIA	EUR	10,458	4,162.24	43,528,714	3,723.44	38,939,794	0.56
21	イギリス	株式	医薬品・バイオテクノ・ライフサイエンス	GLAXOSMITHKLINE PLC	GBP	14,834	2,721.04	40,363,970	2,481.95	36,817,296	0.53
22	イギリス	株式	エネルギー	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	GBP	9,525	4,135.17	39,387,585	3,782.12	36,024,739	0.52
23	スペイン	株式	電気通信サービス	TELEFONICA S.A.	EUR	11,506	3,663.46	42,151,844	3,044.73	35,032,704	0.50
24	スイス	株式	医薬品・バイオテクノ・ライフサイエンス	ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	CHF	1,839	20,508.66	37,715,444	19,003.63	34,947,684	0.50
25	アメリカ	株式	食品・生活必需品小売り	WAL-MART STORES INC	USD	6,500	5,129.51	33,341,876	5,230.62	33,999,056	0.49

	地域	種類	業種	銘柄名	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
26	アメリカ	株式	半導体・半導体 製造装置	INTEL CORP	USD	15,400	2,786.01	42,904,629	2,201.41	33,901,806	0.49
27	アメリカ	株式	食品・飲料・タ バコ	COCA-COLA COMPANY	USD	5,510	6,666.86	36,734,440	6,146.72	33,868,471	0.49
28	アメリカ	株式	保険	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	USD	5,780	5,917.42	34,202,705	5,784.96	33,437,115	0.48
29	アメリカ	株式	ソフトウェア・ サービス	GOOGLE INC-CL A	USD	570	72,794.62	41,492,935	58,335.92	33,251,478	0.48
30	アメリカ	株式	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	HEWLETT-PACKARD CO.	USD	7,150	5,353.72	38,279,102	4,632.65	33,123,490	0.48

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(注2) 時価は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

PRU海外債券マザーファンド

	地域	種類	銘柄名	利率 (%)	償還期限	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	5.5	2010/11/1	EUR	3,517,000	16,469.24	579,223,198	16,500.59	580,325,876	5.59
2	ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWE ISUNGEN	3.75	2009/3/13	EUR	3,188,000	15,750.85	502,137,212	15,790.31	503,395,197	4.85
3	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	4.0	2017/2/1	EUR	3,180,000	15,462.35	491,702,883	15,473.05	492,043,155	4.74
4	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB DEUTSCHLAND	3.75	2015/1/4	EUR	2,755,000	15,549.77	428,396,227	15,698.76	432,501,014	4.17
5	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB DEUTSCHLAND	5.375	2010/1/4	EUR	2,517,000	16,290.66	410,036,073	16,312.76	410,592,269	3.96
6	ギリシャ	国債証券	HELLENIC REPUBLIC	4.1	2012/8/20	EUR	2,351,000	15,755.58	370,413,695	15,858.18	372,825,924	3.59
7	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB DEUTSCHLAND	4.25	2014/7/4	EUR	2,158,000	16,137.00	348,236,473	16,180.17	349,168,249	3.36
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.125	2012/8/31	USD	2,969,000	11,018.21	327,130,913	11,201.92	332,585,151	3.20
9	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB DEUTSCHLAND	4.75	2034/7/4	EUR	1,930,000	16,391.20	316,350,243	16,276.46	314,135,693	3.03
10	イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM TREASURY	8.0	2015/12/7	GBP	1,091,000	25,948.00	283,092,682	25,825.84	281,759,975	2.71
11	ドイツ	国債証券	BUNDESOBLIGATION	3.5	2011/10/14	EUR	1,700,000	15,610.37	265,376,392	15,720.86	267,254,688	2.57
12	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	4.0	2037/2/1	EUR	1,945,000	13,767.24	267,772,837	13,580.55	264,141,767	2.54
13	ドイツ	国債証券	BUNDESOBLIGATION	2.5	2010/10/8	EUR	1,714,000	15,271.01	261,745,282	15,375.19	263,530,832	2.54
14	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM	8.0	2012/12/24	EUR	1,318,000	18,667.56	246,038,529	18,653.53	245,853,541	2.37
15	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	4.25	2019/4/25	EUR	1,430,000	15,744.05	225,139,937	15,837.66	226,478,618	2.18
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	8.75	2020/8/15	USD	1,417,000	15,474.81	219,278,182	15,429.66	218,638,313	2.11
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.75	2037/2/15	USD	1,897,000	11,326.42	214,862,243	11,181.97	212,122,060	2.04
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.25	2017/11/15	USD	1,804,000	10,888.22	196,423,523	11,083.88	199,953,325	1.93
19	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB DEUTSCHLAND	3.75	2013/7/4	EUR	1,255,000	15,703.63	197,080,586	15,826.61	198,624,040	1.91
20	イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM TREASURY	4.25	2036/3/7	GBP	915,000	20,668.18	189,113,898	20,576.53	188,275,297	1.81
21	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	8.5	2023/4/25	EUR	779,000	22,945.20	178,743,114	22,839.44	177,919,299	1.71
22	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB DEUTSCHLAND	5.25	2011/1/4	EUR	1,044,000	16,421.16	171,436,992	16,502.17	172,282,675	1.66
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.25	2014/11/15	USD	1,532,000	11,039.00	169,117,480	11,233.51	172,097,408	1.66
24	イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM TREASURY	6.0	2028/12/7	GBP	676,000	25,425.02	171,873,169	25,204.30	170,381,069	1.64
25	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4.4	2015/1/31	EUR	1,017,000	16,163.72	164,385,119	16,170.70	164,456,100	1.58

	地域	種類	銘柄名	利率 (%)	償還期限	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	7.25	2022/8/15	USD	1,168,000	14,022.34	163,780,937	14,053.11	164,140,351	1.58
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.875	2009/5/15	USD	1,445,000	10,854.87	156,852,989	10,855.29	156,858,994	1.51
28	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	3.75	2016/8/1	EUR	1,003,000	15,297.53	153,434,322	15,272.59	153,184,161	1.48
29	イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM TREASURY	5.0	2012/3/7	GBP	684,000	21,577.25	147,588,407	21,620.90	147,886,960	1.42
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	8.875	2017/8/15	USD	983,000	14,807.88	145,561,530	14,930.91	146,770,866	1.41

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(注2) 時価は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	91.06
合計	91.06

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(参考情報)

PRU国内株式マザーファンド

業種		投資比率 (%)
株式	水産・農林業	0.05
	鉱業	0.39
	建設業	1.65
	食料品	2.84
	繊維製品	0.77
	パルプ・紙	0.30
	化学	4.96
	医薬品	4.06
	石油・石炭製品	0.60
	ゴム製品	0.48
	ガラス・土石製品	1.23
	鉄鋼	3.10
	非鉄金属	1.13
	金属製品	0.48
	機械	4.10
	電気機器	12.86
	輸送用機器	9.32
	精密機器	1.26
	その他製品	2.60
	電気・ガス業	4.06
	陸運業	3.18
	海運業	0.91
	空運業	0.38
	倉庫・運輸関連業	0.21
	情報・通信業	4.92
	卸売業	4.44
	小売業	2.92
	銀行業	10.58
	証券・商品先物取引業	1.43
	保険業	2.37
	その他金融業	1.28
	不動産業	2.64
	サービス業	1.21
合計		92.72

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

PRU国内債券マザーファンド

種類	投資比率（％）
国債証券	75.25
地方債証券	5.76
特殊債券	10.78
社債券	7.12
合計	98.91

（注） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

PRU海外株式マザーファンド

業種		投資比率 (%)
株式	エネルギー	11.02
	素材	6.62
	資本財	7.84
	商業サービス・用品	0.65
	運輸	1.64
	自動車・自動車部品	1.25
	耐久消費財・アパレル	1.06
	消費者サービス	1.31
	メディア	2.47
	小売	2.02
	食品・生活必需品小売り	2.19
	食品・飲料・タバコ	5.12
	家庭用品・パーソナル用品	1.44
	ヘルスケア機器・サービス	2.62
	医薬品・バイオテクノ・ライフサイエンス	6.44
	銀行	8.93
	各種金融	6.30
	保険	4.83
	不動産	2.04
	ソフトウェア・サービス	3.59
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.69
	電気通信サービス	4.78
	公益事業	4.44
	半導体・半導体製造装置	1.41
合計		94.71

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

PRU海外債券マザーファンド

種類	投資比率 (%)
国債証券	94.57
合計	94.57

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

PRU国内株式マザーファンド

(平成20年1月31日現在)

種類	取引所	資産名	買建／ 売建	数量 (枚)	通貨	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先 物取引	東証	東証株価指数先物	買建	7	日本円	107,027,350	94,220,000	4.76

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

(注2) 時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配値等、原則に準じる方法で評価しています。

PRU海外株式マザーファンド

(平成20年1月31日現在)

種類	取引所	資産名	買建／ 売建	数量 (枚)	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	シカゴ	S&P EMINI FU	買建	23	178,488,128	165,259,416	2.37
株価指数先物取引	ロンドン	MSCI PAN EUR	買建	39	150,939,235	133,629,237	1.92

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

(注2) 時価については、銀行等が計算日の対顧客先物相場を基準として計算し、取引証券会社から入手した価額で評価しております。

(注3) 簿価金額及び時価金額は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

PRU海外債券マザーファンド

(平成20年1月31日現在)

種類	買建／ 売建	通貨	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	ドル	11,824,221.42	1,257,789,948	1,255,810,446	12.10
		カナダドル	239,093.64	24,925,384	25,499,333	0.25
		オーストラリアドル	53,948.25	5,099,517	5,074,372	0.05
		ポンド	105,227.01	22,020,745	22,179,634	0.21
		スイスフラン	890,274.30	85,824,788	87,318,101	0.84
		シンガポールドル	641,748.88	48,107,844	48,093,111	0.46
		スウェーデンクローネ	2,423,451.82	39,301,546	40,423,176	0.39
		ノルウェークローネ	707,373.51	13,592,535	13,807,930	0.13
		デンマーククローネ	775,074.75	16,081,280	16,369,578	0.16
		ポーランドズロチ	714,192.93	30,257,109	30,981,687	0.30
		ユーロ	1,510,253.12	236,766,353	237,822,952	2.29
	売建	ドル	7,612,660.38	811,519,354	808,572,771	△7.79
		カナダドル	922,973.37	98,822,350	98,435,108	△0.95
		オーストラリアドル	5,325.98	502,133	500,961	△0.00
		ポンド	476,843.06	100,464,013	100,461,295	△0.97
		スウェーデンクローネ	2,410,315.00	39,794,300	40,204,054	△0.39
		ポーランドズロチ	385,440.00	16,747,368	16,720,387	△0.16
		ユーロ	2,601,988.82	407,389,873	409,631,098	△3.95

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(注2) 簿価金額及び時価金額は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

		純資産総額 (円)	1 万口当たりの純資産額 (基準価額) (円)
第 1 計算期間末	(分配付)	176,295,376	9,189
(平成13年12月10日)	(分配落)	176,295,376	9,189
第 2 計算期間末	(分配付)	70,958,579	7,743
(平成14年12月10日)	(分配落)	70,958,579	7,743
第 3 計算期間末	(分配付)	55,190,731	8,429
(平成15年12月10日)	(分配落)	55,190,731	8,429
第 4 計算期間末	(分配付)	56,199,735	9,183
(平成16年12月10日)	(分配落)	56,199,735	9,183
第 5 計算期間末	(分配付)	63,244,230	12,080
(平成17年12月12日)	(分配落)	63,244,230	12,080
第 6 計算期間末	(分配付)	55,592,061	12,573
(平成18年12月11日)	(分配落)	55,592,061	12,573
平成19年 1 月末日		33,961,396	13,156
平成19年 2 月末日		32,023,661	13,140
平成19年 3 月末日		32,192,350	13,077
平成19年 4 月末日		33,587,562	13,297
平成19年 5 月末日		34,561,323	13,615
平成19年 6 月末日		36,008,138	13,689
平成19年 7 月末日		34,983,119	13,209
平成19年 8 月末日		34,077,831	12,734
平成19年 9 月末日		35,066,168	13,000
平成19年10月末日		35,230,755	13,080
平成19年11月末日		33,676,308	12,468
第 7 計算期間末	(分配付)	34,266,509	12,667
(平成19年12月10日)	(分配落)	34,266,509	12,667
平成19年12月末日		33,540,626	12,388
平成20年 1 月末日		30,083,863	11,350

②【分配の推移】

決算期		1 万口当たりの分配金 (円)
第 1 計算期間末	平成13年12月10日	0
第 2 計算期間末	平成14年12月10日	0
第 3 計算期間末	平成15年12月10日	0
第 4 計算期間末	平成16年12月10日	0
第 5 計算期間末	平成17年12月12日	0
第 6 計算期間末	平成18年12月11日	0
第 7 計算期間末	平成19年12月10日	0

③【収益率の推移】

期間	収益率 (%)
第 1 計算期間 (平成13年 3 月16日から平成13年12月10日)	△8.1
第 2 計算期間 (平成13年12月11日から平成14年12月10日)	△15.7
第 3 計算期間 (平成14年12月11日から平成15年12月10日)	8.9
第 4 計算期間 (平成15年12月11日から平成16年12月10日)	8.9
第 5 計算期間 (平成16年12月11日から平成17年12月12日)	31.5
第 6 計算期間 (平成17年12月13日から平成18年12月11日)	4.1
第 7 計算期間 (平成18年12月12日から平成19年12月10日)	0.7

(注) 収益率は、計算期間末の基準価額（分配金込み）から前期末基準価額（当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。なお、第 1 期の収益率については、元本（1 万円）を前期末基準価額とみなして計算しています。

6【手続等の概要】

I 申込（販売）手続等

(1) 申込方法

- ① 当ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設し、取得の申込みを行うものとします。
- ② 取得申込みの際には、「一般コース（口数指定）」、「一般コース（金額指定）」および「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースを指定するものとします。なお、販売会社により取扱い可能なコースが異なります。各販売会社の取扱いコースについては、委託会社にお問合わせください。
- ③ 原則として、毎営業日に取得の申込みができます。ただし、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行が休業日の場合には、お申込みの受付はいたしません。

（注1）申込みの受付は営業日の午後3時（年末年始などの金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および、すでに受付けた取得申込みを取消することができます。

（注2）平成21年3月末までの日本における営業日でニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日に該当する日は以下のとおりです。

なお、現地の事情等により祝日および休業日等が変更される場合がありますので、詳しくは委託会社にお問合わせください。

平成20年3月21日	平成20年3月24日	平成20年5月26日	平成20年7月4日
平成20年8月25日	平成20年9月1日	平成20年11月11日	平成20年11月27日
平成20年12月25日	平成20年12月26日	平成21年1月19日	平成21年2月16日

委託会社問合わせ先	
ぶる PRU ホットライン (フリーダイヤル)	0120-50-6690 (受付時間：営業日の 9:00～17:00) 携帯電話・PHS からご利用いただけます。 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業 年末最終営業日、年始営業開始日は 9:00～12:00
ホームページ	http://www.pru.co.jp

(2) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、収益分配金の自動再投資の場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「グッド40」として掲載されます。

(3) 申込手数料

申込手数料は、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

(4) 申込単位

申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。

各販売会社の申込単位については、前記「(1)申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

(5) 申込取扱場所

販売会社の本・支店、営業所等とします。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。販売会社については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

(6) 申込代金の支払い

当ファンドの取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込口数）に申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額を、販売会社の定める日までに支払うものとします。

(7) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託銀行は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

II 換金（解約）手続等

・一部解約

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前記①の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ③ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- ⑤ 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。
- ⑦ 一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記⑤に準じて計算され

た価額とします。

- ⑧ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- ⑨ 一部解約の価額は、前記「I 申込（販売）手続等 (1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。
- ⑩ 一部解約の実行の請求の受付けは営業日の午後3時（年末年始などの金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。
- ⑪ 一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益証券をお手元で保有されている方は、一部解約の実行の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

7【管理及び運営の概要】

I 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

- ① 基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。当ファンドの主要投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：計算日における基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主要投資対象の評価方法

株式：金融商品取引所に上場されている株式は、原則として当該金融商品取引所における計算日の最終相場（外国株式であって外国の金融商品取引市場に上場されている株式は、原則として当該金融商品取引市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

公社債：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

- ② 基準価額は、原則として毎営業日計算されます。
- ③ 基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。
- ④ 基準価額は、前記「6 手続等の概要 I 申込（販売）手続等（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「グッド40」として掲載されます。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日（平成13年3月16日）から平成52年12月10日までとします。ただし、後記「(5) その他 ①信託の終了」の場合には、当該信託の終了の日までとなります。

(4) 計算期間

- ① 当ファンドの計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成13年3月16日から平成13年12月10日までとします。
- ② 前記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) その他

① 信託の終了

a. 投資信託契約の解約

- (a) 委託会社は、信託期間中において、当ファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記(a)の投資信託契約の解約をしません。
- (e) 委託会社は、当ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前記(c)から(e)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 投資信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
 - (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - (b) 前記(a)の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「②投資信託約款の変更」のd. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。
- d. 受託銀行の辞任および解任に伴う取扱い
 - (a) 受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。受託銀行が辞任した場合、または裁判所が受託銀行を解任した場合、委託会社は、後記「②投資信託約款の変更」にしたがい、新受託銀行を選任します。
 - (b) 委託会社が新受託銀行を選任できないときは、委託会社は当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 投資信託約款の変更
 - a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
 - b. 委託会社は、前記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、

変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- c. 前記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記a. の投資信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、前記a. からe. の規定にしたがいます。

③ 運用報告書等の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が計算期間の終了毎に、半期報告書の提出が計算期間開始6ヵ月経過毎になされます。また委託会社は、法令の定めるところにより、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、販売会社を経由して知れている受益者に交付します。

④ 投資信託財産に関する報告

- a. 受託銀行は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。
- b. 受託銀行は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑤ 受託銀行による資金の立替え

- a. 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託銀行は資金の立替えをすることができます。
- b. 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託銀行がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- c. 立替金の決済および利息については、受託銀行と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

⑥ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑧ 投資信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

⑨ ファンド資産の保管

- a. 保管業務の委任

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

b. 有価証券の保管

受託銀行は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

c. 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下c.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

d. 投資信託財産の登記等および記載等の留保等

- (a) 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (b) 前記(a)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- (c) 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (d) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

⑩ 信託事務処理の再信託

受託銀行は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

⑪ 関係法人との契約の更新に関する手続き

- a. 販売会社との「投資信託受益権の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に係る契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができるものとします。
- b. 投資顧問会社との「投資助言契約」に係る契約の有効期間は、契約締結の日から、当ファンドの信託の終了する日までとします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができるものとします。
- c. 前記a.、b.の契約の一部を変更する場合、その変更の内容が重大であるものに関しては、有価証券届出書の訂正届出書または臨時報告書を提出することにより開示します。

II 受益者の権利等

当ファンドの投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。委託会社は、当初設定に係る信託の受益権については59,607,968口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

- ① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（一般コースの場合は、原則として決算日から起算して5営業日目。）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、投資信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
 - ② 前記①にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、投資信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、前記「6 手続等の概要 II 換金（解約）手続等」により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記①の規定に準じて受益者に支払います。
 - ③ 受益者が収益分配金について、前記①の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
- （注）「別に定める契約」とは、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合に、自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）にしたがって、取得申込者と販売会社が締結する契約のことをいいます。

(2) 償還金に対する請求権

- ① 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ② 受益者が償還金について、前記①の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細については、前記「6 手続等の概要 II 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権

- ① 前記「I 資産管理等の概要 (5) その他 ①信託の終了 a. 投資信託契約の解約」の投資信託契約の解約または「②投資信託約款の変更」の投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ② 前記①の買取請求の事務取扱い等については、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

(5) 受益者集会

受益者集会は開催しません。

第2【財務ハイライト情報】

PRUグッドライフ2040

1【貸借対照表】

(単位：円)

区分	注記 番号	第6期 (平成18年12月11日現在)	第7期 (平成19年12月10日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		3,768,951	3,391,639
親投資信託受益証券		52,313,278	31,188,751
未収利息		12	34
流動資産合計		56,082,241	34,580,424
資産合計		56,082,241	34,580,424
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		22,617	14,484
未払委託者報酬		452,165	289,600
その他未払費用		15,398	9,831
流動負債合計		490,180	313,915
負債合計		490,180	313,915
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	44,215,703	27,050,879
剰余金			
期末剰余金		11,376,358	7,215,630
(うち分配準備積立金)		(9,823,828)	(5,025,847)
剰余金合計		11,376,358	7,215,630
元本等合計		55,592,061	34,266,509
純資産合計		55,592,061	34,266,509
負債・純資産合計		56,082,241	34,580,424

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	注記 番号	第6期 自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日	第7期 自 平成18年12月12日 至 平成19年12月10日
		金額	金額
営業収益			
受取利息		1,780	8,721
有価証券売買等損益		3,410,672	1,269,372
営業収益合計		3,412,452	1,278,093
営業費用			
受託者報酬		47,655	28,826
委託者報酬	※ 1	952,824	576,332
その他費用		32,497	19,552
営業費用合計		1,032,976	624,710
営業利益金額		2,379,476	653,383
経常利益金額		2,379,476	653,383
当期純利益金額		2,379,476	653,383
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		215,517	683,365
期首剰余金		10,888,921	11,376,358
剰余金増加額		341,443	1,488,428
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(341,443)	(1,488,428)
剰余金減少額		2,017,965	5,619,174
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(2,017,965)	(5,619,174)
分配金	※ 2	—	—
期末剰余金		11,376,358	7,215,630

3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第6期 自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日	第7期 自 平成18年12月12日 至 平成19年12月10日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づいて評 価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	計算期間の取扱い 平成18年12月10日が休日のため、 当計算期間末日を平成18年12月11日 としており、このため当計算期間は 364日となっております。	計算期間の取扱い 平成18年12月10日が休日のため、 当ファンドの計算期間は平成18年12 月12日から平成19年12月10日までと なっております。

- 当財務ハイライト情報は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」（以下「財務諸表」といいます。）より抜粋しております。
- 当ファンドの財務諸表は、あらた監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、当該財務諸表に添付しております。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成しません。したがって、該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 譲渡制限

該当事項はありません。ただし、受益権の譲渡等は以下によるものとします。

① 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 前記 a. の申請のある場合には、前記 a. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 a. の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 前記 a. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

② 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

(5) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(6) 受益証券の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託銀行と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

投資信託説明書（請求目論見書）「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は、次のとおりです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益及び剰余金計算書

(3) 注記表

(4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

運用の基本方針

投資信託約款第 23 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標として、ファミリーファンド方式で運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

PRU 国内株式マザーファンド受益証券、PRU 国内債券マザーファンド受益証券、PRU 海外株式マザーファンド受益証券および PRU 海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、内外の株式・公社債等に直接投資することがあります。

(2)投資態度

- ①主として、PRU 国内株式マザーファンド受益証券、PRU 国内債券マザーファンド受益証券、PRU 海外株式マザーファンド受益証券および PRU 海外債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ投資信託財産の中・長期的な成長を目指す。
- ②当初設定時は、PRU 国内株式マザーファンド 50%、PRU 国内債券マザーファンド 14.5%、PRU 海外株式マザーファンド 30%、PRU 海外債券マザーファンド 2.5%およびコール・ローン等の短期金融商品 3%の組入比率を基本ガイドラインとし、この基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを構築します。
- ③当初設定後の基本ガイドラインは、償還時期に向け株式の組入比率を漸減させ、公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させます。また、この基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを変更します。これにより、償還日に近づくにしたがって株価等の変動リスクを低減させる運用を目指します。ただし、市況動向等の変化によっては、基本ガイドラインを見直す場合があります。
- ④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。ただし、市況動向、資金動向等により委託者が適切と判断した場合には、上記と異なる場合もあります。なお、運用の効率化を図るため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合や当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。
- ⑥当ファンドは、クオンティティティブ・マネジメント・アソシエーツ社より助言を受け、運用を行います。

(3)投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 60% 以下とします。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑦投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

3.収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
③収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者としてします。

②この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第 62 号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 59,607,968 円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けま

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から平成 52 年 12 月 10 日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 7 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 59,607,968 口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、投資信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨

建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③第 34 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

- 第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第 11 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

- ④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するように申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「販売会社」といいます。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

- 第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

- 第 13 条 販売会社は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が委託者の承認を得て独自に定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動いそぐ投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行が

休業日の場合は、追加信託の申込みを受け付けないものとします。ただし、第 50 条第 2 項ただし書き以外に規定する収益分配金の再投資に係る追加信託金の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。

この約款において「自動いそぐ投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動いそぐ投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動いそぐ投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ②前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④前項の手数料の額は、当該取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.0%の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。

- ⑤前 2 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 45 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑥委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することができます。

- ⑦前項により受益権の取得申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の受益権の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその受益権の取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得申込みの価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に受益権の取得申込みを受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- 第 15 条 (削除)

(受益権の譲渡の対抗要件)

- 第 16 条 受益権の譲渡は、第 14 条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

- 第 17 条 (削除)

- 第 18 条 (削除)

- 第 19 条 (削除)

第20条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第28条、第29条および第30条に定めるものに限り。)

ハ.金銭債権(イ、ロおよびニに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

ニ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

(運用の指図範囲)

第22条 委託者は、信託金を、主としてブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたPRU国内株式マザーファンド、PRU国内債券マザーファンド、PRU海外株式マザーファンドおよびPRU海外債券マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1.株券または新株引受権証券

2.国債証券

3.地方債証券

4.特別の法律により法人の発行する債券

5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6.資産の流動化に関する法律に定める特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9.資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10.コマーシャル・ペーパー

11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券

12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13.証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)

17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

18.外国法人が発行する譲渡性預金証書

19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)

20.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指

図することができます。

1.預金

2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第24条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第25条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第26条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の

投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えらることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(信用取引の運用指図・目的・範囲)

第27条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けけることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1.投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2.株式分割により取得する株券
- 3.有償増資により取得する株券
- 4.売出しにより取得する株券
- 5.投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
- 6.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

- 第28条 委託者は、わが国の金融商品取引所等(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所等」といいます。以下同じ。における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。))。
- ②委託者は、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③委託者は、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

- 第29条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。
- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第30条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引

を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付けの指図・目的・範囲)

第31条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- 1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(外貨建有価証券への投資制限)

- 第32条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の60を超えることとなる投資の指図をしません。
- ②前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第33条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図・目的・範囲)

- 第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ②前項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産(親投資信託の投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。))の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図を替するものとします。
- ④第2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(保管業務の委任)

第35条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第36条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第37条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引

法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名义で混蔵寄託できるものとします。

第 38 条 (削 除)

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 39 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 40 条 委託者は、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る投資信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 41 条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れの指図・目的・範囲)

第 42 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 43 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 44 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 45 条 この信託の計算期間は、毎年 12 月 11 日から翌年 12 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 13 年 3 月 16 日から平成 13 年 12 月 10 日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第 46 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 47 条 投資信託財産に関する租税、次の各号に掲げる諸費用その他の信託事務の処理に要する費用ならびに当該費用に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中からその都度支弁します。

1. 売買委託手数料等の有価証券取引等に要する費用および保管費用等
2. 借入金の利息

②前項の定めにかかわらず、委託者は、信託事務の処理に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用および当該費用に係る消費税等については、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 5 の率を乗じて得た額を上限に、かつその実費の額以内の額の支払いにつき、次項の定めるところにしたがって、投資信託財産から受けることができます。

1. 投資信託振替制度に係る費用

2. 有価証券届出書等開示書類および目論見書(これらの訂正も含みます。)、投資信託約款および運用報告書等の作成等に要する費用

3. この信託の受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成等に要する費用

4. この信託の設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要する費用

③前項で定める費用および当該費用に係る消費税等は、第 45 条に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日ならびに毎計算期間末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

(監査報酬)

第 47 条の 2 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 0.5 の率を乗じて得た額を上限に、かつ当該費用の実費の額以内の額を、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに、第 45 条に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上します。

②前条第 3 項の規定は、前項の場合に準用するものとします。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 48 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 45 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

第 1 計算期から第 10 計算期の場合 年 10,000 分の 168

第 11 計算期から第 20 計算期の場合 年 10,000 分の 148

第 21 計算期から第 30 計算期の場合 年 10,000 分の 128

第 31 計算期から第 40 計算期の場合 年 10,000 分の 108

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

④委託者は第 22 条第 1 項に規定する親投資信託の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第 1 項の委託者が受ける報酬から支払うものとします。その報酬額は、第 45 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属する各親投資信託の受益証券の時価総額以下に定める率を乗じて得た額とします。

PRU 海外株式マザーファンド 年 10,000 分の 10
PRU 海外債券マザーファンド 年 10,000 分の 10

(収益の分配)

第 49 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1.配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。))は、信託事務の諸費用、監査報酬、信託報酬およびこれらの費用等に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。))は、信託事務の諸費用、監査報酬、信託報酬およびこれらの費用等に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 50 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 51 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 54 条第 4 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

③償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。))は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

④一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

⑤前各項(第 2 項ただし書き以外を除きます。))に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 51 条 受益者が、収益分配金については、前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、

受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 52 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第 50 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 50 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第 53 条 (削除)

(一部解約)

第 54 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受けないものとします。

③受益者が平成 19 年 1 月 4 日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

④委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑦前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第 5 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 54 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託契約によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

第 55 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託契約の解約をしません。

⑤委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解

約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第56条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第57条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第58条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第59条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第60条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②受託者が辞任した後、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第60条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えたときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第61条 第55条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第55条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することが

できます。

②前項の買取請求の事務取扱い等については、委託者と受託者との協議により定めます。

(公告)

第62条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第63条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第50条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条から第20条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第30条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第30条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第5条 第30条に規定する「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成 13 年 3 月 16 日

委託者 東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号プルデンシャルタワー
プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号
りそな信託銀行株式会社

PRUグッドライフ2040 (愛称:順風満帆)

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）／自動けいぞく投資可能

投資信託説明書（請求目論見書）

2008 年 3 月

プルデンシャル・インベストメント

本書は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 「PRU グッドライフ 2040」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 3 月 10 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 3 月 11 日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
3. 「PRU グッドライフ 2040」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、このファンドは元本が保証されているものではありません。

金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項

この投資信託は、PRU 国内株式マザーファンド受益証券、PRU 国内債券マザーファンド受益証券、PRU 海外株式マザーファンド受益証券および PRU 海外債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等に投資しています。この投資信託の基準価額は、組入れた株式の値動き、組入れた債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割込むことがあります。また、組入れた株式・債券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等が組入れた株式・債券の値動きに与える影響により、投資元本を割込むことがあります。

目 次

	頁
第三部 ファンドの詳細情報	1
第 1 ファンドの沿革	1
第 2 手続等	1
第 3 管理及び運営	4
第 4 ファンドの経理状況	10
第 5 設定及び解約の実績	106

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成13年3月16日	プルデンシャル投信株式会社が当ファンドの設定・運用開始
平成14年12月31日	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクがプルデンシャル投信株式会社より営業の全部を譲受け、当ファンドの運用を開始
平成18年9月1日	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（委託会社）がプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクより事業の全部を譲受け、当ファンドの運用を開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

- ① 当ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設し、取得の申込みを行うものとします。
- ② 取得申込みの際には、「一般コース（口数指定）」、「一般コース（金額指定）」および「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースを指定するものとします。なお、販売会社により取扱い可能なコースが異なります。各販売会社の取扱いコースについては、委託会社にお問合わせください。
- ③ 原則として、毎営業日に取得の申込みができます。ただし、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行が休業日の場合には、お申込みの受付はいたしません。

（注1）申込みの受付は営業日の午後3時（年末年始などの金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および、すでに受付けた取得申込みを取消することができます。

（注2）平成21年3月末までの日本における営業日でニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日に該当する日は以下のとおりです。

なお、現地の事情等により祝日および休業日等が変更される場合がありますので、詳しくは委託会社にお問合わせください。

平成20年3月21日	平成20年3月24日	平成20年5月26日	平成20年7月4日
平成20年8月25日	平成20年9月1日	平成20年11月11日	平成20年11月27日
平成20年12月25日	平成20年12月26日	平成21年1月19日	平成21年2月16日

委託会社問合わせ先	
ぶる PRU ホットライン (フリーダイヤル)	0120-50-6690 (受付時間：営業日の 9:00~17:00) 携帯電話・PHS からご利用いただけます。 土日・祝休日、12月31日~1月3日は休業 年末最終営業日、年始営業開始日は 9:00~12:00
ホームページ	http://www.pru.co.jp

(2) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、収益分配金の自動再投資の場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

＊ 「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。

＊ 基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

＊ 基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「グッド40」として掲載されます。

(3) 申込手数料

申込手数料は、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

(4) 申込単位

申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。

各販売会社の申込単位については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

(5) 申込取扱場所

販売会社の本・支店、営業所等とします。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。販売会社については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

(6) 申込代金の支払い

当ファンドの取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込口数）に申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額を、販売会社の定める日までに支払うものとします。

(7) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託銀行は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係

る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

・一部解約

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 前記①の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
 - ③ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ④ 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
 - ⑤ 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑥ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。
 - ⑦ 一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記⑤に準じて計算された価額とします。
 - ⑧ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
 - ⑨ 一部解約の価額は、前記「1 申込（販売）手続等 （1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。
 - ⑩ 一部解約の実行の請求の受付けは営業日の午後3時（年末年始などの金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。
 - ⑪ 一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 受益証券をお手元で保有されている方は、一部解約の実行の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの主要投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：計算日における基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主要投資対象の評価方法

株式：金融商品取引所に上場されている株式は、原則として当該金融商品取引所における計算日の最終相場（外国株式であって外国の金融商品取引市場に上場されている株式は、原則として当該金融商品取引市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

公社債：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

② 基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

③ 基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

④ 基準価額は、前記「第2手続等 1 申込（販売）手続等（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「グッド40」として掲載されます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日（平成13年3月16日）から平成52年12月10日までとします。ただし、後記「(5) その他 ①信託の終了」の場合には、当該信託の終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

① 当ファンドの計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成13年3月16日から平成13年12月10日までとします。

② 前記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

① 信託の終了

a. 投資信託契約の解約

- (a) 委託会社は、信託期間中において、当ファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の投資信託契約の解約をしません。
- (e) 委託会社は、当ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前記(c)から(e)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 投資信託契約に関する監督官庁の命令
委託会社は、監督官庁より当ファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
 - (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - (b) 前記(a)の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「②投資信託約款の変更」のd. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。
- d. 受託銀行の辞任および解任に伴う取扱い
 - (a) 受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。受託銀行が辞任した場合、または裁判所が受託銀行を解任した場合、委託会社は、後記「②投資信託約款の変更」にしたがい、新受託銀行を選任します。
 - (b) 委託会社が新受託銀行を選任できないときは、委託会社は当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 投資信託約款の変更
 - a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
 - b. 委託会社は、前記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当

ファンドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- c. 前記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記a. の投資信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、前記a. からe. の規定にしたがいます。

③ 運用報告書等の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が計算期間の終了毎に、半期報告書の提出が計算期間開始6ヵ月経過毎になされます。また委託会社は、法令の定めるところにより、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、販売会社を経由して知れている受益者に交付します。

④ 投資信託財産に関する報告

- a. 受託銀行は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。
- b. 受託銀行は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑤ 受託銀行による資金の立替え

- a. 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託銀行は資金の立替えをすることができます。
- b. 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託銀行がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- c. 立替金の決済および利息については、受託銀行と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

⑥ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑧ 投資信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

⑨ ファンド資産の保管

a. 保管業務の委任

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合

には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

b. 有価証券の保管

受託銀行は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

c. 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下c.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

d. 投資信託財産の登記等および記載等の留保等

(a)信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

(b)前記(a)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

(c)投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(d)動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

⑩ 信託事務処理の再信託

受託銀行は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

⑪ 関係法人との契約の更新に関する手続き

a. 販売会社との「投資信託受益権の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に係る契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができるものとします。

b. 投資顧問会社との「投資助言契約」に係る契約の有効期間は、契約締結の日から、当ファンドの信託の終了する日までとします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができるものとします。

c. 前記a.、b.の契約の一部を変更する場合、その変更の内容が重大であるものに関しては、有価証券届出書の訂正届出書または臨時報告書を提出することにより開示します。

2【受益者の権利等】

当ファンドの投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。委託会社は、当初設定に係る信託の受益権については59,607,968口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

- ① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（一般コースの場合は、原則として決算日から起算して5営業日目。）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、投資信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
- ② 前記①にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、投資信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、前記「第2手続等 2 換金（解約）手続等」により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記①の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 受益者が収益分配金について、前記①の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 「別に定める契約」とは、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合に、自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）にしたがって、取得申込者と販売会社が締結する契約のことをいいます。

(2) 償還金に対する請求権

- ① 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ② 受益者が償還金について、前記①の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、

その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細については、前記「第2手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権

- ① 前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 ①信託の終了 a. 投資信託契約の解約」の投資信託契約の解約または「②投資信託約款の変更」の投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ② 前記①の買取請求の事務取扱い等については、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

(5) 受益者集会

受益者集会は開催しません。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、第6期計算期間（平成17年12月13日から平成18年12月11日まで）の財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に、また、第7期計算期間（平成18年12月12日から平成19年12月10日まで）の財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月14日

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

澤口雅昭



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPRUGOODライフ2040の平成17年12月13日から平成18年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PRUGOODライフ2040の平成18年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（旧ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インク）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成20年2月5日

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

澤 口 雅 昭



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPRUグッドライフ2040の平成18年12月12日から平成19年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PRUグッドライフ2040の平成19年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

PRUグッドライフ2040

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区分	注記 番号	第 6 期 (平成18年12月11日現在)	第 7 期 (平成19年12月10日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		3,768,951	3,391,639
親投資信託受益証券		52,313,278	31,188,751
未収利息		12	34
流動資産合計		56,082,241	34,580,424
資産合計		56,082,241	34,580,424
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		22,617	14,484
未払委託者報酬		452,165	289,600
その他未払費用		15,398	9,831
流動負債合計		490,180	313,915
負債合計		490,180	313,915
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	44,215,703	27,050,879
剰余金			
期末剰余金		11,376,358	7,215,630
(うち分配準備積立金)		(9,823,828)	(5,025,847)
剰余金合計		11,376,358	7,215,630
元本等合計		55,592,061	34,266,509
純資産合計		55,592,061	34,266,509
負債・純資産合計		56,082,241	34,580,424

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	注記 番号	第 6 期 自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日	第 7 期 自 平成18年12月12日 至 平成19年12月10日
		金額	金額
営業収益			
受取利息		1,780	8,721
有価証券売買等損益		3,410,672	1,269,372
営業収益合計		3,412,452	1,278,093
営業費用			
受託者報酬		47,655	28,826
委託者報酬	※ 1	952,824	576,332
その他費用		32,497	19,552
営業費用合計		1,032,976	624,710
営業利益金額		2,379,476	653,383
経常利益金額		2,379,476	653,383
当期純利益金額		2,379,476	653,383
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		215,517	683,365
期首剰余金		10,888,921	11,376,358
剰余金増加額		341,443	1,488,428
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(341,443)	(1,488,428)
剰余金減少額		2,017,965	5,619,174
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(2,017,965)	(5,619,174)
分配金	※ 2	—	—
期末剰余金		11,376,358	7,215,630

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第6期 自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日	第7期 自 平成18年12月12日 至 平成19年12月10日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づいて評 価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	計算期間の取扱い 平成18年12月10日が休日のため、 当計算期間末日を平成18年12月11日 としており、このため当計算期間は 364日となっております。	計算期間の取扱い 平成18年12月10日が休日のため、 当ファンドの計算期間は平成18年12 月12日から平成19年12月10日までと なっております。

(貸借対照表に関する注記)

第 6 期 (平成18年12月11日現在)	第 7 期 (平成19年12月10日現在)
※ 1 1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	※ 1 1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額
期首元本額 52,355,309円	期首元本額 44,215,703円
期中追加設定元本額 1,558,947円	期中追加設定元本額 4,622,034円
期中解約元本額 9,698,553円	期中解約元本額 21,786,858円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2. 計算期間末日における受益権の総数
44,215,703口	27,050,879口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 6 期 自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日	第 7 期 自 平成18年12月12日 至 平成19年12月10日
※ 1. 資産運用の権限を再委託又は一部再委託する場合の当該委託費用 132,276円	※ 1. 資産運用の権限を再委託又は一部再委託する場合の当該委託費用 78,259円
※ 2. 分配金の計算過程 計算期末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(538,752円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,625,207円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,552,530円)及び分配準備積立金(7,659,869円)より分配対象額は11,376,358円(1万口当たり2,572円)ですが、分配を行っておりません。	※ 2. 分配金の計算過程 計算期末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,189,783円)及び分配準備積立金(5,025,847円)より分配対象額は7,215,630円(1万口当たり2,667円)ですが、分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)
 第6期(平成18年12月11日現在)
 売買目的有価証券

(単位:円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	52,313,278	2,825,097
合計	52,313,278	2,825,097

第7期(平成19年12月10日現在)
 売買目的有価証券

(単位:円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	31,188,751	282,008
合計	31,188,751	282,008

(デリバティブ取引等に関する注記)
 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第6期 (平成18年12月11日現在)		第7期 (平成19年12月10日現在)	
1口当たり純資産額	1.2573円	1口当たり純資産額	1.2667円
(1万口当たり純資産額	12,573円)	(1万口当たり純資産額	12,667円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数比率	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	PRU国内株式マ ザーファンド		11,355,126	15,471,359	
親投資信託 受益証券	日本円	PRU国内債券マ ザーファンド		4,204,952	4,542,609	
親投資信託 受益証券	日本円	PRU海外株式マ ザーファンド		6,416,642	9,767,412	
親投資信託 受益証券	日本円	PRU海外債券マ ザーファンド		814,781	1,407,371	
	計	銘柄数：	4	22,791,501	31,188,751	
		組入時価比率：	91.0%		100.0%	
合計					31,188,751	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「PRU国内株式マザーファンド」受益証券、「PRU国内債券マザーファンド」受益証券、「PRU海外株式マザーファンド」受益証券及び「PRU海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。同ファンドの状況は次の通りであります。

「PRU国内株式マザーファンド」の状況

なお、以下に掲載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成18年12月11日現在)	(平成19年12月10日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		88,474,696	82,312,227
株式		2,183,869,750	1,978,598,456
派生商品評価勘定		1,404,000	2,429,750
未収入金		1,400,000	5,512,043
未収配当金		652,300	512,251
未収利息		290	834
差入委託証拠金		2,000,000	720,000
流動資産合計		2,277,801,036	2,070,085,561
資産合計		2,277,801,036	2,070,085,561
負債の部			
流動負債			
未払金		—	4,315,927
未払解約金		1,651,476	2,137,100
流動負債合計		1,651,476	6,453,027
負債合計		1,651,476	6,453,027
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	1,621,309,419	1,514,538,456
剰余金			
期末剰余金		654,840,141	549,094,078
剰余金合計		654,840,141	549,094,078
元本等合計		2,276,149,560	2,063,632,534
純資産合計		2,276,149,560	2,063,632,534
負債・純資産合計		2,277,801,036	2,070,085,561

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日	自 平成18年12月12日 至 平成19年12月10日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 ①証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は原則として、証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ②証券取引所に上場されていない有価証券 証券取引所に上場されていない有価証券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。	株式 同左 ①金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ②金融商品取引所に上場されていない有価証券 金融商品取引所に上場されていない有価証券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

区分	自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日	自 平成18年12月12日 至 平成19年12月10日
	③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった 場合又は入手した評価額が時価 と認定できない事由が認められた 場合は、投資信託委託業者が忠実 義務に基づいて合理的事由をもっ て時価と認めた価額、もしくは受 託者と協議のうえ両者が合理的事 由をもって時価と認めた価額で評 価しております。	③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった 場合又は入手した評価額が時価 と認定できない事由が認められた 場合は、投資信託委託会社が忠実 義務に基づいて合理的事由をもっ て時価と認めた価額、もしくは受 託者と協議のうえ両者が合理的事 由をもって時価と認めた価額で評 価しております。
2. デリバティブ等の評 価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価 で評価しております。 時価評価にあたっては、原則とし て計算期間末日に知りうる直近の日 の主たる取引所の発表する清算値段 又は、最終相場によっております。	先物取引 同左
3. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 受取配当金は原則として、株式の 配当落ち日において、その金額が確 定している場合には当該金額を、未 だ確定していない場合には予想配当 金額の90%を計上し、残額について は入金時に計上しております。	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日 に、当該金額を計上しております。 ただし、平成19年6月30日以前につ いては、原則として、株式の配当落 ち日において、その金額が確定して いる場合には当該金額、未だ確定し ていない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金 時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

(平成18年12月11日現在)	(平成19年12月10日現在)
※ 1 1. 本有価証券報告書における開示対象 ファンドの期首における当該親投資信託 の元本額 1,384,014,699円 同期中における追加設定元本額 450,462,221円 同期中における解約元本額 213,167,501円 同期末における元本の内訳 PRU国内株式マーケット・パフォーマー 30,622,213円 PRUグッドライフ2010 26,403,726円 PRUグッドライフ2020 8,042,573円 PRUグッドライフ2030 14,507,689円 PRUグッドライフ2040 19,676,673円 PRUグッドライフ2010 (年金) 10,723,440円 PRUグッドライフ2020 (年金) 74,344,209円 PRUグッドライフ2030 (年金) 83,243,573円 PRUグッドライフ2040 (年金) 122,449,938円 プルデンシャル私募国内株式マーケット・パ フォーマー (適格機関投資家向け) 1,231,295,385円 計 1,621,309,419円	※ 1 1. 本有価証券報告書における開示対象 ファンドの期首における当該親投資信託 の元本額 1,621,309,419円 同期中における追加設定元本額 217,916,076円 同期中における解約元本額 324,687,039円 同期末における元本の内訳 PRU国内株式マーケット・パフォーマー 36,744,737円 PRUグッドライフ2010 17,147,210円 PRUグッドライフ2020 6,514,589円 PRUグッドライフ2030 12,237,750円 PRUグッドライフ2040 11,355,126円 PRUグッドライフ2010 (年金) 8,395,557円 PRUグッドライフ2020 (年金) 81,147,794円 PRUグッドライフ2030 (年金) 104,312,331円 PRUグッドライフ2040 (年金) 143,821,620円 プルデンシャル私募国内株式マーケット・パ フォーマー (適格機関投資家向け) 1,092,494,845円 プルデンシャル私募国内株式・債券バランス ファンド (適格機関投資家向け) 366,897円 計 1,514,538,456円

(平成18年12月11日現在)	(平成19年12月10日現在)
2. 本有価証券報告書の開示対象ファンド の期末における受益証券の総数 1,621,309,419口	2. 本有価証券報告書の開示対象ファンド の期末における受益証券の総数 1,514,538,456口

(有価証券に関する注記)

(平成18年12月11日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,183,869,750	39,095,980
合計	2,183,869,750	39,095,980

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日（平成18年12月6日）から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日（平成18年12月11日）までの期間に対応する金額であります。

(平成19年12月10日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,978,598,456	40,196,619
合計	1,978,598,456	40,196,619

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日（平成19年12月6日）から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日（平成19年12月10日）までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日	自 平成18年12月12日 至 平成19年12月10日
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 トピックスの株価指数先物取引を主要投資対象としております。	2. 取引に対する取組みと利用目的 同左
3. 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引に係る主要なリスクは株価の変動による株価変動リスクであります。	3. 取引に係るリスクの内容 同左
4. 取引に係るリスク管理体制 組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。 なお、リスク管理はデリバティブだけに限定しては行っておりません。デリバティブと現物資産等を統合し、各投資信託財産全体でのリスク管理を行っております。	4. 取引に係るリスク管理体制 同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

II 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

株式関連

(単位：円)

種類	(平成18年12月11日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	80,046,000	—	81,450,000	1,404,000
合計	80,046,000	—	81,450,000	1,404,000

(単位：円)

種類	(平成19年12月10日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	75,470,250	—	77,900,000	2,429,750
合計	75,470,250	—	77,900,000	2,429,750

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準じる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には、手数料相当額を含んでおります。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

(関連当事者間との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成18年12月11日現在)		(平成19年12月10日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の1口当たり純資産 額		本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の1口当たり純資産 額	
	1.4039円		1.3625円
(1万口当たり純資産額	14,039円)	(1万口当たり純資産額	13,625円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	日本水産	1,000	607.00	607,000	
		マルハニチロホールディングス	1,000	144.00	144,000	
		サカタのタネ	200	1,536.00	307,200	
		ホクト	100	1,888.00	188,800	
		住友石炭鉱業	500	109.00	54,500	
		国際石油開発帝石ホールディングス	4	1,160,000.00	4,640,000	
		石油資源開発	200	8,440.00	1,688,000	
		間組	400	117.00	46,800	
		東急建設	300	511.00	153,300	
		コムシスホールディングス	1,000	887.00	887,000	
		ミサワホーム	200	577.00	115,400	
		高松建設	200	1,641.00	328,200	
		東建コーポレーション	50	3,830.00	191,500	
		オリエンタル白石	100	311.00	31,100	
		大成建設	5,000	335.00	1,675,000	
		大林組	3,000	580.00	1,740,000	
		清水建設	3,000	497.00	1,491,000	
		飛島建設	500	47.00	23,500	
		長谷工コーポレーション	3,000	219.00	657,000	
		鹿島建設	4,000	382.00	1,528,000	
		不動テトラ	400	130.00	52,000	
		鉄建建設	1,000	132.00	132,000	
		西松建設	1,000	336.00	336,000	
		三井住友建設	200	149.00	29,800	
		前田建設工業	1,000	400.00	400,000	
		奥村組	1,000	561.00	561,000	
		戸田建設	1,000	577.00	577,000	
		熊谷組	1,000	144.00	144,000	
		ピーエス三菱	100	302.00	30,200	
		大東建託	500	5,620.00	2,810,000	
		新日本建設	200	379.00	75,800	
		東亜建設工業	2,000	107.00	214,000	
		若築建設	1,000	95.00	95,000	
		東洋建設	2,000	95.00	190,000	
		五洋建設	500	190.00	95,000	
		住友林業	1,000	869.00	869,000	
		日本基礎技術	100	299.00	29,900	
		大和ハウス工業	3,000	1,607.00	4,821,000	
		ライト工業	200	301.00	60,200	
		積水ハウス	3,000	1,351.00	4,053,000	
		中電工	300	2,045.00	613,500	
		関電工	1,000	701.00	701,000	
		きんでん	1,000	893.00	893,000	
		住友電設	100	608.00	60,800	
		新日本空調	100	626.00	62,600	
		日揮	1,000	2,030.00	2,030,000	
		N E C ネットズエスアイ	200	1,376.00	275,200	
		大気社	200	1,182.00	236,400	
		ショーボンド建設	100	1,347.00	134,700	
		東洋エンジニアリング	1,000	710.00	710,000	
		千代田化工建設	1,000	1,447.00	1,447,000	
		日本製粉	1,000	426.00	426,000	
		日清製粉グループ本社	1,000	1,157.00	1,157,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	昭和産業	1,000	276.00	276,000	
		鳥越製粉	100	760.00	76,000	
		日本農産工業	1,000	304.00	304,000	
		日本甜菜製糖	1,000	246.00	246,000	
		三井製糖	1,000	446.00	446,000	
		森永製菓	1,000	249.00	249,000	
		明治製菓	1,000	516.00	516,000	
		江崎グリコ	1,000	1,191.00	1,191,000	
		名糖産業	100	2,235.00	223,500	
		不二家	1,000	177.00	177,000	
		山崎製パン	1,000	1,151.00	1,151,000	
		明治乳業	1,000	590.00	590,000	
		雪印乳業	1,000	365.00	365,000	
		森永乳業	1,000	342.00	342,000	
		ヤクルト本社	700	2,790.00	1,953,000	
		プリマハム	1,000	115.00	115,000	
		日本ハム	1,000	1,123.00	1,123,000	
		伊藤ハム	1,000	470.00	470,000	
		丸大食品	1,000	268.00	268,000	
		サッポロホールディングス	1,000	901.00	901,000	
		アサヒビール	2,100	1,966.00	4,128,600	
		キリンホールディングス	5,000	1,737.00	8,685,000	
		宝ホールディングス	1,000	696.00	696,000	
		メルシャン	1,000	247.00	247,000	
		三国コカ・コーラボトリング	200	1,268.00	253,600	
		四国コカ・コーラボトリング	100	1,375.00	137,500	
		コカ・コーラウエストホールディングス	300	2,600.00	780,000	
		ダイドードリンコ	100	4,330.00	433,000	
		伊藤園	400	2,365.00	946,000	
		キーコーヒー	100	1,556.00	155,600	
		日清オイリオグループ	1,000	433.00	433,000	
		不二製油	300	865.00	259,500	
		J-オイルミルズ	1,000	331.00	331,000	
		キッコーマン	1,000	1,521.00	1,521,000	
		味の素	3,000	1,311.00	3,933,000	
		キューピー	600	1,130.00	678,000	
		ハウス食品	400	1,989.00	795,600	
		カゴメ	300	1,769.00	530,700	
		焼津水産化学工業	100	1,189.00	118,900	
		アリアケジャパン	100	2,150.00	215,000	
		ニチレイ	1,000	479.00	479,000	
		加ト吉	600	705.00	423,000	
		日清食品	400	4,090.00	1,636,000	
		ロック・フィールド	100	1,687.00	168,700	
		日本たばこ産業	24	670,000.00	16,080,000	
		わらべや日洋	100	1,627.00	162,700	
		なとり	100	896.00	89,600	
		片倉工業	100	1,990.00	199,000	
		グンゼ	1,000	499.00	499,000	
		東洋紡績	3,000	241.00	723,000	
		ユニチカ	2,000	135.00	270,000	
		日清紡績	1,000	1,418.00	1,418,000	
		倉敷紡績	2,000	278.00	556,000	
		大和紡績	1,000	340.00	340,000	
		シキボウ	1,000	135.00	135,000	
		帝人	4,000	508.00	2,032,000	
		東レ	6,000	907.00	5,442,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	三菱レイヨン	2,000	595.00	1,190,000	
		日本フェルト	100	584.00	58,400	
		アツギ	1,000	149.00	149,000	
		セーレン	300	947.00	284,100	
		ワコールホールディングス	1,000	1,540.00	1,540,000	
		ホギメディカル	100	5,010.00	501,000	
		サンエー・インターナショナル	100	2,385.00	238,500	
		レナウン	200	879.00	175,800	
		オンワードホールディングス	1,000	1,243.00	1,243,000	
		王子製紙	4,000	552.00	2,208,000	
		三菱製紙	2,000	245.00	490,000	
		北越製紙	1,000	549.00	549,000	
		大王製紙	1,000	969.00	969,000	
		日本製紙グループ本社	4	356,000.00	1,424,000	
		レンゴー	1,000	807.00	807,000	
		ザ・パック	100	1,817.00	181,700	
		クラレ	2,000	1,334.00	2,668,000	
		旭化成	6,000	796.00	4,776,000	
		共和レザー	100	650.00	65,000	
		昭和電工	5,000	382.00	1,910,000	
		住友化学	7,000	960.00	6,720,000	
		日産化学工業	1,000	1,546.00	1,546,000	
		クレハ	1,000	564.00	564,000	
		石原産業	1,000	204.00	204,000	
		日本曹達	1,000	482.00	482,000	
		東ソー	2,000	545.00	1,090,000	
		トクヤマ	1,000	1,191.00	1,191,000	
		セントラル硝子	1,000	435.00	435,000	
		東亜合成	1,000	380.00	380,000	
		電気化学工業	2,000	536.00	1,072,000	
		信越化学工業	1,700	6,960.00	11,832,000	
		エア・ウォーター	1,000	1,188.00	1,188,000	
		大陽日酸	2,000	1,113.00	2,226,000	
		日本触媒	1,000	1,081.00	1,081,000	
		カネカ	1,000	935.00	935,000	
		三菱瓦斯化学	2,000	1,108.00	2,216,000	
		三井化学	3,000	797.00	2,391,000	
		J S R	1,000	2,765.00	2,765,000	
		東京応化工業	200	2,540.00	508,000	
		三菱ケミカルホールディングス	6,000	929.00	5,574,000	
		ダイセル化学工業	1,000	687.00	687,000	
		住友ベークライト	1,000	710.00	710,000	
		積水化学工業	2,000	797.00	1,594,000	
		日本ゼオン	1,000	739.00	739,000	
		アイカ工業	200	1,118.00	223,600	
		宇部興産	4,000	397.00	1,588,000	
		日立化成工業	400	2,565.00	1,026,000	
		日本カーリット	100	547.00	54,700	
		日本化薬	1,000	917.00	917,000	
		A D E K A	400	1,186.00	474,400	
		日油	1,000	451.00	451,000	
		花王	3,000	3,450.00	10,350,000	
		大日本塗料	1,000	161.00	161,000	
		日本ペイント	1,000	592.00	592,000	
		関西ペイント	1,000	836.00	836,000	
		太陽インキ製造	200	3,270.00	654,000	
		大日本インキ化学工業	3,000	547.00	1,641,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	東洋インキ製造	1,000	394.00	394,000	
		富士フィルムホールディングス	2,400	5,020.00	12,048,000	
		資生堂	2,000	2,735.00	5,470,000	
		ライオン	1,000	565.00	565,000	
		マンダム	100	2,910.00	291,000	
		ミルボン	100	3,110.00	311,000	
		ファンケル	300	1,404.00	421,200	
		コーセー	200	3,060.00	612,000	
		ドクターシーラボ	1	180,000.00	180,000	
		エステー	100	1,404.00	140,400	
		コニシ	100	966.00	96,600	
		長谷川香料	200	1,786.00	357,200	
		小林製薬	200	4,310.00	862,000	
		荒川化学工業	100	1,254.00	125,400	
		アキレス	2,000	159.00	318,000	
		有沢製作所	100	1,263.00	126,300	
		日東電工	800	5,920.00	4,736,000	
		藤森工業	100	1,223.00	122,300	
		前澤化成工業	200	1,395.00	279,000	
		J S P	100	1,243.00	124,300	
		エフピコ	100	3,500.00	350,000	
		天馬	100	1,946.00	194,600	
		信越ポリマー	300	844.00	253,200	
		ニフコ	300	2,755.00	826,500	
		ユニ・チャーム	200	7,250.00	1,450,000	
		協和醗酵工業	2,000	1,225.00	2,450,000	
		武田薬品工業	4,000	6,850.00	27,400,000	
		アステラス製薬	2,300	5,030.00	11,569,000	
		大日本住友製薬	1,000	904.00	904,000	
		塩野義製薬	2,000	2,060.00	4,120,000	
		田辺三菱製薬	1,000	1,036.00	1,036,000	
		富山化学工業	1,000	730.00	730,000	
		中外製薬	1,400	1,884.00	2,637,600	
		科研製薬	1,000	809.00	809,000	
		エーザイ	1,300	4,840.00	6,292,000	
		ロート製薬	1,000	1,303.00	1,303,000	
		小野薬品工業	500	5,520.00	2,760,000	
		久光製薬	400	3,430.00	1,372,000	
		持田製薬	1,000	1,118.00	1,118,000	
		大正製薬	1,000	2,165.00	2,165,000	
		参天製薬	400	2,770.00	1,108,000	
		ツムラ	300	2,295.00	688,500	
		生化学工業	200	1,294.00	258,800	
		鳥居薬品	100	1,883.00	188,300	
		東和薬品	100	4,880.00	488,000	
		沢井製薬	100	4,770.00	477,000	
		第一三共	3,100	3,480.00	10,788,000	
		新日本石油	7,000	875.00	6,125,000	
		昭和シェル石油	800	1,251.00	1,000,800	
		コスモ石油	3,000	442.00	1,326,000	
		東燃ゼネラル石油	1,000	1,182.00	1,182,000	
		ユシロ化学工業	100	2,025.00	202,500	
		新日鉱ホールディングス	4,500	784.00	3,528,000	
		AOCホールディングス	200	1,780.00	356,000	
		出光興産	100	12,120.00	1,212,000	
		横浜ゴム	1,000	669.00	669,000	
		東洋ゴム工業	1,000	459.00	459,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	ブリヂストン	3,400	2,100.00	7,140,000	
		住友ゴム工業	1,000	1,071.00	1,071,000	
		オカモト	1,000	386.00	386,000	
		フコク	100	931.00	93,100	
		ニッタ	100	2,455.00	245,500	
		東海ゴム工業	300	1,843.00	552,900	
		バンドー化学	1,000	499.00	499,000	
		日東紡績	2,000	293.00	586,000	
		旭硝子	5,000	1,549.00	7,745,000	
		日本板硝子	3,000	621.00	1,863,000	
		日本山村硝子	1,000	253.00	253,000	
		日本電気硝子	2,000	1,898.00	3,796,000	
		住友大阪セメント	2,000	223.00	446,000	
		太平洋セメント	4,000	276.00	1,104,000	
		東海カーボン	1,000	1,063.00	1,063,000	
		日本カーボン	1,000	526.00	526,000	
		ノリタケカンパニーリミテド	1,000	462.00	462,000	
		TOTO	1,000	938.00	938,000	
		日本碍子	1,000	3,230.00	3,230,000	
		日本特殊陶業	1,000	1,965.00	1,965,000	
		ニチハ	100	862.00	86,200	
		新日本製鐵	29,000	664.00	19,256,000	
		住友金属工業	20,000	483.00	9,660,000	
		神戸製鋼所	14,000	361.00	5,054,000	
		日新製鋼	4,000	408.00	1,632,000	
		中山製鋼所	1,000	248.00	248,000	
		合同製鐵	1,000	347.00	347,000	
		ジェイ エフ イー ホールディングス	2,700	5,710.00	15,417,000	
		東京製鐵	600	1,388.00	832,800	
		大和工業	300	4,830.00	1,449,000	
		大阪製鐵	100	1,592.00	159,200	
		淀川製鋼所	1,000	609.00	609,000	
		丸一鋼管	300	3,260.00	978,000	
		大同特殊鋼	2,000	853.00	1,706,000	
		日本高周波鋼業	1,000	230.00	230,000	
		日本金属工業	1,000	347.00	347,000	
		日本冶金工業	500	903.00	451,500	
		山陽特殊製鋼	1,000	812.00	812,000	
		愛知製鋼	1,000	594.00	594,000	
		日立金属	1,000	1,528.00	1,528,000	
		大平洋金属	1,000	1,117.00	1,117,000	
		日本電工	1,000	777.00	777,000	
		栗本鐵工所	1,000	265.00	265,000	
		三菱製鋼	1,000	459.00	459,000	
		シンニッタン	100	750.00	75,000	
		日本軽金属	2,000	207.00	414,000	
		三井金属鉱業	3,000	484.00	1,452,000	
		東邦亜鉛	1,000	687.00	687,000	
		三菱マテリアル	6,000	518.00	3,108,000	
		住友金属鉱山	3,000	2,240.00	6,720,000	
		DOWAホールディングス	1,000	759.00	759,000	
		古河機械金属	2,000	238.00	476,000	
		エス・サイエンス	1,000	17.00	17,000	
		大阪チタニウムテクノロジーズ	100	8,840.00	884,000	
		住友軽金属工業	2,000	177.00	354,000	
		古河電気工業	3,000	486.00	1,458,000	
		住友電気工業	3,700	1,714.00	6,341,800	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	フジクラ	2,000	652.00	1,304,000	
		三菱電線工業	1,000	162.00	162,000	
		昭和電線ホールディングス	1,000	149.00	149,000	
		日立電線	1,000	721.00	721,000	
		リョービ	1,000	677.00	677,000	
		アサヒプリテック	100	3,160.00	316,000	
		稲葉製作所	100	1,758.00	175,800	
		三協・立山ホールディングス	2,000	142.00	284,000	
		トーカロ	100	1,948.00	194,800	
		SUMCO	400	3,580.00	1,432,000	
		東洋製罐	900	2,015.00	1,813,500	
		三和ホールディングス	1,000	584.00	584,000	
		住生活グループ	1,300	1,900.00	2,470,000	
		日本フィルコン	100	693.00	69,300	
		ノーリツ	200	1,604.00	320,800	
		長府製作所	100	1,850.00	185,000	
		リンナイ	200	3,880.00	776,000	
		ダイニチ工業	100	924.00	92,400	
		東プレ	200	1,125.00	225,000	
		高周波熱錬	200	1,518.00	303,600	
		東京製綱	2,000	219.00	438,000	
		パイオラックス	100	2,460.00	246,000	
		日本発條	1,000	1,118.00	1,118,000	
		日本製鋼所	2,000	1,694.00	3,388,000	
		日立ツール	100	1,305.00	130,500	
		三浦工業	200	2,805.00	561,000	
		オークマ	1,000	1,246.00	1,246,000	
		東芝機械	1,000	921.00	921,000	
		アマダ	2,000	1,060.00	2,120,000	
		牧野フライス製作所	1,000	881.00	881,000	
		オーエスジー	300	1,300.00	390,000	
		森精機製作所	400	2,425.00	970,000	
		ディスコ	100	6,780.00	678,000	
		日東工器	100	2,215.00	221,500	
		豊和工業	1,000	100.00	100,000	
		東洋機械金属	100	533.00	53,300	
		島精機製作所	200	5,030.00	1,006,000	
		ナブテスコ	1,000	1,705.00	1,705,000	
		三井海洋開発	100	3,720.00	372,000	
		SMC	300	13,450.00	4,035,000	
		新川	100	1,786.00	178,600	
		ユニオンツール	100	3,890.00	389,000	
		オイレス工業	100	2,095.00	209,500	
		サトー	200	1,849.00	369,800	
		日精樹脂工業	100	472.00	47,200	
		小松製作所	4,400	3,170.00	13,948,000	
		住友重機械工業	3,000	1,129.00	3,387,000	
		日立建機	500	3,740.00	1,870,000	
		巴工業	100	1,196.00	119,600	
		井関農機	1,000	177.00	177,000	
		TOWA	100	1,167.00	116,700	
		クボタ	4,000	831.00	3,324,000	
		荏原実業	100	1,614.00	161,400	
		澁谷工業	100	896.00	89,600	
		アイチ コーポレーション	200	1,161.00	232,200	
		小森コーポレーション	300	2,605.00	781,500	
		荏原製作所	2,000	417.00	834,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	ダイキン工業	1,200	5,860.00	7,032,000	
		トーヨーカネツ	2,000	333.00	666,000	
		栗田工業	500	3,370.00	1,685,000	
		椿本チエイン	1,000	670.00	670,000	
		ダイフク	500	1,624.00	812,000	
		タダノ	1,000	1,282.00	1,282,000	
		シーケーディ	300	853.00	255,900	
		平和	400	942.00	376,800	
		SANKYO	300	4,870.00	1,461,000	
		日本金銭機械	100	847.00	84,700	
		マースエンジニアリング	100	1,406.00	140,600	
		福島工業	100	1,045.00	104,500	
		キャノンファインテック	200	1,731.00	346,200	
		アビリット	200	243.00	48,600	
		オーイズミ	100	394.00	39,400	
		ダイコク電機	100	1,290.00	129,000	
		アマノ	300	1,317.00	395,100	
		JUKI	1,000	745.00	745,000	
		サンデン	1,000	604.00	604,000	
		蛇の目ミシン工業	2,000	118.00	236,000	
		シルバー精工	1,000	38.00	38,000	
		グローリー	400	2,660.00	1,064,000	
		セガサミーホールディングス	1,200	1,457.00	1,748,400	
		帝国ピストンリング	200	1,127.00	225,400	
		大豊工業	100	1,690.00	169,000	
		日本精工	2,000	1,072.00	2,144,000	
		NTN	2,000	979.00	1,958,000	
		ジェイテクト	1,200	2,030.00	2,436,000	
		不二越	1,000	479.00	479,000	
		THK	500	2,245.00	1,122,500	
		ユーシン精機	100	2,110.00	211,000	
		前澤給装工業	100	1,970.00	197,000	
		前澤工業	100	335.00	33,500	
		日立工機	300	1,853.00	555,900	
		マキタ	600	4,890.00	2,934,000	
		日立造船	4,000	164.00	656,000	
		三菱重工業	17,000	525.00	8,925,000	
		IHI	6,000	244.00	1,464,000	
		イビデン	600	8,750.00	5,250,000	
		コニカミノルタホールディングス	2,500	2,130.00	5,325,000	
		ブラザー工業	1,000	1,581.00	1,581,000	
		ミネベア	2,000	701.00	1,402,000	
		日立製作所	16,000	809.00	12,944,000	
		東芝	15,000	903.00	13,545,000	
		三菱電機	9,000	1,237.00	11,133,000	
		富士電機ホールディングス	2,000	412.00	824,000	
		安川電機	1,000	1,501.00	1,501,000	
		神鋼電機	1,000	297.00	297,000	
		明電舎	1,000	313.00	313,000	
		デンヨー	100	1,088.00	108,800	
		エネサーブ	100	484.00	48,400	
		東芝テック	1,000	775.00	775,000	
		マブチモーター	200	7,090.00	1,418,000	
		日本電産	500	8,520.00	4,260,000	
		高岳製作所	2,000	148.00	296,000	
		ダイヘン	1,000	630.00	630,000	
		オムロン	1,200	2,840.00	3,408,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	日東工業	200	1,286.00	257,200	
		I D E C	100	1,357.00	135,700	
		エルピーダメモリ	300	4,190.00	1,257,000	
		ジーエス・ユアサ コーポレーション	2,000	261.00	522,000	
		メルコホールディングス	100	1,900.00	190,000	
		日本電気	10,000	533.00	5,330,000	
		富士通	8,000	785.00	6,280,000	
		沖電気工業	2,000	194.00	388,000	
		サンケン電気	1,000	639.00	639,000	
		アイホン	100	1,830.00	183,000	
		N E C エレクトロニクス	200	2,970.00	594,000	
		セイコーエプソン	800	2,660.00	2,128,000	
		ワコム	2	265,000.00	530,000	
		アルバック	100	4,830.00	483,000	
		ナナオ	100	2,955.00	295,500	
		日本信号	600	608.00	364,800	
		マスプロ電気	100	945.00	94,500	
		日本無線	1,000	413.00	413,000	
		松下電器産業	11,000	2,325.00	25,575,000	
		シャープ	5,000	1,969.00	9,845,000	
		アンリツ	1,000	500.00	500,000	
		ソニー	5,400	6,070.00	32,778,000	
		T D K	600	8,390.00	5,034,000	
		三洋電機	8,000	216.00	1,728,000	
		ケンウッド	1,000	149.00	149,000	
		ミツミ電機	300	4,240.00	1,272,000	
		アルプス電気	1,000	1,461.00	1,461,000	
		パイオニア	700	1,165.00	815,500	
		日本電波工業	100	5,220.00	522,000	
		ローランド ディー. ジー.	100	5,760.00	576,000	
		日本ビクター	1,000	247.00	247,000	
		山水電気	4,000	9.00	36,000	
		フォスター電機	100	3,190.00	319,000	
		クラリオン	2,000	277.00	554,000	
		ヨコオ	100	721.00	72,100	
		ティアック	1,000	107.00	107,000	
		ホシデン	300	1,868.00	560,400	
		ヒロセ電機	200	12,710.00	2,542,000	
		日立マクセル	200	1,428.00	285,600	
		アルパイン	200	2,005.00	401,000	
		スミダ コーポレーション	100	1,625.00	162,500	
		島田理化学工業	100	212.00	21,200	
		アイコム	100	3,060.00	306,000	
		パトライト	100	1,246.00	124,600	
		船井電機	100	5,000.00	500,000	
		横河電機	1,000	1,319.00	1,319,000	
		山武	300	3,170.00	951,000	
		日本光電工業	200	2,590.00	518,000	
		堀場製作所	200	4,380.00	876,000	
		アドバンテスト	800	3,430.00	2,744,000	
		エスベック	100	774.00	77,400	
		サンクス	200	740.00	148,000	
		キーエンス	200	28,410.00	5,682,000	
		日置電機	100	2,030.00	203,000	
		シスメックス	200	5,100.00	1,020,000	
		メガチップス	100	1,902.00	190,200	
		日本電産コパル電子	400	638.00	255,200	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	コーセル	200	1,481.00	296,200	
		オプテックス	100	1,748.00	174,800	
		千代田インテグレ	100	2,030.00	203,000	
		スタンレー電気	800	2,720.00	2,176,000	
		ウシオ電機	700	2,415.00	1,690,500	
		日本セラミック	100	1,449.00	144,900	
		日本デジタル研究所	100	1,576.00	157,600	
		双信電機	100	721.00	72,100	
		山一電機	200	446.00	89,200	
		図研	100	1,185.00	118,500	
		カシオ計算機	1,000	1,383.00	1,383,000	
		ファナック	1,000	11,020.00	11,020,000	
		F D K	1,000	145.00	145,000	
		日本シイエムケイ	300	891.00	267,300	
		エンプラス	100	1,314.00	131,400	
		ローム	500	10,290.00	5,145,000	
		浜松ホトニクス	300	3,940.00	1,182,000	
		三井ハイテック	200	1,209.00	241,800	
		新光電気工業	300	2,520.00	756,000	
		京セラ	800	10,010.00	8,008,000	
		日本インター	100	297.00	29,700	
		太陽誘電	1,000	1,864.00	1,864,000	
		村田製作所	1,100	6,760.00	7,436,000	
		双葉電子工業	200	2,350.00	470,000	
		北陸電気工業	2,000	216.00	432,000	
		松下電工	2,000	1,197.00	2,394,000	
		ニチコン	300	1,220.00	366,000	
		日本ケミコン	1,000	682.00	682,000	
		K O A	200	992.00	198,400	
		小糸製作所	1,000	1,529.00	1,529,000	
		スター精密	200	2,805.00	561,000	
		大日本スクリーン製造	1,000	638.00	638,000	
		キャノン電子	100	2,660.00	266,000	
		キャノン	6,200	5,920.00	36,704,000	
		リコー	3,000	2,095.00	6,285,000	
		東京エレクトロン	800	6,990.00	5,592,000	
		トヨタ紡織	500	3,840.00	1,920,000	
		ユニプレス	200	1,040.00	208,000	
		ボッシュ	1,000	554.00	554,000	
		豊田自動織機	1,100	4,790.00	5,269,000	
		三櫻工業	200	847.00	169,400	
		デンソー	2,200	4,680.00	10,296,000	
		東海理化電機製作所	200	3,480.00	696,000	
		三井造船	3,000	474.00	1,422,000	
		佐世保重工業	1,000	602.00	602,000	
		川崎重工業	7,000	353.00	2,471,000	
		日本車輛製造	1,000	203.00	203,000	
		日産自動車	11,100	1,260.00	13,986,000	
		いすゞ自動車	6,000	532.00	3,192,000	
		トヨタ自動車	13,400	6,340.00	84,956,000	
		日野自動車	1,000	712.00	712,000	
		三菱自動車工業	19,000	203.00	3,857,000	
		武蔵精密工業	100	3,280.00	328,000	
		トヨタ車体	300	1,854.00	556,200	
		関東自動車工業	200	1,487.00	297,400	
		新明和工業	1,000	422.00	422,000	
		極東開発工業	100	869.00	86,900	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	日信工業	200	2,725.00	545,000	
		トピー工業	1,000	309.00	309,000	
		曙ブレーキ工業	600	766.00	459,600	
		タチエス	100	845.00	84,500	
		N O K	500	2,355.00	1,177,500	
		フタバ産業	200	3,030.00	606,000	
		カヤバ工業	1,000	665.00	665,000	
		カルソニックカンセイ	1,000	602.00	602,000	
		ケーヒン	300	2,045.00	613,500	
		アイシン精機	900	4,460.00	4,014,000	
		マツダ	4,000	584.00	2,336,000	
		ダイハツ工業	1,000	1,091.00	1,091,000	
		本田技研工業	8,400	3,880.00	32,592,000	
		スズキ	1,800	3,460.00	6,228,000	
		富士重工業	3,000	550.00	1,650,000	
		ヤマハ発動機	1,000	3,040.00	3,040,000	
		ショーワ	300	1,042.00	312,600	
		エクセディ	100	3,710.00	371,000	
		豊田合成	400	4,070.00	1,628,000	
		愛三工業	200	1,372.00	274,400	
		ヨロズ	100	1,647.00	164,700	
		エフ・シー・シー	200	2,095.00	419,000	
		シマノ	500	3,900.00	1,950,000	
		タカタ	200	3,210.00	642,000	
		日本電産トーソク	100	820.00	82,000	
		テルモ	800	5,890.00	4,712,000	
		島津製作所	1,000	1,089.00	1,089,000	
		東京精密	200	2,880.00	576,000	
		ニコン	2,000	3,870.00	7,740,000	
		トプコン	200	1,380.00	276,000	
		オリンパス	1,000	4,700.00	4,700,000	
		タムロン	100	3,330.00	333,000	
		H O Y A	2,200	3,870.00	8,514,000	
		ノーリツ鋼機	100	2,285.00	228,500	
		日本電産コパル	100	1,525.00	152,500	
		シチズンホールディングス	1,400	1,140.00	1,596,000	
		リズム時計工業	2,000	155.00	310,000	
		バンダイナムコホールディングス	1,000	1,858.00	1,858,000	
		フランスベッドホールディングス	1,000	172.00	172,000	
		トッパン・フォームズ	300	1,130.00	339,000	
		フジシールインターナショナル	100	2,255.00	225,500	
		タカラトミー	300	805.00	241,500	
		廣済堂	100	810.00	81,000	
		アーク	200	403.00	80,600	
		タカノ	100	872.00	87,200	
		プロネクス	200	1,007.00	201,400	
		大建工業	1,000	310.00	310,000	
		凸版印刷	3,000	1,158.00	3,474,000	
		大日本印刷	3,000	1,694.00	5,082,000	
		日本写真印刷	200	4,300.00	860,000	
		アシックス	1,000	1,651.00	1,651,000	
		ツツミ	100	2,120.00	212,000	
		ローランド	100	3,200.00	320,000	
		小松ウオール工業	100	1,651.00	165,100	
		ヤマハ	800	2,610.00	2,088,000	
		クリナップ	200	858.00	171,600	
		ビジョン	100	1,970.00	197,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	パラマウントベッド	100	1,585.00	158,500	
		キングジム	100	866.00	86,600	
		リンテック	300	1,831.00	549,300	
		任天堂	600	67,600.00	40,560,000	
		三菱鉛筆	100	1,677.00	167,700	
		タカラスタンダード	1,000	606.00	606,000	
		コクヨ	500	1,074.00	537,000	
		ダイワ精工	1,000	218.00	218,000	
		美津濃	1,000	749.00	749,000	
		アデランスホールディングス	200	1,888.00	377,600	
		東京電力	6,000	3,150.00	18,900,000	
		中部電力	3,100	3,120.00	9,672,000	
		関西電力	3,800	2,835.00	10,773,000	
		中国電力	1,600	2,425.00	3,880,000	
		北陸電力	1,000	2,585.00	2,585,000	
		東北電力	2,200	2,705.00	5,951,000	
		四国電力	1,200	3,200.00	3,840,000	
		九州電力	2,300	3,090.00	7,107,000	
		北海道電力	900	2,600.00	2,340,000	
		沖縄電力	100	5,970.00	597,000	
		電源開発	700	4,230.00	2,961,000	
		東京瓦斯	12,000	583.00	6,996,000	
		大阪瓦斯	11,000	479.00	5,269,000	
		東邦瓦斯	3,000	633.00	1,899,000	
		西部瓦斯	2,000	273.00	546,000	
		東武鉄道	4,000	555.00	2,220,000	
		相模鉄道	2,000	403.00	806,000	
		東京急行電鉄	5,000	763.00	3,815,000	
		京浜急行電鉄	2,000	732.00	1,464,000	
		小田急電鉄	3,000	789.00	2,367,000	
		京王電鉄	2,000	718.00	1,436,000	
		京成電鉄	1,000	638.00	638,000	
		東日本旅客鉄道	17	944,000.00	16,048,000	
		西日本旅客鉄道	8	566,000.00	4,528,000	
		東海旅客鉄道	9	1,210,000.00	10,890,000	
		西日本鉄道	1,000	392.00	392,000	
		近畿日本鉄道	8,000	376.00	3,008,000	
		阪急阪神ホールディングス	7,000	516.00	3,612,000	
		京阪電気鉄道	2,000	457.00	914,000	
		名糖運輸	100	879.00	87,900	
		名古屋鉄道	3,000	332.00	996,000	
		日本通運	4,000	585.00	2,340,000	
		ヤマトホールディングス	2,000	1,558.00	3,116,000	
		山九	1,000	634.00	634,000	
		福山通運	1,000	479.00	479,000	
		セイノーホールディングス	1,000	842.00	842,000	
		日立物流	400	1,294.00	517,600	
		日本郵船	5,000	919.00	4,595,000	
		商船三井	6,000	1,500.00	9,000,000	
		川崎汽船	2,000	1,156.00	2,312,000	
		新和海運	1,000	749.00	749,000	
		明治海運	100	677.00	67,700	
		飯野海運	500	1,170.00	585,000	
		第一中央汽船	1,000	664.00	664,000	
		全日本空輸	9,000	433.00	3,897,000	
		日本航空	14,000	267.00	3,738,000	
		三菱倉庫	1,000	1,325.00	1,325,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	三井倉庫	1,000	650.00	650,000	
		住友倉庫	1,000	660.00	660,000	
		安田倉庫	100	1,047.00	104,700	
		上組	1,000	884.00	884,000	
		キューソー流通システム	100	1,084.00	108,400	
		郵船航空サービス	200	2,525.00	505,000	
		近鉄エクスプレス	100	4,290.00	429,000	
		新日鉄ソリューションズ	100	3,430.00	343,000	
		コア	100	711.00	71,100	
		ドワンゴ	1	470,000.00	470,000	
		テレパーク	2	135,000.00	270,000	
		インターネットイニシアティブ	1	446,000.00	446,000	
		インテックホールディングス	200	1,556.00	311,200	
		J B I S ホールディングス	100	426.00	42,600	
		フェイス	5	15,830.00	79,150	
		野村総合研究所	500	3,900.00	1,950,000	
		サイバネットシステム	1	68,800.00	68,800	
		シンプレクス・テクノロジー	2	52,500.00	105,000	
		フジテレビジョン	9	195,000.00	1,755,000	
		オービック	40	21,630.00	865,200	
		ヤフー	67	52,000.00	3,484,000	
		トレンドマイクロ	500	4,250.00	2,125,000	
		日本オラクル	100	4,950.00	495,000	
		フューチャーアーキテクト	2	65,500.00	131,000	
		シーエーシー	100	827.00	82,700	
		オービックビジネスコンサルタント	50	7,450.00	372,500	
		日立ビジネスソリューション	100	668.00	66,800	
		伊藤忠テクノソリューションズ	100	4,080.00	408,000	
		大塚商会	100	10,290.00	1,029,000	
		ソフトブレーン	1	13,730.00	13,730	
		電通国際情報サービス	100	1,104.00	110,400	
		コロムビアミュージックエンタテインメント	1,000	84.00	84,000	
		ネットワンシステムズ	2	133,000.00	266,000	
		エイベックス・グループ・ホールディングス	200	1,480.00	296,000	
		日本ユニシス	200	1,558.00	311,600	
		富士通ビジネスシステム	100	1,501.00	150,100	
		兼松エレクトロニクス	200	871.00	174,200	
		東京放送	700	2,610.00	1,827,000	
		日本テレビ放送網	100	15,180.00	1,518,000	
		テレビ朝日	4	184,000.00	736,000	
		テレビ東京	100	4,460.00	446,000	
		スカパー J S A T	11	50,600.00	556,600	
		イー・アクセス	5	70,100.00	350,500	
		N E C モバイルリング	100	1,689.00	168,900	
		日本電信電話	44	551,000.00	24,244,000	
		K D D I	15	765,000.00	11,475,000	
		光通信	100	3,980.00	398,000	
		エヌ・ティ・ティ・ドコモ	99	183,000.00	18,117,000	
		インボイス	52	3,810.00	198,120	
		GMOインターネット	200	291.00	58,200	
		学習研究社	1,000	264.00	264,000	
		昭文社	100	946.00	94,600	
		角川グループホールディングス	100	3,350.00	335,000	
		インプレスホールディングス	1	18,000.00	18,000	
		松竹	1,000	841.00	841,000	
		東宝	700	2,550.00	1,785,000	
		東映	1,000	709.00	709,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	エヌ・ティ・ティ・データ	8	518,000.00	4,144,000	
		テクモ	200	1,611.00	322,200	
		光栄	200	2,160.00	432,000	
		D T S	200	1,938.00	387,600	
		スクウェア・エニックス	300	3,490.00	1,047,000	
		シーイーシー	100	1,087.00	108,700	
		日立ソフトウェアエンジニアリング	200	2,310.00	462,000	
		カプコン	200	3,170.00	634,000	
		住商情報システム	200	1,870.00	374,000	
		C S Kホールディングス	300	3,690.00	1,107,000	
		日本システムウェア	100	623.00	62,300	
		日立情報システムズ	100	2,580.00	258,000	
		アイネス	200	611.00	122,200	
		T K C	100	2,035.00	203,500	
		富士ソフト	100	1,953.00	195,300	
		ソラン	100	654.00	65,400	
		T I S	200	2,320.00	464,000	
		日本システムディベロップメント	200	1,638.00	327,600	
		コナミ	400	3,600.00	1,440,000	
		J B C Cホールディングス	100	992.00	99,200	
		ソフトバンク	3,900	2,595.00	10,120,500	
		高千穂交易	100	1,381.00	138,100	
		伊藤忠食品	100	3,180.00	318,000	
		高千穂電気	100	1,355.00	135,500	
		トーメンデバイス	100	1,766.00	176,600	
		双日	4,600	424.00	1,950,400	
		アルフレッサ ホールディングス	200	6,700.00	1,340,000	
		あい ホールディングス	200	724.00	144,800	
		三井鉱山	500	364.00	182,000	
		J F E 商事ホールディングス	1,000	680.00	680,000	
		小野建	100	1,316.00	131,600	
		佐島電機	100	1,274.00	127,400	
		伯東	100	1,578.00	157,800	
		ナガイレーベン	100	2,065.00	206,500	
		菱食	100	2,240.00	224,000	
		松田産業	100	2,950.00	295,000	
		メディセオ・パルタックホールディングス	1,000	1,699.00	1,699,000	
		アドヴァン	100	992.00	99,200	
		アズワン	100	2,740.00	274,000	
		シモジマ	100	1,120.00	112,000	
		ドウシシャ	100	2,075.00	207,500	
		高速	100	649.00	64,900	
		黒田電気	200	1,716.00	343,200	
		丸文	100	930.00	93,000	
		ハピネット	100	1,599.00	159,900	
		トーメンエレクトロニクス	100	1,375.00	137,500	
		ガリバーインターナショナル	40	7,950.00	318,000	
		日本エム・ディ・エム	100	332.00	33,200	
		マクニカ	100	2,465.00	246,500	
		伊藤忠商事	7,000	1,111.00	7,777,000	
		丸紅	9,000	814.00	7,326,000	
		長瀬産業	1,000	1,286.00	1,286,000	
		蝶理	1,000	119.00	119,000	
		豊田通商	1,100	3,180.00	3,498,000	
		兼松	2,000	176.00	352,000	
		三井物産	8,000	2,380.00	19,040,000	
		日本紙パルプ商事	1,000	425.00	425,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	日立ハイテクノロジーズ	500	2,555.00	1,277,500	
		山善	800	557.00	445,600	
		住友商事	6,200	1,605.00	9,951,000	
		三菱商事	7,300	3,140.00	22,922,000	
		キャノンマーケティングジャパン	500	2,250.00	1,125,000	
		佐藤商事	100	832.00	83,200	
		菱洋エレクトロ	100	1,657.00	165,700	
		ユアサ商事	2,000	159.00	318,000	
		阪和興業	1,000	503.00	503,000	
		岩谷産業	2,000	342.00	684,000	
		すてきなイスグループ	1,000	390.00	390,000	
		稲畑産業	300	610.00	183,000	
		東邦薬品	200	2,130.00	426,000	
		サンゲツ	200	2,490.00	498,000	
		伊藤忠エネクス	400	789.00	315,600	
		サンリオ	200	1,019.00	203,800	
		リョーサン	200	2,900.00	580,000	
		東陽テクニカ	100	1,438.00	143,800	
		モスフードサービス	100	1,515.00	151,500	
		加賀電子	100	1,642.00	164,200	
		三益半導体工業	100	2,345.00	234,500	
		立花エレクトック	100	1,050.00	105,000	
		トラスコ中山	100	1,748.00	174,800	
		オートバックスセブン	200	2,540.00	508,000	
		日商エレクトロニクス	100	711.00	71,100	
		加藤産業	100	1,372.00	137,200	
		イエローハット	100	750.00	75,000	
		富士エレクトロニクス	100	1,040.00	104,000	
		J Kホールディングス	100	646.00	64,600	
		バイタルネット	200	715.00	143,000	
		因幡電機産業	100	4,130.00	413,000	
		ミスミグループ本社	200	1,966.00	393,200	
		スズケン	400	3,970.00	1,588,000	
		ジェコス	100	626.00	62,600	
		ローソン	400	4,010.00	1,604,000	
		カワチ薬品	100	2,995.00	299,500	
		エービーシー・マート	100	2,560.00	256,000	
		アスクル	200	2,700.00	540,000	
		ゲオ	2	218,000.00	436,000	
		ポイント	100	5,710.00	571,000	
		キャンドゥ	1	89,700.00	89,700	
		エディオン	300	1,347.00	404,100	
		三越	2,000	561.00	1,122,000	
		ハニーズ	50	3,530.00	176,500	
		DCM Japanホールディングス	600	878.00	526,800	
		J. フロント リテイリング	2,000	1,082.00	2,164,000	
		ドトール・日レスホールディングス	268	1,807.00	484,276	
		マツモトキヨシホールディングス	200	2,525.00	505,000	
		ブックオフコーポレーション	100	708.00	70,800	
		サークルKサンクス	200	1,762.00	352,400	
		セブン&アイ・ホールディングス	4,000	3,070.00	12,280,000	
		ツルハホールディングス	100	4,450.00	445,000	
		はるやま商事	100	799.00	79,900	
		カップ・クリエイト	50	2,290.00	114,500	
		セイジョー	200	2,315.00	463,000	
		ライトオン	100	1,350.00	135,000	
		良品計画	100	7,220.00	722,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	三城	200	1,523.00	304,600	
		コナカ	100	1,080.00	108,000	
		イオン北海道	100	331.00	33,100	
		コジマ	200	580.00	116,000	
		コーナン商事	100	1,986.00	198,600	
		ワタミ	200	1,793.00	358,600	
		ドン・キホーテ	300	2,470.00	741,000	
		西松屋チェーン	200	1,439.00	287,800	
		ゼンショー	400	1,221.00	488,400	
		幸楽苑	100	1,157.00	115,700	
		ユニマツライフ	100	1,339.00	133,900	
		サイゼリヤ	200	1,742.00	348,400	
		ユニテッドアローズ	200	1,211.00	242,200	
		壱番屋	100	2,255.00	225,500	
		スギ薬局	200	3,460.00	692,000	
		ムトウ	100	507.00	50,700	
		ファミリーマート	400	3,360.00	1,344,000	
		木曽路	200	2,150.00	430,000	
		ケーヨー	200	706.00	141,200	
		ベスト電器	500	846.00	423,000	
		ロイヤルホールディングス	200	1,258.00	251,600	
		島忠	200	3,340.00	668,000	
		チヨダ	200	2,075.00	415,000	
		ライフコーポレーション	200	1,582.00	316,400	
		リンガーハット	200	1,477.00	295,400	
		MrMax	200	508.00	101,600	
		テンアライド	100	388.00	38,800	
		AOKIホールディングス	200	2,155.00	431,000	
		コメリ	200	3,210.00	642,000	
		青山商事	300	2,950.00	885,000	
		しまむら	100	10,360.00	1,036,000	
		高島屋	1,000	1,412.00	1,412,000	
		松屋	200	2,165.00	433,000	
		伊勢丹	900	1,668.00	1,501,200	
		エイチ・ツー・オー リテイリング	1,000	959.00	959,000	
		ニッセンホールディングス	200	766.00	153,200	
		パルコ	300	1,524.00	457,200	
		丸井グループ	1,400	1,208.00	1,691,200	
		ダイエー	350	699.00	244,650	
		イオン	3,200	1,835.00	5,872,000	
		ユニー	1,000	1,092.00	1,092,000	
		イズミ	300	1,849.00	554,700	
		平和堂	400	2,005.00	802,000	
		フジ	200	1,783.00	356,600	
		ヤオコー	100	3,270.00	327,000	
		ゼビオ	100	3,560.00	356,000	
		ケーズホールディングス	300	3,150.00	945,000	
		Olympic	100	775.00	77,500	
		ヤマダ電機	400	13,330.00	5,332,000	
		アークランドサカモト	100	1,550.00	155,000	
		ニトリ	200	5,700.00	1,140,000	
		愛眼	100	721.00	72,100	
		吉野家ホールディングス	3	198,000.00	594,000	
		松屋フーズ	100	1,394.00	139,400	
		セシール	200	334.00	66,800	
		プレナス	200	1,682.00	336,400	
		ミニストップ	100	2,015.00	201,500	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	アークス	100	1,451.00	145,100	
		バロー	200	1,469.00	293,800	
		大庄	200	1,550.00	310,000	
		ファーストリテイリング	200	8,400.00	1,680,000	
		サンドラッグ	200	3,160.00	632,000	
		ベルーナ	200	874.00	174,800	
		新生銀行	6,000	403.00	2,418,000	
		あおぞら銀行	5,000	362.00	1,810,000	
		三菱UFJフィナンシャル・グループ	55,500	1,220.00	67,710,000	
		りそなホールディングス	29	215,000.00	6,235,000	
		中央三井トラスト・ホールディングス	5,000	964.00	4,820,000	
		三井住友フィナンシャルグループ	40	954,000.00	38,160,000	
		第四銀行	1,000	471.00	471,000	
		北越銀行	1,000	270.00	270,000	
		西日本シティ銀行	3,000	315.00	945,000	
		札幌北洋ホールディングス	1	1,110,000.00	1,110,000	
		千葉銀行	4,000	954.00	3,816,000	
		横浜銀行	7,000	860.00	6,020,000	
		常陽銀行	4,000	697.00	2,788,000	
		群馬銀行	2,000	797.00	1,594,000	
		武蔵野銀行	100	5,620.00	562,000	
		千葉興業銀行	200	1,535.00	307,000	
		関東つくば銀行	200	739.00	147,800	
		東京都民銀行	200	3,510.00	702,000	
		七十七銀行	2,000	748.00	1,496,000	
		青森銀行	1,000	449.00	449,000	
		秋田銀行	1,000	570.00	570,000	
		山形銀行	1,000	643.00	643,000	
		岩手銀行	100	7,000.00	700,000	
		東邦銀行	1,000	474.00	474,000	
		みちのく銀行	1,000	359.00	359,000	
		ふくおかフィナンシャルグループ	3,000	722.00	2,166,000	
		静岡銀行	3,000	1,290.00	3,870,000	
		十六銀行	1,000	680.00	680,000	
		スルガ銀行	1,000	1,321.00	1,321,000	
		八十二銀行	2,000	859.00	1,718,000	
		山梨中央銀行	1,000	696.00	696,000	
		大垣共立銀行	1,000	664.00	664,000	
		福井銀行	1,000	355.00	355,000	
		北國銀行	1,000	567.00	567,000	
		滋賀銀行	1,000	821.00	821,000	
		南都銀行	1,000	623.00	623,000	
		百五銀行	1,000	665.00	665,000	
		京都銀行	2,000	1,487.00	2,974,000	
		池田銀行	100	4,320.00	432,000	
		ほくほくフィナンシャルグループ	6,000	376.00	2,256,000	
		広島銀行	3,000	658.00	1,974,000	
		山陰合同銀行	1,000	998.00	998,000	
		中国銀行	1,000	1,700.00	1,700,000	
		東京スター銀行	1	326,000.00	326,000	
		伊予銀行	1,000	1,176.00	1,176,000	
		百十四銀行	1,000	602.00	602,000	
		四国銀行	1,000	463.00	463,000	
		阿波銀行	1,000	662.00	662,000	
		鹿児島銀行	1,000	809.00	809,000	
		肥後銀行	1,000	784.00	784,000	
		佐賀銀行	1,000	401.00	401,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	十八銀行	1,000	409.00	409,000	
		沖縄銀行	100	4,190.00	419,000	
		琉球銀行	300	1,508.00	452,400	
		住友信託銀行	9,000	899.00	8,091,000	
		みずほ信託銀行	9,000	214.00	1,926,000	
		みずほフィナンシャルグループ	60	637,000.00	38,220,000	
		紀陽ホールディングス	2,000	182.00	364,000	
		山口フィナンシャルグループ	1,000	1,484.00	1,484,000	
		名古屋銀行	1,000	714.00	714,000	
		第三銀行	1,000	387.00	387,000	
		中京銀行	1,000	355.00	355,000	
		東日本銀行	1,000	410.00	410,000	
		愛媛銀行	1,000	417.00	417,000	
		みなと銀行	1,000	246.00	246,000	
		京葉銀行	1,000	712.00	712,000	
		関西アーバン銀行	1,000	366.00	366,000	
		栃木銀行	1,000	687.00	687,000	
		東和銀行	1,000	134.00	134,000	
		福島銀行	2,000	110.00	220,000	
		大東銀行	1,000	119.00	119,000	
		大和証券グループ本社	7,000	1,129.00	7,903,000	
		日興コーディアルグループ	2,500	1,673.00	4,182,500	
		野村ホールディングス	9,900	2,045.00	20,245,500	
		新光証券	1,000	500.00	500,000	
		みずほインベスターズ証券	3,000	185.00	555,000	
		岡三ホールディングス	1,000	707.00	707,000	
		コスモ証券	2,000	144.00	288,000	
		丸三証券	300	1,120.00	336,000	
		東海東京証券	1,000	539.00	539,000	
		松井証券	1,000	916.00	916,000	
		マネックス・ビーンズ・ホールディングス	3	82,900.00	248,700	
		カブドットコム証券	3	165,000.00	495,000	
		ソニーフィナンシャルホールディングス	2	430,000.00	860,000	
		三井住友海上火災保険	7,000	1,273.00	8,911,000	
		日本興亜損害保険	4,000	1,171.00	4,684,000	
		損害保険ジャパン	5,000	1,134.00	5,670,000	
		ニッセイ同和損害保険	1,000	602.00	602,000	
		あいおい損害保険	3,000	631.00	1,893,000	
		富士火災海上保険	1,000	372.00	372,000	
		ミレアホールディングス	4,200	4,100.00	17,220,000	
		T&Dホールディングス	1,300	6,620.00	8,606,000	
		クレディセゾン	800	3,390.00	2,712,000	
		オーエムシーカード	700	460.00	322,000	
		芙蓉総合リース	100	3,150.00	315,000	
		興銀リース	100	1,948.00	194,800	
		センチュリー・リーシング・システム	200	1,056.00	211,200	
		SBIホールディングス	37	33,850.00	1,252,450	
		日本証券金融	400	1,028.00	411,200	
		アイフル	400	2,455.00	982,000	
		ポケットカード	200	428.00	85,600	
		武富士	630	3,040.00	1,915,200	
		リコーリース	200	2,555.00	511,000	
		シンキ	200	132.00	26,400	
		イオンクレジットサービス	300	1,950.00	585,000	
		NISグループ	400	330.00	132,000	
		アコム	420	2,790.00	1,171,800	
		プロミス	400	3,220.00	1,288,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	ロプロ	200	90.00	18,000	
		東京リース	200	1,059.00	211,800	
		三菱UFJニコス	2,000	278.00	556,000	
		ジャックス	1,000	309.00	309,000	
		日立キャピタル	400	1,520.00	608,000	
		オリックス	460	22,100.00	10,166,000	
		三菱UFJリース	300	4,110.00	1,233,000	
		ジャフコ	100	4,250.00	425,000	
		SFCG	50	15,870.00	793,500	
		NECリース	100	1,675.00	167,500	
		日本駐車場開発	12	5,860.00	70,320	
		昭栄	100	1,730.00	173,000	
		野村不動産ホールディングス	300	3,120.00	936,000	
		パーク24	600	1,134.00	680,400	
		三井不動産	4,000	2,850.00	11,400,000	
		三菱地所	7,000	2,950.00	20,650,000	
		平和不動産	1,000	771.00	771,000	
		東京建物	1,000	1,297.00	1,297,000	
		ダイビル	400	1,467.00	586,800	
		東急不動産	2,000	1,061.00	2,122,000	
		住友不動産	2,000	3,390.00	6,780,000	
		藤和不動産	500	230.00	115,000	
		大京	1,000	350.00	350,000	
		テーオーシー	1,000	950.00	950,000	
		レオパレス21	700	3,330.00	2,331,000	
		フジ住宅	100	426.00	42,600	
		空港施設	200	735.00	147,000	
		アーバンコーポレイション	1,000	1,709.00	1,709,000	
		明和地所	100	1,182.00	118,200	
		住友不動産販売	40	6,250.00	250,000	
		ゴールドクレスト	80	4,190.00	335,200	
		ジョイント・コーポレーション	200	2,605.00	521,000	
		東栄住宅	100	989.00	98,900	
		日本エスリード	100	1,654.00	165,400	
		日本綜合地所	100	1,800.00	180,000	
		東急リパブル	300	1,586.00	475,800	
		飯田産業	200	913.00	182,600	
		日神不動産	100	870.00	87,000	
		ゼファー	1	109,000.00	109,000	
		クリード	1	275,000.00	275,000	
		アーネストワン	200	477.00	95,400	
		タカラレーベン	100	830.00	83,000	
		パシフィックマネジメント	3	139,000.00	417,000	
		イオンモール	400	2,950.00	1,180,000	
		タクトホーム	1	55,300.00	55,300	
		エヌ・ティ・ティ都市開発	5	223,000.00	1,115,000	
		アトリウム	100	2,565.00	256,500	
		日本空港ビルデング	200	2,170.00	434,000	
		アコーディア・ゴルフ	4	113,000.00	452,000	
		パソナグループ	2	140,000.00	280,000	
		スタジオアリス	100	1,453.00	145,300	
		NECフィールディング	200	1,370.00	274,000	
		総合警備保障	400	1,880.00	752,000	
		アイロムホールディングス	3	10,290.00	30,870	
		ルネサンス	100	597.00	59,700	
		博報堂DYホールディングス	100	6,330.00	633,000	
		ケネディクス	4	215,000.00	860,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	電通	9	297,000.00	2,673,000	
		びあ	100	1,771.00	177,100	
		ネクシィーズ	5	4,950.00	24,750	
		みらかホールディングス	200	2,740.00	548,000	
		サニックス	200	340.00	68,000	
		オリエンタルランド	300	6,730.00	2,019,000	
		ダスキン	300	1,916.00	574,800	
		明光ネットワークジャパン	100	652.00	65,200	
		ラウンドワン	1	249,000.00	249,000	
		リゾートトラスト	100	2,345.00	234,500	
		ビー・エム・エル	100	1,751.00	175,100	
		東急コミュニティー	100	2,805.00	280,500	
		リソー教育	15	3,640.00	54,600	
		グッドウィル・グループ	6	27,340.00	164,040	
		ユー・エス・エス	110	7,160.00	787,600	
		東京個別指導学院	300	296.00	88,800	
		カルチュア・コンビニエンス・クラブ	600	672.00	403,200	
		フルキャスト	1	74,400.00	74,400	
		エイチ・アイ・エス	100	2,210.00	221,000	
		ベンチャー・リンク	200	205.00	41,000	
		イチネン	100	557.00	55,700	
		建設技術研究所	100	800.00	80,000	
		ホリプロ	100	1,354.00	135,400	
		東京都競馬	1,000	270.00	270,000	
		東京ドーム	1,000	613.00	613,000	
		トランス・コスモス	200	1,330.00	266,000	
		日本管財	100	3,250.00	325,000	
		セコム	1,000	6,000.00	6,000,000	
		メイテック	200	3,590.00	718,000	
		アサツー ディ・ケイ	200	3,220.00	644,000	
		応用地質	100	1,377.00	137,700	
		ベネッセコーポレーション	400	4,400.00	1,760,000	
		イオンディライト	200	2,375.00	475,000	
		ニチイ学館	200	1,540.00	308,000	
		ダイセキ	100	3,450.00	345,000	
	計	銘柄数：	1,057		1,978,598,456	
		組入時価比率：	95.9%		100.0%	
	合計				1,978,598,456	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

- ② 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

「PRU国内債券マザーファンド」の状況

なお、以下に掲載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成18年12月11日現在)	(平成19年12月10日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		29,141,779	61,530,620
国債証券		1,404,598,000	1,506,173,950
地方債証券		100,676,700	101,309,050
特殊債券		192,241,380	183,225,860
社債券		129,389,000	129,885,300
未収利息		8,567,132	9,551,642
前払費用		746,309	575,804
流動資産合計		1,865,360,300	1,992,252,226
資産合計		1,865,360,300	1,992,252,226
負債の部			
流動負債			
未払解約金		2,507,599	4,138,275
流動負債合計		2,507,599	4,138,275
負債合計		2,507,599	4,138,275
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	1,761,383,286	1,840,382,557
剰余金			
期末剰余金		101,469,415	147,731,394
剰余金合計		101,469,415	147,731,394
元本等合計		1,862,852,701	1,988,113,951
純資産合計		1,862,852,701	1,988,113,951
負債・純資産合計		1,865,360,300	1,992,252,226

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日	自 平成18年12月12日 至 平成19年12月10日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 ①証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は原則として、証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ②証券取引所に上場されていない有価証券 証券取引所に上場されていない有価証券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 同左 ①金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ②金融商品取引所に上場されていない有価証券 金融商品取引所に上場されていない有価証券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

区分	自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日	自 平成18年12月12日 至 平成19年12月10日
	③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった 場合又は入手した評価額が時価 と認定できない事由が認められた 場合は、投資信託委託業者が忠実 義務に基づいて合理的事由をもっ て時価と認めた価額、もしくは受 託者と協議のうえ両者が合理的事 由をもって時価と認めた価額で評 価しております。	③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった 場合又は入手した評価額が時価 と認定できない事由が認められた 場合は、投資信託委託会社が忠実 義務に基づいて合理的事由をもっ て時価と認めた価額、もしくは受 託者と協議のうえ両者が合理的事 由をもって時価と認めた価額で評 価しております。

(貸借対照表に関する注記)

(平成18年12月11日現在)	(平成19年12月10日現在)
※ 1 1. 本有価証券報告書における開示対象 ファンドの期首における当該親投資信託 の元本額 1,025,587,095円 同期中における追加設定元本額 946,651,947円 同期中における解約元本額 210,855,756円 同期末における元本の内訳 PRU国内債券マーケット・パフォーマー 785,181,417円 PRUグッドライフ2010 389,618,439円 PRUグッドライフ2020 26,300,394円 PRUグッドライフ2030 17,172,935円 PRUグッドライフ2040 5,984,150円 PRUグッドライフ2010（年金） 158,237,847円 PRUグッドライフ2020（年金） 243,114,396円 PRUグッドライフ2030（年金） 98,535,003円 PRUグッドライフ2040（年金） 37,238,705円 計 1,761,383,286円 2. 本有価証券報告書の開示対象ファンド の期末における受益証券の総数 1,761,383,286口	※ 1 1. 本有価証券報告書における開示対象 ファンドの期首における当該親投資信託 の元本額 1,761,383,286円 同期中における追加設定元本額 444,334,725円 同期中における解約元本額 365,335,454円 同期末における元本の内訳 PRU国内債券マーケット・パフォーマー 823,623,185円 PRUグッドライフ2010 330,982,789円 PRUグッドライフ2020 23,356,487円 PRUグッドライフ2030 15,833,744円 PRUグッドライフ2040 4,204,952円 PRUグッドライフ2010（年金） 161,842,371円 PRUグッドライフ2020（年金） 290,941,257円 PRUグッドライフ2030（年金） 134,965,355円 PRUグッドライフ2040（年金） 53,254,237円 プルデンシャル私募国内株式・債券バランス ファンド（適格機関投資家向け） 453,965円 プルデンシャル私募国内債券マーケット・パ フォーマー（適格機関投資家向け） 924,215円 計 1,840,382,557円 2. 本有価証券報告書の開示対象ファンド の期末における受益証券の総数 1,840,382,557口

(有価証券に関する注記)
(平成18年12月11日現在)
売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,404,598,000	△1,727,650
地方債証券	100,676,700	△153,160
特殊債券	192,241,380	△174,930
社債券	129,389,000	△230,550
合計	1,826,905,080	△2,286,290

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日(平成18年12月6日)から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日(平成18年12月11日)までの期間に対応する金額であります。

(平成19年12月10日現在)
売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,506,173,950	△6,411,450
地方債証券	101,309,050	△213,090
特殊債券	183,225,860	△238,860
社債券	129,885,300	△477,450
合計	1,920,594,160	△7,340,850

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日(平成19年12月6日)から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日(平成19年12月10日)までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者間との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成18年12月11日現在)		(平成19年12月10日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の1口当たり純資産 額		本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の1口当たり純資産 額	
	1.0576円		1.0803円
(1万口当たり純資産額	10,576円)	(1万口当たり純資産額	10,803円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第41回利付国債（5年）		40,000,000	39,989,200	
		第44回利付国債（5年）		20,000,000	19,968,800	
		第45回利付国債（5年）		20,000,000	19,926,400	
		第47回利付国債（5年）		10,000,000	9,929,600	
		第50回利付国債（5年）		30,000,000	30,000,000	
		第53回利付国債（5年）		20,000,000	20,100,000	
		第56回利付国債（5年）		10,000,000	10,203,200	
		第63回利付国債（5年）		30,000,000	30,226,800	
		第210回利付国債（10年）		20,000,000	20,313,800	
		第212回利付国債（10年）		10,000,000	10,122,800	
		第213回利付国債（10年）		30,000,000	30,323,100	
		第214回利付国債（10年）		50,000,000	50,958,500	
		第219回利付国債（10年）		70,000,000	71,625,400	
		第221回利付国債（10年）		20,000,000	20,553,600	
		第226回利付国債（10年）		20,000,000	20,580,400	
		第229回利付国債（10年）		20,000,000	20,343,200	
		第231回利付国債（10年）		20,000,000	20,272,600	
		第232回利付国債（10年）		30,000,000	30,306,600	
		第234回利付国債（10年）		60,000,000	61,015,800	
		第237回利付国債（10年）		30,000,000	30,607,200	
		第240回利付国債（10年）		80,000,000	80,914,400	
		第241回利付国債（10年）		10,000,000	10,108,900	
		第242回利付国債（10年）		10,000,000	10,058,900	
		第244回利付国債（10年）		10,000,000	9,957,100	
		第247回利付国債（10年）		10,000,000	9,840,800	
		第250回利付国債（10年）		30,000,000	28,995,600	
		第254回利付国債（10年）		30,000,000	30,430,500	
		第256回利付国債（10年）		20,000,000	20,275,600	
		第259回利付国債（10年）		20,000,000	20,379,200	
		第261回利付国債（10年）		20,000,000	20,750,400	
		第262回利付国債（10年）		30,000,000	31,307,100	
		第265回利付国債（10年）		20,000,000	20,355,400	
		第266回利付国債（10年）		10,000,000	10,109,800	
		第267回利付国債（10年）		30,000,000	30,125,700	
		第269回利付国債（10年）		10,000,000	10,036,600	
		第270回利付国債（10年）		20,000,000	20,048,000	
		第273回利付国債（10年）		20,000,000	20,303,600	
		第274回利付国債（10年）		30,000,000	30,424,500	
		第276回利付国債（10年）		20,000,000	20,428,200	
		第278回利付国債（10年）		30,000,000	31,061,400	
		第282回利付国債（10年）		40,000,000	40,889,200	
		第284回利付国債（10年）		40,000,000	40,813,600	
		第285回利付国債（10年）		30,000,000	30,550,200	
		第288回利付国債（10年）		20,000,000	20,288,800	
		第13回利付国債（30年）		10,000,000	9,329,400	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		第17回利付国債（30年）		10,000,000	10,065,900	
		第20回利付国債（30年）		10,000,000	10,260,600	
		第23回利付国債（30年）		15,000,000	15,370,950	
		第18回利付国債（20年）		10,000,000	12,210,800	
		第22回利付国債（20年）		10,000,000	12,147,900	
		第27回利付国債（20年）		10,000,000	12,463,000	
		第33回利付国債（20年）		10,000,000	11,977,500	
		第37回利付国債（20年）		10,000,000	11,436,400	
		第40回利付国債（20年）		10,000,000	10,677,400	
		第42回利付国債（20年）		10,000,000	10,964,900	
		第46回利付国債（20年）		10,000,000	10,510,800	
		第48回利付国債（20年）		10,000,000	10,841,300	
		第49回利付国債（20年）		10,000,000	10,365,700	
		第55回利付国債（20年）		20,000,000	20,361,600	
		第61回利付国債（20年）		10,000,000	8,758,700	
		第70回利付国債（20年）		20,000,000	21,177,200	
		第75回利付国債（20年）		20,000,000	20,230,600	
		第79回利付国債（20年）		10,000,000	9,954,800	
		第83回利付国債（20年）		10,000,000	10,072,400	
		第84回利付国債（20年）		10,000,000	9,921,100	
		第88回利付国債（20年）		30,000,000	31,006,500	
		第90回利付国債（20年）		20,000,000	20,337,600	
		第94回利付国債（20年）		10,000,000	9,979,400	
		第96回利付国債（20年）		20,000,000	19,931,000	
	計	銘柄数：	69	1,475,000,000	1,506,173,950	
		組入時価比率：	75.8%		78.4%	
	小計				1,506,173,950	
地方債証券	日本円	東京都公募公債第549回		10,000,000	10,127,900	
		第565回東京都公募公債		30,000,000	30,794,700	
		第591回東京都公募公債		13,000,000	12,922,000	
		第604回東京都公募公債		10,000,000	10,109,200	
		第606回東京都公募公債		9,000,000	8,987,130	
		第619回東京都公募公債		10,000,000	10,095,600	
		第109回神奈川県公募公債		18,000,000	18,272,520	
	計	銘柄数：	7	100,000,000	101,309,050	
		組入時価比率：	5.1%		5.3%	
	小計				101,309,050	
特殊債券	日本円	第3回政府保証日本政策投資 銀行債券		10,000,000	10,253,300	
		第19回道路債券		20,000,000	19,994,800	
		第780回政府保証公営企業債 券		20,000,000	20,416,000	
		政府保証第782回公営企業債 券		10,000,000	10,203,500	
		第830回政府保証公営企業債 券		15,000,000	14,705,100	
		第144回政府保証中小企業債 券		15,000,000	15,409,500	
		第1回都市再生債券		20,000,000	20,060,800	
		第36回政府保証関西国際空港 債券		12,000,000	12,117,960	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		第1回成田国際空港株式会社 社債（一般担保付）		10,000,000	10,057,400	
		い第633号農林債券		10,000,000	9,992,600	
		い第680号農林債		20,000,000	20,168,400	
		第177回しきん中金債券		10,000,000	9,974,400	
		い第672号みずほコーポレー ト銀行債券		10,000,000	9,872,100	
	計	銘柄数：	13	182,000,000	183,225,860	
		組入時価比率：	9.2%		9.5%	
	小計				183,225,860	
社債券	日本円	第105回放送債券		10,000,000	10,252,700	
		第103回オリックス株式会社 無担保社債（社債間限定		10,000,000	9,855,400	
		第7回東日本旅客鉄道株式会 社社債		20,000,000	22,711,600	
		第9回西日本旅客鉄道株式会 社無担保社債（社債間限定		5,000,000	5,107,300	
		第498回東京電力株式会社社 債（一般担保付）		10,000,000	9,908,300	
		第505回東京電力株式会社社 債（一般担保付）		40,000,000	38,867,200	
		第417回中部電力		10,000,000	10,053,800	
		第375回東北電力株式会社社 債（一般担保付）		20,000,000	23,129,000	
	計	銘柄数：	8	125,000,000	129,885,300	
		組入時価比率：	6.5%		6.8%	
	小計				129,885,300	
	合計				1,920,594,160	
	株式以 外計				1,920,594,160	

（注） 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「PRU海外株式マザーファンド」の状況

なお、以下に掲載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成18年12月11日現在)	(平成19年12月10日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		154,392,103	194,398,179
金銭信託		896,434	507,101
コール・ローン		126,237,130	125,697,619
株式		5,814,292,687	7,513,946,370
派生商品評価勘定		12,830,236	1,926,455
未収入金		1,389,733	8,239,005
未収配当金		9,563,163	13,609,328
未収利息		415	1,274
差入委託証拠金		18,322,749	36,437,821
流動資産合計		6,137,924,650	7,894,763,152
資産合計		6,137,924,650	7,894,763,152
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		79,544	2,755,612
未払金		21,146,478	28,322,563
未払解約金		22,811,688	43,163,020
流動負債合計		44,037,710	74,241,195
負債合計		44,037,710	74,241,195
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	4,397,601,845	5,137,694,635
剰余金			
期末剰余金		1,696,285,095	2,682,827,322
剰余金合計		1,696,285,095	2,682,827,322
元本等合計		6,093,886,940	7,820,521,957
純資産合計		6,093,886,940	7,820,521,957
負債・純資産合計		6,137,924,650	7,894,763,152

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日	自 平成18年12月12日 至 平成19年12月10日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式、新株予約権証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 ①証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は原則として、証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ②証券取引所に上場されていない有価証券 証券取引所に上場されていない有価証券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。	株式、新株予約権証券 同左 ①金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ②金融商品取引所に上場されていない有価証券 金融商品取引所に上場されていない有価証券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

区分	自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日	自 平成18年12月12日 至 平成19年12月10日
	③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった 場合又は入手した評価額が時価 と認定できない事由が認められた 場合は、投資信託委託業者が忠実 義務に基づいて合理的事由をもっ て時価と認めた価額、もしくは受 託者と協議のうえ両者が合理的事 由をもって時価と認めた価額で評 価しております。	③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった 場合又は入手した評価額が時価 と認定できない事由が認められた 場合は、投資信託委託会社が忠実 義務に基づいて合理的事由をもっ て時価と認めた価額、もしくは受 託者と協議のうえ両者が合理的事 由をもって時価と認めた価額で評 価しております。
2. デリバティブ等の評 価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時 価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則と して計算期間末日に知りうる直近 の日の主たる取引所の発表する清 算値段又は、最終相場によってお ります。 (2) 為替予約取引 原則としてわが国における計算 期間末日の対顧客先物売買相場の 仲値で評価しております。	(1) 先物取引 同左 (2) 為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 受取配当金は原則として、株式の 配当落ち日において、その金額が確 定している場合には当該金額を計上 し、未だ確定していない場合には、 入金日基準で計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信 託財産の計算に関する規則」（平成 12年総理府令第133号）第60条及び 61条に基づき処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

(平成18年12月11日現在)	(平成19年12月10日現在)
※ 1 1. 本有価証券報告書における開示対象 ファンドの期首における当該親投資信託 の元本額 2,749,908,302円 同期中における追加設定元本額 1,880,320,667円 同期中における解約元本額 232,627,124円 同期末における元本の内訳 PRU海外株式マーケット・パフォーマー 4,183,810,199円 PRUグッドライフ2010 15,512,819円 PRUグッドライフ2020 4,792,546円 PRUグッドライフ2030 8,646,185円 PRUグッドライフ2040 11,715,662円 PRUグッドライフ2010（年金） 6,300,245円 PRUグッドライフ2020（年金） 44,300,295円 PRUグッドライフ2030（年金） 49,611,349円 PRUグッドライフ2040（年金） 72,912,545円 計 4,397,601,845円 2. 本有価証券報告書の開示対象ファンド の期末における受益証券の総数 4,397,601,845口	※ 1 1. 本有価証券報告書における開示対象 ファンドの期首における当該親投資信託 の元本額 4,397,601,845円 同期中における追加設定元本額 1,498,705,074円 同期中における解約元本額 758,612,284円 同期末における元本の内訳 PRU海外株式マーケット・パフォーマー 4,919,529,191円 PRUグッドライフ2010 9,689,919円 PRUグッドライフ2020 3,679,295円 PRUグッドライフ2030 6,914,097円 PRUグッドライフ2040 6,416,642円 PRUグッドライフ2010（年金） 4,744,398円 PRUグッドライフ2020（年金） 45,830,252円 PRUグッドライフ2030（年金） 58,937,409円 PRUグッドライフ2040（年金） 81,274,084円 プルデンシャル私募海外株式マーケット・パ フォーマー（適格機関投資家向け） 679,348円 計 5,137,694,635円 2. 本有価証券報告書の開示対象ファンド の期末における受益証券の総数 5,137,694,635口

(有価証券に関する注記)
 (平成18年12月11日現在)
 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	5,814,292,687	33,080,775
合計	5,814,292,687	33,080,775

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日(平成18年12月6日)から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日(平成18年12月11日)までの期間に対応する金額であります。

(平成19年12月10日現在)
 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	7,513,946,370	200,766,352
合計	7,513,946,370	200,766,352

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日(平成19年12月6日)から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日(平成19年12月10日)までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日	自 平成18年12月12日 至 平成19年12月10日
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 (1) アメリカドル及びユーロ建の株価指数先物取引を主要投資対象としております。 (2) 外貨建証券の売買代金、償還金、利金等についての為替変動リスクを回避するために、為替予約取引を行うことができるものとします。	2. 取引に対する取組みと利用目的 同左
3. 取引に係るリスクの内容 (1) 株価指数先物取引に係る主要なリスクは株価の変動による株価変動リスクであります。 (2) 為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	3. 取引に係るリスクの内容 同左
4. 取引に係るリスク管理体制 組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。 なお、リスク管理はデリバティブだけに限定しては行っておりません。デリバティブと現物資産等を統合し、各投資信託財産全体でのリスク管理を行っております。	4. 取引に係るリスク管理体制 同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

II 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

1. 株式関連

(単位：円)

種類	(平成18年12月11日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引 株価指数先物取引 買建	212,737,390	—	225,394,026	12,656,636
合計	212,737,390	—	225,394,026	12,656,636

(単位：円)

種類	(平成19年12月10日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引 株価指数先物取引 買建	312,963,278	—	312,134,121	△829,157
合計	312,963,278	—	312,134,121	△829,157

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準じる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には、手数料相当額を含んでおります。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

(平成18年12月11日現在)

(単位：円)

種類	(平成18年12月11日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
アメリカ・ドル	16,130,800	—	16,304,400	173,600
イギリス・ポンド	2,306,400	—	2,306,248	△152
スイス・フラン	2,306,400	—	2,297,631	△8,769
オーストラリア・ドル	2,306,400	—	2,304,177	△2,223
売建				
アメリカ・ドル	6,919,200	—	6,987,600	△68,400
合計	29,969,200	—	30,200,056	94,056

(平成19年12月10日現在)

該当事項はありません。

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約の時価

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

(関連当事者間との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成18年12月11日現在)		(平成19年12月10日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の1口当たり純資産 額		本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の1口当たり純資産 額	
1.3857円		1.5222円	
(1万口当たり純資産額	13,857円)	(1万口当たり純資産額	15,222円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカ・ドル	3M CO	1,780	86.19	153,418.20	
		ABBOTT LABORATORIES	3,930	58.22	228,804.60	
		ABERCROMBIE & FITCH CO	250	82.61	20,652.50	
		ACCENTURE LTD-CL A	1,550	35.44	54,932.00	
		ACE LTD	860	60.84	52,322.40	
		ACTIVISION INC	700	26.79	18,753.00	
		ADC TELECOMMUNICATIONS INC	192	17.67	3,392.64	
		ADOBE SYSTEMS INC	1,700	44.37	75,429.00	
		ADVANCE AUTO PARTS	210	39.50	8,295.00	
		ADVANCED MICRO DEVICES	1,563	9.05	14,145.15	
		AES CORPORATION	1,600	21.94	35,104.00	
		AETNA INC	1,280	58.93	75,430.40	
		AFFILIATED COMPUTER SERVICES	300	44.78	13,434.00	
		AFLAC INC	1,250	61.70	77,125.00	
		AGILENT TECHNOLOGIES INC	1,000	38.01	38,010.00	
		AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	510	101.77	51,902.70	
		AKAMAI TECHNOLOGIES	320	39.01	12,483.20	
		ALCOA INC	2,200	36.91	81,202.00	
		ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC	200	95.79	19,158.00	
		ALLERGAN INC	200	68.45	13,690.00	
		ALLIANCE DATA SYSTEMS CORPORATION	50	78.25	3,912.50	
		ALLIANT ENERGY CORPORATION	250	42.40	10,600.00	
		ALLIED CAPITAL CORP	200	24.05	4,810.00	
		ALLSTATE CORP	1,470	52.46	77,116.20	
		ALTERA CORPORATION	950	19.19	18,230.50	
		ALTRIA GROUP INC	5,380	77.60	417,488.00	
		AMAZON.COM INC	800	94.31	75,448.00	
		AMB PROPERTY CORP	210	62.84	13,196.40	
		AMBAC FINANCIAL GROUP INC	250	26.84	6,710.00	
		AMEREN CORPORATION	530	53.69	28,455.70	
		AMERICAN CAPITAL STRATEGIES LTD	400	36.94	14,776.00	
		AMERICAN EAGLE OUTFITTERS INC	820	22.21	18,212.20	
		AMERICAN ELECTRIC POWER	1,000	49.17	49,170.00	
		AMERICAN EXPRESS COMPANY	2,700	56.96	153,792.00	
		AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	5,680	61.45	349,036.00	
		AMERICAN TOWER CORP	1,050	42.68	44,814.00	
		AMERIPRISE FINANCIAL INC	590	59.34	35,010.60	
		AMERISOURCEBERGEN CORP	480	45.89	22,027.20	
		AMGEN INC	3,020	52.10	157,342.00	
		AMPHENOL CORP-CL A	440	46.16	20,310.40	
		AMYLIN PHARMACEUTICALS INC	330	38.16	12,592.80	
		ANADARKO PETROLEUM CORP	1,220	61.44	74,956.80	
		ANALOG DEVICES	850	31.31	26,613.50	
		ANHEUSER-BUSCH COS INC	1,950	52.79	102,940.50	
		AON CORP	700	49.59	34,713.00	
		APACHE CORP	814	99.44	80,944.16	
		APARTMENT INVT&MGMT CO	250	39.92	9,980.00	
		APOLLO GROUP INC-CL A	390	76.65	29,893.50	
		APPLE INC	2,195	194.30	426,488.50	
		APPLIED BIOSYSTEMS GROUP-APP	500	34.36	17,180.00	
		APPLIED MATERIALS INC	3,600	18.29	65,844.00	
		AQUA AMERICA INC	200	22.55	4,510.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカ・ドル	ARCH COAL INC	350	40.16	14,056.00	
		ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	1,495	38.55	57,632.25	
		ARROW ELECTRONICS INC	300	39.30	11,790.00	
		ASSOCIATED BANC CORP	250	27.96	6,990.00	
		AT&T INC	15,938	38.47	613,134.86	
		AUTODESK INC	580	48.20	27,956.00	
		AUTOMATIC DATA PROCESSING	1,450	45.55	66,047.50	
		AUTONATION INC	470	17.42	8,187.40	
		AUTOZONE INC	110	129.87	14,285.70	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	190	103.20	19,608.00	
		AVERY DENNISON CORP	290	53.00	15,370.00	
		AVNET INC	400	37.10	14,840.00	
		AVON PRODUCTS INC	1,100	41.32	45,452.00	
		AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	300	41.84	12,552.00	
		BAKER HUGHES INC	820	83.45	68,429.00	
		BALL CORP	200	45.87	9,174.00	
		BANK OF AMERICA CORP	11,417	45.37	517,989.29	
		BANK OF NEW YORK MELLON CORP	2,848	48.96	139,438.08	
		BARD C R INC	300	85.11	25,533.00	
		BARR PHARMACEUTICALS INC	100	54.01	5,401.00	
		BAXTER INTERNATIONAL INC	1,800	60.25	108,450.00	
		BB&T CORPORATION	1,400	36.01	50,414.00	
		BEA SYSTEMS INC	1,000	16.30	16,300.00	
		BEAR STEARNS COMPANIES INC	100	100.94	10,094.00	
		BECKMAN COULTER INC	150	70.71	10,606.50	
		BECTON DICKINSON & CO	650	82.68	53,742.00	
		BED BATH & BEYOND INC	700	32.34	22,638.00	
		BEST BUY COMPANY INC	1,170	52.71	61,670.70	
		BIOGEN IDEC INC	745	74.94	55,830.30	
		BJ SERVICES CO	750	24.85	18,637.50	
		BLACK & DECKER CORP	130	82.06	10,667.80	
		BLOCK H & R INC	800	20.02	16,016.00	
		BMC SOFTWARE INC	550	34.69	19,079.50	
		BOEING CO	1,880	93.16	175,140.80	
		BOSTON PROPERTIES INC	300	102.39	30,717.00	
		BOSTON SCIENTIFIC CORP	3,521	12.73	44,822.33	
		BRINKER INTERNATIONAL INC	400	22.43	8,972.00	
		BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	5,050	29.23	147,611.50	
		BROADCOM CORP-CL A	1,175	28.58	33,581.50	
		BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	337	23.70	7,986.90	
		BROWN & BROWN INC	200	24.83	4,966.00	
		BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	100	71.35	7,135.00	
		BRUNSWICK CORP	190	20.39	3,874.10	
		BUNGE LIMITED	300	123.84	37,152.00	
		BURLINGTON NORTHERN SANTA FE	900	87.04	78,336.00	
		CA INC	1,300	26.38	34,294.00	
		CABLEVISION SYSTEMS	500	25.64	12,820.00	
		CADENCE DESIGN SYSTEM INC	650	17.01	11,056.50	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	150	51.53	7,729.50	
		CAMERON INTERNATIONAL CORP	280	98.68	27,630.40	
		CAMPBELL SOUP CO	600	36.99	22,194.00	
		CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	1,058	49.80	52,688.40	
		CARDINAL HEALTH INC	1,030	60.60	62,418.00	
		CAREER EDUCATION CORP	200	28.27	5,654.00	
		CARMAX INC	688	22.25	15,308.00	
		CARNIVAL CORP	1,080	45.00	48,600.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカ・ドル	CATERPILLAR INC	1,660	74.20	123,172.00	
		CB RICHARD ELLIS GROUP INC	550	23.89	13,139.50	
		CBS CORP-CL B	1,675	27.15	45,476.25	
		CELANESE CORPORATION	300	39.78	11,934.00	
		CELGENE CORP	1,000	57.36	57,360.00	
		CENTERPOINT ENERGY INC	800	18.16	14,528.00	
		CENTEX CORP	300	25.81	7,743.00	
		CEPHALON INC	180	76.54	13,777.20	
		CHARLES RIVER LABORATORIES INTL INC	200	63.58	12,716.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CO	1,120	38.37	42,974.40	
		CHEVRON CORP	5,550	90.96	504,828.00	
		CHOICEPOINT INC	200	36.72	7,344.00	
		CHUBB CORP	1,060	54.37	57,632.20	
		CIGNA CORP	900	55.70	50,130.00	
		CIMAREX ENERGY CO	250	40.14	10,035.00	
		CINCINNATI FINANCIAL CORP	360	40.18	14,464.80	
		CINTAS CORP	350	34.75	12,162.50	
		CISCO SYSTEMS INC	15,600	27.45	428,220.00	
		CIT GROUP INC	500	27.65	13,825.00	
		CITIGROUP INC	12,800	34.31	439,168.00	
		CITRIX SYSTEMS INC	450	38.70	17,415.00	
		CLEAR CHANNEL COMMUNICATIONS	1,200	35.83	42,996.00	
		CLOROX COMPANY	350	65.22	22,827.00	
		CME GROUP INC	110	707.00	77,770.00	
		COACH INC	1,000	36.60	36,600.00	
		COCA-COLA COMPANY	5,310	63.15	335,326.50	
		COGNIZANT TECH SOLUTIONS	740	33.36	24,686.40	
		COLGATE-PALMOLIVE COMPANY	500	79.81	39,905.00	
		COLONIAL BANCGROUP INC	500	16.62	8,310.00	
		COMCAST CORP-CL A	5,007	18.28	91,527.96	
		COMCAST CORP-SPECIAL CL A	2,525	18.22	46,005.50	
		COMERICA INC	400	45.61	18,244.00	
		COMMERCE BANCORP INC NJ	400	39.40	15,760.00	
		COMPUTER SCIENCES CORP	400	53.63	21,452.00	
		COMPUWARE CORP	800	9.27	7,416.00	
		CONAGRA FOODS INC	1,250	25.92	32,400.00	
		CONOCOPHILLIPS	1,800	83.30	149,940.00	
		CONSOL ENERGY INC	490	63.61	31,168.90	
		CONSOLIDATED EDISON INC	700	49.49	34,643.00	
		CONSTELLATION BRANDS INC	500	23.92	11,960.00	
		CONSTELLATION ENERGY GROUP	450	103.43	46,543.50	
		COOPER INDUSTRIES LTD	500	53.82	26,910.00	
		CORNING INC	4,050	24.92	100,926.00	
		COSTCO WHOLESALE CORP	1,200	71.83	86,196.00	
		COUNTRYWIDE FINANCIAL CORPORATION	1,538	11.54	17,748.52	
		COVANCE INC	180	89.42	16,095.60	
		COVENTRY HEALTH CARE INC	420	58.31	24,490.20	
		COVIDIEN LIMITED W/I	1,275	42.22	53,830.50	
		CROWN CASTLE INTL CO	650	42.05	27,332.50	
		CSX CORP	1,100	43.78	48,158.00	
		CUMMINS INC	260	124.96	32,489.60	
		CVS CAREMARK CORPORATION	4,003	40.04	160,280.12	
		DANAHER CORP	640	87.08	55,731.20	
		DARDEN RESTAURANTS INC	350	39.26	13,741.00	
		DAVITA INC	250	61.11	15,277.50	
		DEAN FOODS CO	290	26.03	7,548.70	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカ・ドル	DEERE & CO	1,160	88.11	102,207.60	
		DELL INC	5,450	25.07	136,631.50	
		DENBURY RESOURCES INC	300	57.06	17,118.00	
		DENTSPLY INTL INC	370	44.50	16,465.00	
		DEVELOPERS DIVERSIFIED RLTY	300	46.06	13,818.00	
		DEVON ENERGY CORPORATION	1,050	87.97	92,368.50	
		DIAMOND OFFSHORE DRILLING INC	150	125.30	18,795.00	
		DIRECTV GROUP INC/THE	1,779	24.64	43,834.56	
		DISCOVER FINANCIAL SERVICES-W/I	1,170	16.76	19,609.20	
		DISCOVERY HOLDING CO-A	670	27.24	18,250.80	
		DOMINION RESOURCES INC/VA	1,540	48.77	75,105.80	
		DOMTAR CORPORATION	1,200	7.80	9,360.00	
		DONNELLEY (R.R.) & SONS CO	550	38.50	21,175.00	
		DOVER CORP	500	46.72	23,360.00	
		DOW CHEMICAL	2,500	42.74	106,850.00	
		DOW JONES & CO INC	200	59.93	11,986.00	
		DR HORTON INC	550	13.86	7,623.00	
		DST SYSTEMS INC	130	88.23	11,469.90	
		DTE ENERGY COMPANY	420	50.50	21,210.00	
		DU PONT (E.I.)DE NEMOURS	2,390	47.19	112,784.10	
		DUKE ENERGY CORP	3,219	20.56	66,182.64	
		DUKU REALTY CORP	300	27.92	8,376.00	
		DUN&BRADSTREET CORP	200	91.24	18,248.00	
		DYNEGY INC	1,000	8.37	8,370.00	
		E*TRADE FINANCIAL CORPORATION	800	4.13	3,304.00	
		EASTMAN CHEMICAL COMPANY	200	65.29	13,058.00	
		EASTMAN KODAK CO	650	23.27	15,125.50	
		EATON CORP	390	94.64	36,909.60	
		EBAY INC	2,740	33.73	92,420.20	
		ECHOSTAR COMMUNICATIONS-A	510	40.27	20,537.70	
		ECOLAB INC	500	50.77	25,385.00	
		EDISON INTERNATIONAL	800	57.40	45,920.00	
		EL PASO CORPORATION	1,700	16.14	27,438.00	
		ELECTRONIC ARTS INC	690	54.05	37,294.50	
		ELECTRONIC DATA SYSTEMS CORP	1,300	21.62	28,106.00	
		EMBARQ CORP	425	49.23	20,922.75	
		EMC CORP/MASS	5,400	19.55	105,570.00	
		EMERSON ELECTRIC CO	2,000	58.32	116,640.00	
		ENERGIZER HOLDINGS INC	100	116.80	11,680.00	
		ENERGY EAST CORP	300	27.30	8,190.00	
		ENSCO INTERNATIONAL INC	400	55.57	22,228.00	
		ENTERGY CORP	520	122.46	63,679.20	
		EOG RESOURCES INC	600	88.16	52,896.00	
		EQUIFAX INC	400	38.05	15,220.00	
		EQUITABLE RESOURCES INC	290	54.50	15,805.00	
		EQUITY RESIDENTIAL PROPS TR	750	40.05	30,037.50	
		ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	250	43.56	10,890.00	
		EVEREST RE GROUP LTD	120	104.86	12,583.20	
		EXELON CORPORATION	1,780	85.26	151,762.80	
		EXPEDIA INC	455	33.56	15,269.80	
		EXPEDITORS INTL WASH INC	440	48.38	21,287.20	
		EXPRESS SCRIPTS INC	720	71.78	51,681.60	
		EXTERRAN HOLDINGS INC	150	80.83	12,124.50	
		EXXON MOBIL CORPORATION	14,590	91.50	1,334,985.00	
		FAMILY DOLLAR STORES	450	20.30	9,135.00	
		FANNIE MAE	2,430	37.04	90,007.20	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカ・ドル	FASTENAL CO	360	42.63	15,346.80	
		FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST	140	88.00	12,320.00	
		FEDEX CORPORATION	730	100.22	73,160.60	
		FIDELITY NATIONAL FINANCIAL INC-CL A	350	17.12	5,992.00	
		FIDELITY NATIONAL INFORMATION	480	44.90	21,552.00	
		FIFTH THIRD BANCORP	1,500	29.78	44,670.00	
		FIRST AMERICAN CORPORATION	190	36.69	6,971.10	
		FIRST HORIZON NATIONAL CORP	350	22.79	7,976.50	
		FIRST SOLAR INC	100	235.47	23,547.00	
		FIRSTENERGY CORP	753	73.93	55,669.29	
		FISERV INC	430	53.71	23,095.30	
		FLEXTRONICS INTL LTD	2,242	11.96	26,814.32	
		FLUOR CORP (NEW)	200	158.06	31,612.00	
		FMC TECHNOLOGIES INC	380	58.21	22,119.80	
		FOOT LOCKER INC	300	14.04	4,212.00	
		FORD MOTOR COMPANY	3,800	7.06	26,828.00	
		FOREST CITY ENTERPRISES INC-CLASS A	140	48.39	6,774.60	
		FOREST LABORATORIES INC	400	37.85	15,140.00	
		FORTUNE BRANDS INC	410	76.11	31,205.10	
		FOSTER WHEELER LTD	150	165.48	24,822.00	
		FPL GROUP INC	1,020	71.20	72,624.00	
		FRANKLIN RESOURCES INC	460	121.04	55,678.40	
		FREDDIE MAC	1,620	35.54	57,574.80	
		FREEPORT-MCMORAN COPPER-B	968	108.10	104,640.80	
		GAMESTOP CORPORATION	100	60.78	6,078.00	
		GANNETT CO	650	35.84	23,296.00	
		GAP INC	1,400	21.57	30,198.00	
		GARMIN LTD	270	109.23	29,492.10	
		GENENTECH INC	1,180	68.49	80,818.20	
		GENERAL DYNAMICS CORP	930	93.68	87,122.40	
		GENERAL ELECTRIC CO.	26,500	37.23	986,595.00	
		GENERAL GROWTH PROPERTIES	550	47.97	26,383.50	
		GENERAL MILLS INC	900	60.52	54,468.00	
		GENERAL MOTORS CORP	1,130	28.62	32,340.60	
		GENUINE PARTS CO	500	49.18	24,590.00	
		GENWORTH FINANCIAL INC	1,100	27.60	30,360.00	
		GENZYME CORP - GENL DIVISION	700	72.40	50,680.00	
		GILEAD SCIENCES INC	2,530	47.07	119,087.10	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	920	217.89	200,458.80	
		GOOGLE INC-CL A	570	714.87	407,475.90	
		GRAINGER (W.W.) INC	180	91.29	16,432.20	
		GRANT PRIDECO INC	350	48.75	17,062.50	
		HALLIBURTON CO	2,500	37.55	93,875.00	
		HANESBRANDS INC	250	28.94	7,235.00	
		HARLEY-DAVIDSON INC	680	48.99	33,313.20	
		HARMAN INTERNATIONAL	170	73.83	12,551.10	
		HARRAH'S ENTERTAINMENT INC	496	88.15	43,722.40	
		HARSCO CORPORATION	250	62.44	15,610.00	
		HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	850	94.18	80,053.00	
		HASBRO INC	350	26.77	9,369.50	
		HCP INC	450	34.45	15,502.50	
		HEALTH MGMT ASSOCIATES INC-A	750	6.18	4,635.00	
		HEALTH NET INC	300	49.82	14,946.00	
		HEINZ (H.J.) CO	850	47.67	40,519.50	
		HERTZ GLOBAL HOLDINGS INC	300	17.51	5,253.00	
		HESS CORP	750	78.63	58,972.50	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカ・ドル	HEWLETT-PACKARD CO.	6,750	51.84	349,920.00	
		HILLENBRAND INDUSTRIES	130	54.78	7,121.40	
		HOLOGIC INC	304	64.03	19,465.12	
		HOME DEPOT INC	4,460	29.49	131,525.40	
		HONEYWELL INTERNATIONAL INC	2,000	58.51	117,020.00	
		HOSPIRA INC	440	43.93	19,329.20	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	1,353	19.35	26,180.55	
		HUDSON CITY BANCORP	1,300	15.59	20,267.00	
		HUMANA INC	100	76.65	7,665.00	
		HUNTINGTON BANCSHARES INC	900	16.16	14,544.00	
		HUNTSMAN CORPORATION	400	24.75	9,900.00	
		IAC/INTERACTIVECORP	455	28.46	12,949.30	
		IDEARC INC	452	18.77	8,484.04	
		ILLINOIS TOOL WORKS	1,260	56.81	71,580.60	
		IMS HEALTH INC	450	23.23	10,453.50	
		INGERSOLL-RAND CO-CL A	880	51.87	45,645.60	
		INTEL CORP	15,000	27.73	415,950.00	
		INTERCONTINENTALEXCHANGE INC	110	175.55	19,310.50	
		INTERNATIONAL PAPER CO	1,040	34.52	35,900.80	
		INTERPUBLIC GROUP COS INC	800	8.95	7,160.00	
		INTERSIL CORP -CL A	400	25.49	10,196.00	
		INTL BUSINESS MACHINES CORP	3,800	108.86	413,668.00	
		INTL FLAVORS & FRAGRANCES	200	49.77	9,954.00	
		INTL GAME TECHNOLOGY	850	43.57	37,034.50	
		INTUIT INC	840	29.71	24,956.40	
		INTUITIVE SURGICAL INC	80	353.00	28,240.00	
		INVITROGEN CORP	200	98.43	19,686.00	
		IRON MOUNTAIN INCORPORATED	475	37.29	17,712.75	
		ISTAR FINANCIAL INC	330	31.54	10,408.20	
		ITT CORPORATION	460	65.94	30,332.40	
		J.C. PENNEY CO INC (HLDG CO)	530	47.92	25,397.60	
		JABIL CIRCUIT INC	400	17.85	7,140.00	
		JACOBS ENGINEERING GROUP INC	300	94.08	28,224.00	
		JANUS CAPITAL GROUP	550	34.41	18,925.50	
		JDS UNIPHASE CORP	512	13.94	7,137.28	
		JOHNSON & JOHNSON	7,500	67.68	507,600.00	
		JOHNSON CONTROLS INC	1,490	38.03	56,664.70	
		JONES APPAREL GROUP INC	270	18.60	5,022.00	
		JOY GLOBAL INC	250	60.39	15,097.50	
		JPMORGAN CHASE & CO	8,776	46.08	404,398.08	
		JUNIPER NETWORKS INC	1,600	30.90	49,440.00	
		KBR INC	100	43.75	4,375.00	
		KELLOGG CO	710	54.22	38,496.20	
		KEYCORP	1,050	25.28	26,544.00	
		KIMBERLY-CLARK CORP	1,200	69.33	83,196.00	
		KIMCO REALTY CORP	550	40.53	22,291.50	
		KLA-TENCOR CORPORATION	480	50.37	24,177.60	
		KOHL'S CORP	780	52.17	40,692.60	
		KRAFT FOODS INC-A	4,042	34.68	140,176.56	
		KROGER CO	1,720	28.39	48,830.80	
		L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	320	109.37	34,998.40	
		LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	300	73.10	21,930.00	
		LAM RESEARCH CORP	470	47.20	22,184.00	
		LAMAR ADVERTISING CO	180	50.77	9,138.60	
		LAS VEGAS SANDS CORP	250	118.88	29,720.00	
		LEAR CORP	200	28.99	5,798.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカ・ドル	LEGG MASON INC	300	76.05	22,815.00	
		LEGGETT & PLATT INC	350	20.35	7,122.50	
		LEHMAN BROTHERS HOLDINGS INC	1,180	63.47	74,894.60	
		LENNAR CORP-CL A	250	18.32	4,580.00	
		LEUCADIA NATIONAL CORPORATION	450	48.97	22,036.50	
		LEVEL 3 COMMUNICATIONS INC	3,100	3.57	11,067.00	
		LEXMARK INTERNATIONAL INC	220	35.12	7,726.40	
		LIBERTY CAPITAL-A	327	118.44	38,729.88	
		LIBERTY GLOBAL INC-A	520	40.60	21,112.00	
		LIBERTY GLOBAL INC-SERIES C	470	38.14	17,925.80	
		LIBERTY INTERACTIVE-A	1,787	20.47	36,579.89	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	200	31.60	6,320.00	
		LILLY (ELI) & CO	2,750	54.30	149,325.00	
		LIMITED INC	1,000	20.81	20,810.00	
		LINCARE HOLDINGS INC	250	35.39	8,847.50	
		LINCOLN NATIONAL CORP	729	60.91	44,403.39	
		LINEAR TECHNOLOGY CORP	750	31.30	23,475.00	
		LIZ CLAIBORNE INC	250	23.85	5,962.50	
		LOCKHEED MARTIN CORPORATION	940	111.01	104,349.40	
		LOEWS CORP	200	48.54	9,708.00	
		LOWE'S COMPANIES	3,820	25.08	95,805.60	
		LSI CORP	2,000	5.85	11,700.00	
		LYONDELL CHEMICAL COMPANY	600	47.60	28,560.00	
		M&T BANK CORP	120	88.87	10,664.40	
		MACERICH CO	150	80.10	12,015.00	
		MACY'S INC	1,134	30.51	34,598.34	
		MANPOWER INC	220	64.62	14,216.40	
		MARATHON OIL CORP	1,850	59.23	109,575.50	
		MAREVLL TECHNOLOGY	1,110	15.65	17,371.50	
		MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	940	37.01	34,789.40	
		MARSH & MCLENNAN COS	1,500	25.69	38,535.00	
		MARSHALL & ILSLEY CORP	588	31.43	18,480.84	
		MARTIN MARIETTA MATERIALS INC	100	133.75	13,375.00	
		MASCO CORP	1,050	23.93	25,126.50	
		MASSEY ENERGY COMPANY	300	35.63	10,689.00	
		MASTERCARD INC-CLASS A	130	209.60	27,248.00	
		MATTEL INC	960	20.37	19,555.20	
		MBIA INC	320	30.00	9,600.00	
		MCAFEE INC	100	38.94	3,894.00	
		MCCLATCHY CO-CLASS A	50	13.77	688.50	
		MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	330	38.36	12,658.80	
		MCDERMOTT INTERNATIONAL INC	550	55.60	30,580.00	
		MCDONALD'S CORPORATION	3,050	60.16	183,488.00	
		MCGRAW-HILL COMPANIES INC	850	46.24	39,304.00	
		MCKESSON HBOC INC	750	66.37	49,777.50	
		MEADWESTVACO CORP	450	34.24	15,408.00	
		MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	708	99.53	70,467.24	
		MEDTRONIC INC	3,100	50.54	156,674.00	
		MEMC ELECTRONIC MATERIALS INC	540	80.69	43,572.60	
		MERCK & CO., INC.	5,600	60.67	339,752.00	
		MERRILL LYNCH & CO	2,150	61.42	132,053.00	
		METLIFE INC	1,950	65.17	127,081.50	
		MGM MIRAGE	320	92.69	29,660.80	
		MICROCHIP TECHNOLOGY INC	580	30.52	17,701.60	
		MICRON TECHNOLOGY INC	1,700	9.03	15,351.00	
		MICROSOFT CORP	22,350	34.53	771,745.50	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカ・ドル	MILLENNIUM PHARMACEUTICALS	800	15.07	12,056.00	
		MILLIPORE CORPORATION	150	78.10	11,715.00	
		MIRANT CORP	650	39.70	25,805.00	
		MOHAWK INDUSTRIES INC	150	79.85	11,977.50	
		MONSANTO CO	1,386	106.24	147,248.64	
		MONSTER WORLDWIDE INC	250	33.61	8,402.50	
		MOODY'S CORPORATION	590	39.93	23,558.70	
		MORGAN ST DEAN WITTER & CO	2,440	51.69	126,123.60	
		MOTOROLA INC	5,900	16.30	96,170.00	
		MURPHY OIL CORPORATION	200	75.45	15,090.00	
		NABORS INDUSTRIES LTD	800	27.52	22,016.00	
		NATIONAL CITY CORP	1,500	19.41	29,115.00	
		NATIONAL OILWELL VARCO INC	900	73.52	66,168.00	
		NATIONAL SEMICONDUCTOR	800	24.53	19,624.00	
		NAVTEQ CORP	250	75.10	18,775.00	
		NETWORK APPLIANCE INC	1,270	26.51	33,667.70	
		NEW YORK COMMUNITY BANCORP	700	18.66	13,062.00	
		NEWELL RUBBERMAID INC	800	26.86	21,488.00	
		NEWFIELD EXPLORATION CO	300	53.90	16,170.00	
		NEWMONT MINING CORP HOLDINGS CO.	1,190	50.03	59,535.70	
		NEWS CORP INC-CL A	4,426	21.19	93,786.94	
		NEWS CORP-CLASS B	1,152	21.98	25,320.96	
		NII HOLDINGS INC	400	53.08	21,232.00	
		NIKE INC -CL B	960	65.40	62,784.00	
		NISOURCE INC	650	19.12	12,428.00	
		NOBLE CORPORATION	700	53.71	37,597.00	
		NOBLE ENERGY INC	450	76.05	34,222.50	
		NORFOLK SOUTHERN CORP	1,050	53.32	55,986.00	
		NORTHERN TRUST CORP	500	78.37	39,185.00	
		NORTHROP GRUMMAN CORP	830	83.09	68,964.70	
		NOVELLUS SYSTEMS INC	300	26.20	7,860.00	
		NUCOR CORP	800	61.98	49,584.00	
		NVIDIA CORP	1,350	33.88	45,738.00	
		NYMEX HOLDINGS INC	200	125.98	25,196.00	
		NYSE EURONEXT	324	89.00	28,836.00	
		OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	2,110	72.30	152,553.00	
		OFFICE DEPOT INC	750	17.46	13,095.00	
		OLD REPUBLIC INTL CORP	543	16.04	8,709.72	
		OMNICARE INC	230	25.12	5,777.60	
		OMNICOM GROUP	900	49.90	44,910.00	
		ORACLE CORPORATION	10,550	21.14	223,027.00	
		OSHKOSH TRUCK CORPORATION	200	51.16	10,232.00	
		OWENS-ILLINOIS INC	450	48.44	21,798.00	
		P G & E CORPORATION	900	47.10	42,390.00	
		PACCAR INC	925	56.36	52,133.00	
		PACTIV CORPORATION	300	26.56	7,968.00	
		PALL CORP	190	39.82	7,565.80	
		PARKER HANNIFIN CORP	440	81.55	35,882.00	
		PARTNERRE LTD	100	82.31	8,231.00	
		PATTERSON COS INC	350	33.00	11,550.00	
		PATTERSON UTI ENERGY INC	330	20.04	6,613.20	
		PAYCHEX INC	850	40.10	34,085.00	
		PDL BIOPHARMA INC	400	18.20	7,280.00	
		PEABODY ENERGY CORP	660	58.89	38,867.40	
		PENTAIR INC	200	35.05	7,010.00	
		PEOPLE'S UNITED FINANCIAL INC	800	17.06	13,648.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカ・ドル	PEPCO HOLDINGS INC	550	29.08	15,994.00	
		PEPSICO INC	4,240	77.00	326,480.00	
		PETSMART INC	400	28.56	11,424.00	
		PFIZER INC	18,055	24.40	440,542.00	
		PINNACLE WEST CAPITAL	300	44.12	13,236.00	
		PIONEER NATURAL RESOURCES CO	330	46.73	15,420.90	
		PITNEY BOWES INC	540	38.61	20,849.40	
		PLAINS EXPLORATION & PRODUCT	150	53.29	7,993.50	
		PLUM CREEK TIMBER CO	400	46.81	18,724.00	
		PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	892	72.20	64,402.40	
		POLO RALPH LAUREN CORPORATION	180	68.97	12,414.60	
		PPG INDUSTRIES INC	450	70.28	31,626.00	
		PPL CORPORATION	1,020	53.80	54,876.00	
		PRAXAIR INC	800	87.55	70,040.00	
		PRECISION CASTPARTS CORP	100	150.07	15,007.00	
		PRIDE INTERNATIONAL INC	500	33.04	16,520.00	
		PRINCIPAL FINANCIAL GROUP INC	640	66.60	42,624.00	
		PROCTER & GAMBLE CO	8,104	74.12	600,668.48	
		PROGRESS ENERGY INC	650	49.93	32,454.50	
		PROGRESSIVE CORP	1,880	19.35	36,378.00	
		PROLOGIS	680	68.97	46,899.60	
		PRUDENTIAL FINANCIAL INC	1,200	96.51	115,812.00	
		PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	650	99.09	64,408.50	
		PUBLIC STORAGE	300	79.22	23,766.00	
		PULTE HOMES INC	480	11.52	5,529.60	
		QLOGIC CORP	300	14.40	4,320.00	
		QUALCOMM INC	4,250	40.12	170,510.00	
		QUEST DIAGNOSTICS INC	400	54.40	21,760.00	
		QUESTAR CORP	460	55.56	25,557.60	
		QWEST COMMUNICATIONS INTL	3,900	7.06	27,534.00	
		RADIOSHACK CORP	200	20.06	4,012.00	
		RANGE RESOURCES CORPORATION	400	43.23	17,292.00	
		RAYTHEON COMPANY	1,150	65.18	74,957.00	
		REGENCY CENTERS CORPORATION	180	69.06	12,430.80	
		REGIONS FINANCIAL CORP	1,791	26.44	47,354.04	
		RELIANT ENERGY INC	800	28.66	22,928.00	
		RENAISSANCEWE HOLDINGS LTD	150	59.79	8,968.50	
		REPUBLIC SERVICES INC	435	33.06	14,381.10	
		ROBERT HALF INTL INC	520	26.85	13,962.00	
		ROCKWELL COLLINS	400	73.62	29,448.00	
		ROCKWELL INTL CORP	500	69.71	34,855.00	
		ROHM AND HAAS CO	350	56.57	19,799.50	
		ROPER INDUSTRIES INC	200	65.17	13,034.00	
		ROSS STORES INC	330	27.54	9,088.20	
		ROWAN COMPANIES INC	300	37.40	11,220.00	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	300	42.06	12,618.00	
		SAFECO CORP	300	57.48	17,244.00	
		SAFEWAY INC	1,200	35.05	42,060.00	
		SANDISK CORP	550	38.65	21,257.50	
		SANMINA-SCI CORP	2,000	1.75	3,500.00	
		SARA LEE CORP	1,900	16.77	31,863.00	
		SCANA CORP	260	43.48	11,304.80	
		SCHERING-PLOUGH CORP	1,400	30.15	42,210.00	
		SCHLUMBERGER LTD	3,080	97.19	299,345.20	
		SCHWAB (CHARELES) CORP	2,550	24.53	62,551.50	
		SEAGATE TECHNOLOGY	1,400	27.87	39,018.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカ・ドル	SEALED AIR CORP	440	23.57	10,370.80	
		SEARS HOLDINGS CORP	207	115.07	23,819.49	
		SEMPRA ENERGY	650	63.59	41,333.50	
		SHERWIN-WILLIAMS CO	250	62.23	15,557.50	
		SIGMA-ALDRICH	400	54.10	21,640.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	550	97.62	53,691.00	
		SIRIUS SATELLITE RADIO INC	2,800	3.61	10,108.00	
		SL GREEN REALTY CORP	149	102.52	15,275.48	
		SLM CORP	950	36.12	34,314.00	
		SMITH INTERNATIONAL INC	500	66.93	33,465.00	
		SMURFIT-STONE CONTAINER CORP	500	11.20	5,600.00	
		SOUTHERN CO	1,900	38.90	73,910.00	
		SOUTHWEST AIRLINES	350	14.28	4,998.00	
		SOUTHWESTERN ENERGY COMPANY	400	54.38	21,752.00	
		SOVEREIGN BANCORP	825	12.49	10,304.25	
		SPECTRA ENERGY CORP	1,709	24.67	42,161.03	
		SPRINT NEXTEL CORP	7,204	15.64	112,670.56	
		SPX CORP	160	105.29	16,846.40	
		ST JUDE MEDICAL INC	900	39.80	35,820.00	
		STANLEY WORKS	300	51.16	15,348.00	
		STAPLES INC	1,800	24.60	44,280.00	
		STARBUCKS CORP	1,910	22.62	43,204.20	
		STARWOOD HOTELS & RESORTS	550	53.70	29,535.00	
		STATE STREET CORP	985	79.68	78,484.80	
		STRYKER CORP	740	74.67	55,255.80	
		SUN MICROSYSTEMS INC	2,237	20.38	45,590.06	
		SUNOCO INC	310	65.20	20,212.00	
		SUNTRUST BANKS INC	840	69.55	58,422.00	
		SUPERVALU INC	572	40.64	23,246.08	
		SYMANTEC CORP	1,100	17.71	19,481.00	
		SYNOPSYS INC	360	27.38	9,856.80	
		SYNOVUS FINANCIAL CORP	700	25.36	17,752.00	
		SYSCO CORP	1,600	32.43	51,888.00	
		T ROWE PRICE GROUP INC	660	62.83	41,467.80	
		TARGET CORP	1,970	55.51	109,354.70	
		TCF FINANCIAL CORP	250	19.37	4,842.50	
		TD AMERITRADE HOLDING CORPORATION	300	19.68	5,904.00	
		TELEPHONE & DATA SPECIAL SHS	100	60.30	6,030.00	
		TELEPHONE AND DATA SYSTEMS	120	65.07	7,808.40	
		TELLABS INC	800	7.04	5,632.00	
		TEMPLE-INLAND INC	250	47.10	11,775.00	
		TERADATA CORPORATION	400	26.52	10,608.00	
		TEREX CORPORATION	250	66.69	16,672.50	
		TESORO CORPORATION	400	48.14	19,256.00	
		TEXAS INSTRUMENTS INC	3,800	32.48	123,424.00	
		TEXTRON INC	640	73.38	46,963.20	
		THE COOPER COS INC	80	42.73	3,418.40	
		THE HERSHEY COMPANY	400	40.30	16,120.00	
		THE MOSAIC COMPANY	400	79.63	31,852.00	
		THE TRAVELERS COS INC	1,706	54.16	92,396.96	
		THERMO ELECTRON CORP	1,120	57.87	64,814.40	
		TIFFANY & CO	350	47.30	16,555.00	
		TIM HORTONS INC	429	38.86	16,670.94	
		TIME WARNER CABLE INC	500	26.13	13,065.00	
		TIME WARNER INC	9,600	17.40	167,040.00	
		TJX COMPANIES INC	1,200	30.84	37,008.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカ・ドル	TOLL BROTHERS INC	200	22.68	4,536.00	
		TORCHMARK CORP	260	62.56	16,265.60	
		TRANE INC	400	37.58	15,032.00	
		TRANSOCEAN INC	820	135.07	110,757.40	
		TYCO ELECTRONICS LTD	1,275	37.42	47,710.50	
		TYCO INTERNATIONAL LTD	1,425	41.00	58,425.00	
		TYSON FOODS INC	800	15.28	12,224.00	
		UDR INC	400	22.45	8,980.00	
		ULTRA PETROLEUM CORP	360	67.91	24,447.60	
		UNION PACIFIC CORP	610	134.84	82,252.40	
		UNIONBANCAL CORP	150	52.61	7,891.50	
		UNITED PARCEL SERVICE	1,710	74.17	126,830.70	
		UNITED STATES STEEL CORP	270	103.64	27,982.80	
		UNITED TECHNOLOGIES CORP	2,440	78.07	190,490.80	
		UNITEDHEALTH GROUP INC	3,530	56.65	199,974.50	
		UNUM GROUP	1,000	25.65	25,650.00	
		US BANCORP	4,350	32.86	142,941.00	
		VALERO ENERGY CORP	1,376	66.52	91,531.52	
		VARIAN MEDICAL SYSTEMS	300	49.65	14,895.00	
		VERISIGN INC	600	39.72	23,832.00	
		VERIZON COMMUNICATIONS INC	7,500	45.30	339,750.00	
		VERTEX PHARMACEUTICALS INC	300	25.49	7,647.00	
		VF CORP	260	72.20	18,772.00	
		VIACOM INC-CL B	1,525	43.17	65,834.25	
		VIRGIN MEDIA INC	650	18.09	11,758.50	
		VORNADO REALITY TRUST	330	91.41	30,165.30	
		VULCAN MATERIALS CO	270	87.95	23,746.50	
		WACHOVIA CORP	5,056	43.18	218,318.08	
		WALGREEN CO	2,570	37.11	95,372.70	
		WAL-MART STORES INC	6,400	49.02	313,728.00	
		WALT DISNEY CO	4,835	32.79	158,539.65	
		WASHINGTON POST -CL B	8	800.00	6,400.00	
		WASHINTON MUTUAL INC	2,180	19.03	41,485.40	
		WASTE MANAGEMENT INC	1,300	34.42	44,746.00	
		WATERS CORP	300	79.22	23,766.00	
		WEATHERFORD INTL LTD	862	65.65	56,590.30	
		WELLPOINT INC	1,660	85.97	142,710.20	
		WELLS FARGO COMPANY	8,290	31.71	262,875.90	
		WENDY'S INTERNATIONAL INC	280	28.37	7,943.60	
		WESTERN DIGITAL CORPORATION	800	31.47	25,176.00	
		WESTERN UNION COMPANY-W/I	2,031	22.71	46,124.01	
		WEYERHAEUSER CO	540	75.53	40,786.20	
		WHIRLPOOL CORP	220	85.78	18,871.60	
		WHOLE FOODS MARKET INC	330	43.05	14,206.50	
		WILLIAMS COMPANIES INC	1,500	35.57	53,355.00	
		WILLIAMS-SONOMA INC	240	29.95	7,188.00	
		WILLIS GROUP HOLDINGS LTD	300	39.15	11,745.00	
		WINDSTREAM CORP	600	13.35	8,010.00	
		WISCONSIN ENERGY	300	49.69	14,907.00	
		WR BERKLEY CORP	425	30.68	13,039.00	
		WRIGLEY WM JR CO	487	64.69	31,504.03	
		WYETH	3,500	47.56	166,460.00	
		WYNDHAM WORLDWIDE CORP	536	29.93	16,042.48	
		WYNN RESORTS LTD	100	124.60	12,460.00	
		XCEL ENERGY INC	1,100	23.42	25,762.00	
		XEROX CORP	2,400	17.55	42,120.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカ・ドル	XILINX INC	700	22.39	15,673.00	
		XL CAPITAL LTD -CLASS A	480	60.30	28,944.00	
		XM SATELLITE RADIO HOLD-CL A	750	15.27	11,452.50	
		XTO ENERGY INC	916	64.80	59,356.80	
		YAHOO! INC	3,100	25.63	79,453.00	
		YUM! BRANDS INC	1,400	39.48	55,272.00	
		ZIMMER HOLDINGS INC	660	69.03	45,559.80	
		ZIONS BANCORPORATION	270	55.25	14,917.50	
		計				
		銘柄数：	620		35,267,971.18	
					(3,936,963,622)	
	カナダ・ドル	組入時価比率：	50.3%		52.4%	
		ACE AVIATION HOLDINGS INC	250	28.40	7,100.00	
		AGNICO-EAGLE MINES	350	49.20	17,220.00	
		AGRIUM INC	349	63.95	22,318.55	
		ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	450	17.99	8,095.50	
		ARC ENERGY TRUST UNITS	200	19.25	3,850.00	
		ASTRAL MEDIA INC	100	44.49	4,449.00	
		BANK OF MONTREAL	1,308	59.74	78,139.92	
		BANK OF NOVA SCOTIA	2,682	52.10	139,732.20	
		BARRICK GOLD CORP	2,243	39.91	89,518.13	
		BCE INC	681	39.65	27,001.65	
		BIOVAIL CORPORATION	330	15.10	4,983.00	
		BOMBARDIER INC 'B'	3,679	6.12	22,515.48	
		BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT INC-CLASS A	1,210	37.56	45,447.60	
		BROOKFIELD PROPERTIES CORP	588	21.09	12,400.92	
		CAE INC	900	12.57	11,313.00	
		CAMECO CORP	886	39.13	34,669.18	
		CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	876	79.55	69,685.80	
		CANADIAN NATL RAILWAY CO	1,344	50.27	67,562.88	
		CANADIAN NATURAL RESOURCES	1,358	67.76	92,018.08	
		CANADIAN OIL SANDS TRUST	600	37.22	22,332.00	
		CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	421	67.82	28,552.22	
		CANADIAN TIRE CORP -CL A	204	72.36	14,761.44	
		CANADIAN UTILITIES LTD	200	48.83	9,766.00	
		CANETIC RESOURCES TRUST	400	13.86	5,544.00	
		CANFOR CORPORATION	100	8.32	832.00	
		CELESTICA INC	300	5.77	1,731.00	
		CGI GROUP INC	799	11.87	9,484.13	
		CI FINANCIAL INCOME FUND	150	27.22	4,083.00	
		COGNOS INC	209	57.86	12,092.74	
		COTT CORPORATION	50	6.62	331.00	
		ELDORADO GOLD CORP	600	5.94	3,564.00	
		ENBRIDGE INC	894	38.84	34,722.96	
		ENCANA CORP	1,934	67.67	130,873.78	
		ENERPLUS RESOURCES FUND	300	39.00	11,700.00	
		ENSIGN ENERGY SERVICES INC	400	15.30	6,120.00	
		FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	43	301.22	12,952.46	
		FINNING INTERNATIONAL INC	470	29.06	13,658.20	
		FIRST CALGARY PETROLEUMS LTD	200	2.50	500.00	
		FIRST QUANTUM MINERALS LTD	130	100.50	13,065.00	
		FORDING CANADIAN COAL TRUST	400	39.60	15,840.00	
		FORTIS INC	300	27.79	8,337.00	
		GILDAN ACTIVIWEAR	260	38.10	9,906.00	
		GOLDCORP INC	1,923	33.70	64,805.10	
		GREAT-WEST LIFECO INC	640	36.35	23,264.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	カナダ・ドル	HARRY WINSTON DIAMOND CORP	100	40.19	4,019.00	
		HARVEST ENERGY TRUST-UNITS	250	21.50	5,375.00	
		HUSKY ENERGY INC	690	42.47	29,304.30	
		IGM FINANCIAL INC	287	52.35	15,024.45	
		IMPERIAL OIL LTD	819	52.15	42,710.85	
		IVANHOE MINES LTD	600	11.67	7,002.00	
		KINROSS GOLD CORP	1,400	18.49	25,886.00	
		LOBLAW COMPANIES LTD	239	31.49	7,526.11	
		LUNDIN MINING CORP	800	9.94	7,952.00	
		MAGNA INTERNATIONAL INC-CL A	330	81.82	27,000.60	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	3,950	41.53	164,043.50	
		MDS INC	284	19.93	5,660.12	
		METHANEX	280	29.80	8,344.00	
		MI DEVELOPMENTS INC W/I	30	30.63	918.90	
		NATIONAL BANK OF CANADA	381	53.82	20,505.42	
		NEXEN INC	1,168	29.08	33,965.44	
		NIKO RESOURCES LTD	80	91.49	7,319.20	
		NORTEL NETWORKS CORP	1,152	16.99	19,572.48	
		NOVA CHEMICALS CORP	278	35.24	9,796.72	
		ONEX CORPORATION	315	35.09	11,053.35	
		OPEN TEXT CORP	300	34.50	10,350.00	
		OPTI CANADA INC	350	17.70	6,195.00	
		PAN AMERICAN SILVER CORP	200	33.98	6,796.00	
		PENN WEST ENERGY TRUST	660	26.90	17,754.00	
		PETRO-CANADA	1,240	50.35	62,434.00	
		POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	818	130.18	106,487.24	
		POWER CORP OF CANADA	964	41.45	39,957.80	
		POWER FINANCIAL CORP	672	42.00	28,224.00	
		PRECISION DRILLING TRUST	50	16.12	806.00	
		PRIMEWEST ENERGY TRUST	350	26.63	9,320.50	
		PROVIDENT ENERGY TRUST	600	10.25	6,150.00	
		QUEBECOR WORLD INC	50	2.48	124.00	
		RESEARCH IN MOTION	1,360	104.30	141,848.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	200	22.15	4,430.00	
		RITCHIE BROS AUCTIONEERS INC	100	78.80	7,880.00	
		ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	1,270	44.19	56,121.30	
		RONA INC	250	17.25	4,312.50	
		ROYAL BANK OF CANADA	3,262	52.26	170,472.12	
		SAPUTO INC	400	30.57	12,228.00	
		SHAW COMMUNICATIONS INC-B	924	25.15	23,238.60	
		SHERITT INTERNATIONAL CORP	600	14.01	8,406.00	
		SHOPPERS DRUG MART CORP	534	56.00	29,904.00	
		SNC-LAVALIN GROUP INC	377	49.80	18,774.60	
		SUN LIFE FINANCIAL INC	1,568	54.91	86,098.88	
		SUNCOR ENERGY INC	1,206	103.07	124,302.42	
		TALISMAN ENERGY INC	2,653	18.89	50,115.17	
		TECK COMINCO LIMITED	1,070	39.05	41,783.50	
		TELUS CORP	150	46.29	6,943.50	
		TELUS CORPORATION-NON VOTE	389	44.35	17,252.15	
		THOMSON CORP	602	38.06	22,912.12	
		TORONTO-DOMINION BANK	750	72.67	54,502.50	
		TRANSALTA CORP	507	33.54	17,004.78	
		TRANSCANADA CORP	1,368	40.48	55,376.64	
		TRICAN WELL SERVICE LTD	350	17.18	6,013.00	
		TSX GROUP	200	57.22	11,444.00	
		UTS ENERGY CORPORATION	1,100	5.54	6,094.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	カナダ・ドル	WESTON (GEORGE) LTD	165	53.06	8,754.90	
		YAMANA GOLD INC	1,600	13.39	21,424.00	
		YELLOW PAGES INCOME FUND	800	13.45	10,760.00	
		銘柄数：	103		2,982,813.58 (330,495,744)	
	ユーロ	組入時価比率：	4.2%		4.4%	
		ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	603	23.16	13,965.48	
		ACCIONA S.A	72	235.25	16,938.00	
		ACCOR SA	467	58.76	27,440.92	
		ACERINOX SA	689	18.47	12,725.83	
		ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	595	44.00	26,180.00	
		ADIDAS AG	525	45.57	23,924.25	
		AEGON NV	3,745	12.41	46,475.45	
		AEROPORTS DE PARIS	85	74.58	6,339.30	
		AGFA GEVAERT NV	412	8.63	3,555.56	
		AGUAS DE BARCELONA	174	27.58	4,798.92	
		AIR FRANCE-KLM	322	24.73	7,963.06	
		AIR LIQUIDE	610	101.07	61,652.70	
		AKZO NOBEL	700	54.60	38,220.00	
		ALCATEL-LUCENT	5,831	5.50	32,070.50	
		ALLEANZA ASSICURAZIONI	1,040	9.12	9,487.92	
		ALLIANZ SE-REG	1,176	143.40	168,638.40	
		ALLIED IRISH BANKS PLC	2,249	15.72	35,374.52	
		ALPHA BANK A.E.	943	24.22	22,839.46	
		ALSTOM RGPT	258	154.95	39,977.10	
		ALTADIS SA	630	49.64	31,273.20	
		ALTANA AG	256	17.00	4,352.00	
		AMER SPORTS CORPORATION	116	18.59	2,156.44	
		ANDRITZ AG	72	42.39	3,052.08	
		ANGLO IRISH BANK CORP PLC	400	11.24	4,498.00	
		ANTENA 3 TELEVISION SA	117	11.91	1,393.47	
		ARCANDOR AG	188	19.35	3,637.80	
		ARCELORMITTAL	2,321	50.21	116,537.41	
		ARNOLDO MONDADORI EDITORE	200	5.60	1,121.20	
		ASML HOLDING NV	1,075	23.77	25,552.75	
		ASSICURAZIONI GENERALI	2,708	31.87	86,303.96	
		ATLANTIA SPA	584	25.90	15,125.60	
		ATOS ORIGIN	142	37.96	5,390.32	
		AUTOGRILL SPA	176	12.10	2,129.77	
		AXA	4,032	28.55	115,113.60	
		BANCA INTESA SPA-RNC	2,499	5.08	12,714.91	
		BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	3,266	3.83	12,525.11	
		BANCA POPOLARE CI MILANO	1,092	9.87	10,779.13	
		BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	9,817	17.23	169,146.91	
		BANCO BPI SA.-REG SHS	944	5.52	5,210.88	
		BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	5,420	3.00	16,260.00	
		BANCO ESPIRITO SANTO-REG	733	16.05	11,764.65	
		BANCO POPOLARE SPA	1,801	15.14	27,283.34	
		BANCO POPULAR ESPANOL	2,061	12.26	25,267.86	
		BANCO SANTANDER SA	16,279	14.88	242,231.52	
		BANK OF IRELAND	2,481	10.97	27,228.97	
		BANK OF PIRAEUS	804	27.12	21,804.48	
		BARCO (NEW) NV	31	52.52	1,628.12	
		BASF AG	1,314	96.88	127,300.32	
		BAYER AG	1,867	58.27	108,790.09	
		BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	200	41.02	8,204.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	ユーロ	BEIERSDORF AG	218	53.37	11,634.66	
		BEKAERT NV	43	92.90	3,994.70	
		BELGACOM SA	473	33.91	16,039.43	
		BIC	36	49.92	1,797.12	
		BILFINGER BERGER AG	123	55.61	6,840.03	
		BNP PARIBAS	2,197	77.87	171,080.39	
		BOUYGUES	570	60.59	34,536.30	
		BRISA AUTO-ESTRADAS-PRIV	589	10.00	5,890.00	
		BULGARI SPA	374	9.79	3,662.58	
		BUSINESS OBJECTS SA	235	41.65	9,787.75	
		BWIN INTERACTIVE ENTERTAINMENT	60	24.50	1,470.00	
		CAP GEMINI SA	367	39.19	14,382.73	
		CARGOTEC CORP-B SHARE	92	35.19	3,237.48	
		CARREFOUR SUPERMARCHE	1,483	53.16	78,836.28	
		CASINO GUICHARD PERRACHON	89	75.80	6,746.20	
		CELESIO AG	186	40.62	7,555.32	
		CHRISTIAN DIOR	50	88.96	4,448.00	
		CIE GENERALE DE GEOPHYSIQUE-VERITAS	35	203.86	7,135.10	
		CIMPOR-CIMENTOS DE PORTUGAL	700	6.23	4,361.00	
		CINTRA CONCESIONES DE INFRAE	309	11.11	3,432.99	
		CMB CIE MARITIME BELGE	55	62.90	3,459.50	
		CNP ASSURANCES	134	83.22	11,151.48	
		COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	489	29.24	14,298.36	
		COFINIMMO	10	130.64	1,306.40	
		COLRUYT NV	27	159.78	4,314.06	
		COMMERZBANK AG	1,562	27.49	42,939.38	
		COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	885	68.49	60,613.65	
		CONTINENTAL AG	382	91.82	35,075.24	
		CORIO NV	95	61.28	5,821.60	
		CORPORATE EXPRESS	100	5.96	596.00	
		CREDIT AGRICOLE SA	1,709	24.10	41,186.90	
		CRH PLC	1,476	25.65	37,859.40	
		DAIMLER AG-REG	2,397	69.17	165,800.49	
		DASSAULT SYSTEMES SA	111	40.44	4,488.84	
		DCC PLC	136	18.66	2,537.76	
		DELHAIZE 'LE LION'	188	61.41	11,545.08	
		DEUTSCHE BANK AG -REG	1,317	90.15	118,727.55	
		DEUTSCHE BOERSE AG	517	128.96	66,672.32	
		DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	647	18.44	11,930.68	
		DEUTSCHE POST AG	1,957	23.09	45,187.13	
		DEUTSCHE POSTBANK AG	239	58.84	14,062.76	
		DEUTSCHE TELEKOM REGD	7,091	15.07	106,861.37	
		DEXIA	1,309	17.73	23,208.57	
		DOUGLAS HOLDING AG	70	40.75	2,852.50	
		E.ON AG	1,611	143.09	230,517.99	
		EFG EUROBANK ERGASIAS	816	23.70	19,339.20	
		ELAN CORPORATION PLC	1,168	16.20	18,921.60	
		ELECTRICITE DE FRANCE	130	82.17	10,682.10	
		ELISA CORP-A SHARES	474	20.24	9,593.76	
		ELSEVIER	1,747	12.90	22,536.30	
		ENEL SPA	11,111	8.37	93,021.29	
		ENERGIAS DE PORTUGAL SA	5,157	4.59	23,670.63	
		ENI SPA	6,817	25.08	170,970.36	
		ERSTE BANK DER OESTER SPARK	458	51.39	23,536.62	
		ESSILOR INTERNATIONAL	500	43.29	21,645.00	
		EURONAV SA	50	23.04	1,152.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	ユーロ	EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	839	21.70	18,206.30	
		FIAT SPA	1,820	17.62	32,077.50	
		FINMECCANICA SPA	808	19.87	16,055.76	
		FLUGHAFEN WIEN AG	36	78.73	2,834.28	
		FOLLI-FOLLIE S.A.	100	26.28	2,628.00	
		FOMENTO DE CONSTRUCC Y CONTRA	103	57.30	5,901.90	
		FONDIARIA SAI SPA	221	29.76	6,576.96	
		FORTIS	5,300	19.06	101,018.00	
		FORTUM OYJ	1,163	30.02	34,913.26	
		FRANCE TELECOM SA	4,753	24.94	118,539.82	
		FRESENIUS MEDICAL CARE AG & CO	467	37.83	17,666.61	
		FUGRO NV-CVA	136	53.99	7,342.64	
		GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	389	31.70	12,331.30	
		GAS NATURAL SDG SA	280	43.13	12,076.40	
		GAZ DE FRANCE	514	40.28	20,703.92	
		GECINA SA	45	116.73	5,252.85	
		GESTEVISION TELECINCO SA	236	18.98	4,479.28	
		GRAFTON GROUP PLC	469	6.02	2,823.38	
		GREEK ORG OF FOOTBALL PROGNO	541	27.50	14,877.50	
		GREENCORE GROUP PLC	80	4.20	336.00	
		GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	196	87.00	17,052.00	
		GROUPE DANONE	1,096	61.19	67,064.24	
		GRUPO FERROVIAL	163	57.15	9,315.45	
		HAGEMEYER NV	600	4.65	2,790.00	
		HEIDELBERGER DRUCKMASCHINEN	119	22.38	2,663.22	
		HEINEKEN NV	607	44.78	27,181.46	
		HELLENIC EXCHANGES				
		S.A.HOLDING,CLEARING,	171	23.24	3,974.04	
		HELLENIC PETROLEUM SA	200	10.62	2,124.00	
		HELLENIC TECHNODOMIKI S.A.	234	9.84	2,302.56	
		HELLENIC TELECOMMUN	855	23.52	20,109.60	
		HENKEL KGAA	200	35.88	7,176.00	
		HENKEL KGAA-VORZUG	435	39.13	17,021.55	
		HERMES INTERNATIONAL	165	88.68	14,632.20	
		HOCHTIEF AG	109	93.30	10,169.70	
		HYPO REAL ESTATE HOLDING	558	38.10	21,259.80	
		IAWS GROUP PLC	238	15.05	3,581.90	
		IBERDROLA SA	9,648	10.99	106,031.52	
		IBERIA LINEAS AER DE ESPANA	1,346	3.26	4,387.96	
		ICADE	40	53.00	2,120.00	
		IFIL INVESTMENT SPA	464	6.82	3,165.87	
		IMERYS SA	81	58.96	4,775.76	
		IMMOEAST AG	892	7.74	6,904.08	
		IMMOFINANZ AG	1,284	7.06	9,065.04	
		INBEV	442	58.62	25,910.04	
		INDITEX	575	47.71	27,433.25	
		INDRA SISTEMAS SA	263	18.62	4,897.06	
		INFINEON TECHNOLOGIES	1,955	8.80	17,204.00	
		ING GROEP N.V.	4,948	27.07	133,942.36	
		INTESA SANPAOLO	19,696	5.48	108,071.95	
		IRISH LIFE & PERMANENT PLC	790	14.00	11,060.00	
		ITALCEMENTI SPA	150	14.48	2,172.15	
		IVG IMMOBILIEN AG	225	26.57	5,978.25	
		JERONIMO MARTINS	200	5.50	1,100.00	
		K+S AG	20	149.25	2,985.00	
		KBC GROUPE	467	95.58	44,635.86	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	ユーロ	KERRY GROUP PLC-A	303	22.25	6,741.75	
		KESKO OYJ-B SHS	120	40.25	4,830.00	
		KINGSPAN GROUP PLC	246	14.32	3,523.21	
		KLEPIERRE	135	36.63	4,945.05	
		KONE OYJ	180	51.31	9,235.80	
		KONECRANES OYJ	112	25.49	2,854.88	
		KONINKLIJKE AHOLD NV	3,296	9.92	32,696.32	
		KONINKLIJKE DSM NV	390	34.21	13,341.90	
		KONINKLIJKE KPN NV	4,969	12.49	62,062.81	
		LAFARGE SA	384	107.67	41,345.28	
		LAGARDERE S.C.A.	345	55.40	19,113.00	
		LINDE AG	318	91.76	29,179.68	
		L'OREAL	627	95.87	60,110.49	
		LOTTOMATICA SPA	157	23.38	3,670.66	
		LUXOTTICA GROUP SPA	338	22.13	7,479.94	
		LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	630	84.34	53,134.20	
		M6-METROPOLE TELEVISIONIN	121	18.61	2,251.81	
		MAN AG	293	110.70	32,435.10	
		MAPFRE SA	1,198	3.00	3,594.00	
		MAYR-MELNHOF KARTON AG	30	77.00	2,310.00	
		MEDIASET SPA	1,809	6.66	12,049.74	
		MEDIOBANCA SPA	1,281	15.58	19,957.98	
		MEDIOLANUM SPA	417	5.01	2,089.17	
		MEINL EUROPEAN LAND LTD	691	9.77	6,751.07	
		MERCK KGAA	159	88.20	14,023.80	
		METRO AG	397	61.25	24,316.25	
		METSO OYJ	313	38.55	12,066.15	
		MICHELIN (CGDE)-B	350	78.86	27,601.00	
		MLP AG	100	10.72	1,072.00	
		MOBISTAR SA	63	60.96	3,840.48	
		MOTOR OIL CORINTH REFINERIES SA	108	16.20	1,749.60	
		MUENCHENER RUECKVER AG-REG	554	131.25	72,712.50	
		NATIONAL BANK OF GREECE	1,036	46.70	48,381.20	
		NATIXIS	200	14.97	2,994.00	
		NEOPOST SA	80	73.80	5,904.00	
		NESTE OIL OYJ	336	23.18	7,788.48	
		NOKIA	10,458	26.73	279,542.34	
		NOKIAN RENKAAT OYJ	236	27.43	6,473.48	
		OCE NV	50	12.32	616.00	
		OEST ELEKTRIZITATSWIRTS-A	186	49.15	9,141.90	
		OKO BANK PLC-A	161	14.57	2,345.77	
		OMEGA PHARMA SA	75	46.69	3,501.75	
		OMV AG	465	50.14	23,315.10	
		ORION OYJ	236	16.43	3,877.48	
		OUTOKUMPU OYJ	280	22.59	6,325.20	
		PADDY POWER PLC	228	22.90	5,221.20	
		PAGESJAUNES GROUPE	314	14.27	4,480.78	
		PARMALAT FINANZIARIA SPA	327	0.00	0.00	
		PARMALAT SPA	3,915	2.57	10,073.29	
		PERNOD-RICARD	224	151.95	34,036.80	
		PHILIPS ELECTRONICS NV	2,921	28.47	83,160.87	
		PIRELLI & C	6,154	0.81	5,038.89	
		PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	23	1,520.12	34,962.76	
		PORTUGAL TELECOM SGPS SA-REG	1,957	9.33	18,258.81	
		PPR	197	117.31	23,110.07	
		PREMIERE AG	50	12.08	604.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	ユーロ	PROMOTORA DE INFOM SA	218	11.99	2,613.82	
		PROSIEBEN SAT.1 MEDIA AG-PFD	143	17.27	2,469.61	
		PRYSMIAN SPA	345	17.22	5,943.31	
		PSA PEUGEOT CITROEN	384	53.72	20,628.48	
		PT MULTIMEDIA SERVICOS	425	9.22	3,918.50	
		PUBLIC POWER CORP	273	36.50	9,964.50	
		PUBLICIS GROUPE	299	25.39	7,591.61	
		PUMA AG	22	283.38	6,234.36	
		Q-CELLS AG	40	91.00	3,640.00	
		QIAGEN N.V.	458	15.28	6,998.24	
		RAIFFEISEN INTERNATIONAL BANK-HOLDING AG	85	107.30	9,120.50	
		RANDSTAD HOLDING	134	28.81	3,860.54	
		RAUTARUUKKI OYJ	216	32.33	6,983.28	
		RED ELECTRICA DE ESPANA	80	43.54	3,483.20	
		RENAULT SA	475	99.01	47,029.75	
		REPSOL YPF S.A.	2,002	25.19	50,430.38	
		RHEINMETALL AG	70	56.07	3,924.90	
		RHI AG	75	28.67	2,150.25	
		RWE AG	1,168	97.68	114,090.24	
		RWE AG-NON VTG PFD	89	84.50	7,520.50	
		RYANAIR HOLDINGS PLC	644	4.65	2,994.60	
		S.A. D'ITEREN N.V.	6	252.86	1,517.16	
		SACYR VALLEHERMOSO SA	212	30.34	6,432.08	
		SAFRAN S.A.	392	13.20	5,174.40	
		SALZGITTER AG	123	109.79	13,504.17	
		SAMPO OYJ	1,221	19.84	24,224.64	
		SANOFI-AVENTIS	2,619	65.70	172,068.30	
		SANOMAWSOY OYJ	118	19.34	2,282.12	
		SAP AG	2,280	35.61	81,190.80	
		SBM OFFSHORE NV	318	23.63	7,514.34	
		SCHNEIDER ELECTRIC SA	615	96.13	59,119.95	
		SCOR SE	608	18.21	11,071.68	
		SEAT PAGINE GIALLE SPA	6,404	0.31	1,996.12	
		SES-FDR	120	17.69	2,122.80	
		SIEMENS AG	2,190	106.44	233,103.60	
		SNAM RETE GAS	2,241	4.43	9,936.59	
		SOCIETE DES AUTOROUTES PARIS	78	73.37	5,722.86	
		SOCIETE GENERALE-A	974	106.54	103,769.96	
		SODEXHO ALLIANCE SA	238	43.79	10,422.02	
		SOGECABLE	111	22.51	2,498.61	
		SOLARWORLD AG	214	42.39	9,071.46	
		SOLVAY SA	147	97.10	14,273.70	
		SONAE INDUSTRIA SGPS SA/NEW	39	7.46	290.94	
		SONAE SGPS, SA	2,279	2.04	4,649.16	
		STMICROELECTRONICS NV	1,677	10.66	17,876.82	
		STORA ENSO OYJ-R SHS	1,466	10.97	16,082.02	
		SUEDZUCKER AG	102	15.79	1,610.58	
		SUEZ	2,620	46.69	122,327.80	
		TECHNIP SA	273	55.20	15,069.60	
		TELECOM ITALIA SPA	27,265	2.23	60,828.21	
		TELECOM ITALIA-RNC	14,644	1.73	25,436.62	
		TELEFONICA S.A.	11,506	22.86	263,027.16	
		TELEKOM AUSTRIA AG	946	19.80	18,730.80	
		TELEVISION FRANCAISE (T.F.1)	206	18.96	3,905.76	
		TERNA SPA	2,502	2.72	6,810.44	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	ユーロ	THALES	203	40.84	8,290.52	
		THOMSON SA	632	10.36	6,547.52	
		THYSSEN KRUPP AG	913	37.92	34,620.96	
		TIETOENATOR OYJ	65	14.65	952.25	
		TITAN CEMENT CO. S.A.	176	31.30	5,508.80	
		TNT NV	1,105	29.25	32,321.25	
		TOMTOM NV	130	60.35	7,845.50	
		TOTAL SA	5,547	56.39	312,795.33	
		TUI AG	490	19.41	9,510.90	
		UCB SA	241	31.74	7,649.34	
		UMICORE	58	157.55	9,137.90	
		UNIBAIL-RODAMCO	194	158.07	30,665.58	
		UNICREDITO ITALIANO SPA	24,282	5.92	143,846.56	
		UNILEVER NV-CVA	4,289	24.25	104,008.25	
		UNION FENOSA SA	267	47.76	12,751.92	
		UNIONE DI BANCHE ITALIANE SCPA	1,547	19.26	29,804.50	
		UNIPOL GRUPPO FINANZIARIO SPA	2,921	2.38	6,963.66	
		UPM-KYMMENE OYJ	1,267	14.90	18,878.30	
		UPONOR OYJ	106	16.55	1,754.30	
		VALEO	176	32.72	5,758.72	
		VALLOUREC	116	192.40	22,318.40	
		VEDIOR NV-CVA	402	18.16	7,300.32	
		VEOLIA ENVIRONNEMENT	885	65.65	58,100.25	
		VINCI S.A.	1,041	54.80	57,046.80	
		VIOHALCO	304	9.66	2,936.64	
		VIVENDI SA	3,047	31.94	97,321.18	
		VOESTALPINE AG	324	47.59	15,419.16	
		VOLKSWAGEN AG	405	156.89	63,540.45	
		VOLKSWAGEN AG PFD	302	97.55	29,460.10	
		WARTSILA OYJ-B SHARES	162	53.48	8,663.76	
		WENDEL	42	103.05	4,328.10	
		WERELDHAVE NV	49	79.00	3,871.00	
		WIENER STAEDTISCHE VERSICHERUNG AG	114	52.10	5,939.40	
		WIENERBERGER AG	172	39.04	6,714.88	
		WINCOR NIXDORF AG	70	62.50	4,375.00	
		WOLTERS KLUWER-CVA	749	21.85	16,365.65	
		YIT OYJ	405	16.51	6,686.55	
		ZARDOYA OTIS SA	278	22.23	6,179.94	
		ZELTIA SA	292	7.30	2,131.60	
		ZODIAC SA	86	44.24	3,804.64	
	計	銘柄数：	312		8,985,806.23 (1,468,819,886)	
	イギリス・ポンド	組入時価比率：	18.8%		19.5%	
		3I GROUP PLC	1,014	10.35	10,494.90	
		AGGREKO PLC	861	4.95	4,261.95	
		AMEC PLC	801	7.55	6,047.55	
		ANGLO AMERICAN PLC	3,461	34.00	117,674.00	
		ARM HOLDINGS PLC	2,280	1.34	3,060.90	
		ARRIVA PLC	529	7.95	4,205.55	
		ASTRAZENECA PLC	3,906	22.99	89,798.94	
		AVIVA PLC	6,695	6.86	45,927.70	
		BAE SYSTEMS PLC	8,588	4.73	40,685.65	
		BALFOUR BEATTY PLC	1,128	4.97	5,606.16	
		BARCLAYS PLC	16,736	5.66	94,725.76	
		BARRATT DEVELOPMENTS PLC	791	4.66	3,691.99	
		BBA GROUP PLC	502	2.06	1,035.37	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	イギリス・ポンド	BELLWAY PLC	290	9.14	2,650.60	
		BG GROUP PLC	8,659	10.30	89,187.70	
		BIFFA PLC	704	3.37	2,374.24	
		BILLITON PLC	6,052	16.76	101,431.52	
		BOVIS HOMES GROUP	100	6.48	648.00	
		BP PLC	49,240	6.19	305,041.80	
		BRITISH AIRWAYS PLC	1,448	3.34	4,843.56	
		BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	3,947	19.11	75,427.17	
		BRITISH ENERGY GROUP PLC	2,487	5.28	13,131.36	
		BRITISH LAND COMPANY PLC	1,394	9.75	13,591.50	
		BRITISH SKY BROADCASTING PLC	2,834	6.01	17,032.34	
		BRIXTON PLC	655	3.10	2,032.13	
		BT GROUP PLC	21,026	2.91	61,290.79	
		BUNZL PLC	848	6.78	5,749.44	
		BURBERRY GROUP PLC	1,093	5.84	6,388.58	
		CABLE & WIRELESS PLC	5,246	1.91	10,051.33	
		CADBURY SCHWEPPES PLC	5,092	6.33	32,232.36	
		CAPITA GROUP PLC	1,446	7.23	10,454.58	
		CARNIVAL PLC	382	21.59	8,247.38	
		CARPHONE WAREHOUSE PLC	742	3.56	2,647.08	
		CATTIKES PLC	1,228	3.01	3,702.42	
		CENTRICA PLC	9,181	3.69	33,900.84	
		CHARTER PLC	411	8.18	3,361.98	
		CLOSE BROTHERS GROUP PLC	279	8.81	2,459.38	
		COBHAM PLC	2,488	2.00	4,994.66	
		COMPASS GROUP PLC	4,875	3.15	15,392.81	
		COOKSON GROUP PLC	426	6.86	2,922.36	
		CSR PLC	50	5.95	297.75	
		DAILY MAIL&GENERAL TST-A NV	682	5.31	3,624.83	
		DAVIS SERVICE GRP PLC	410	5.23	2,146.35	
		DE LA RUE PLC	508	9.14	4,643.12	
		DIAGEO PLC	6,743	10.64	71,745.52	
		DSG INTERNATIONAL	4,170	1.16	4,858.05	
		ELECTROCOMPONENTS PLC	720	2.22	1,603.80	
		EMAP PLC	616	7.46	4,598.44	
		ENTERPRISE INNS PLC	1,528	4.98	7,609.44	
		EXPERIAN GROUP LTD-W/I	2,669	4.13	11,022.97	
		FIRSTGROUP PLC	984	7.14	7,025.76	
		FKI PLC	1,600	0.77	1,244.00	
		FRIENDS PROVIDENT PLC	4,404	1.65	7,266.60	
		G4S PLC	2,594	2.19	5,700.31	
		GALIFORM PLC	1,600	0.93	1,488.00	
		GKN PLC	1,610	3.16	5,099.67	
		GLAXOSMITHKLINE PLC	14,699	13.11	192,703.89	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	472	5.02	2,371.80	
		HAMMERSON PLC	703	10.94	7,690.82	
		HAYS PLC	4,706	1.14	5,388.37	
		HBOS PLC	9,623	8.16	78,571.79	
		HOME RETAIL GROUP	2,363	3.65	8,630.85	
		HSBC HOLDINGS PLC	30,049	8.58	257,970.66	
		ICAP PLC	1,309	6.64	8,698.30	
		IMI PLC	816	4.44	3,629.16	
		IMPERIAL CHEMICAL INDS PLC	2,990	6.67	19,958.25	
		IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	1,763	25.78	45,450.14	
		INCHCAPE	1,147	3.99	4,579.39	
		INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	680	9.55	6,497.40	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	イギリス・ポンド	INTERNATIONAL POWER PLC	4,103	4.73	19,437.96	
		INTERTEK GROUP PLC	292	9.22	2,693.70	
		INVENSYS PLC	1,976	2.44	4,836.26	
		INVESCO PLC	2,077	6.28	13,043.56	
		INVESTEC PLC	1,045	5.19	5,423.55	
		ITV PLC	10,793	0.83	8,990.56	
		JOHNSON MATTHEY PLC	517	17.30	8,944.10	
		KAZAKHMYS PLC	269	13.60	3,658.40	
		KELDA GROUP PLC	712	10.70	7,618.40	
		KESA ELECTRICALS PLC	1,137	2.37	2,700.37	
		KINGFISHER PLC	6,110	1.59	9,727.12	
		LADBROKES PLC	1,541	3.18	4,904.23	
		LAND SECURITIES GROUP	1,192	15.29	18,225.68	
		LEGAL & GENERAL GROUP PLC	16,354	1.31	21,456.44	
		LIBERTY INTERNATIONAL PLC	736	11.55	8,500.80	
		LLOYDS TSB GROUP PLC	14,499	4.88	70,755.12	
		LOGICA CMG PLC	3,349	1.23	4,136.01	
		LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	344	18.43	6,339.92	
		MAN GROUP PLC	3,955	5.73	22,681.92	
		MARKS & SPENCER GROUP PLC	4,327	5.96	25,788.92	
		MEGGITT PLC	1,737	3.11	5,402.07	
		MICHAEL PAGE INTERNATIONAL	1,148	3.08	3,538.71	
		MISYS PLC	911	1.90	1,737.73	
		MITCHELLS & BUTLERS PLC	853	5.07	4,328.97	
		MONDI PLC	1,297	4.38	5,680.86	
		MORRISON(WM) SUPERMARKETS	3,086	3.11	9,620.60	
		NATIONAL EXPRESS GROUP PLC	281	11.17	3,138.77	
		NATIONAL GRID PLC	6,943	8.34	57,939.33	
		NEXT PLC	523	17.74	9,278.02	
		OLD MUTUAL PLC	12,922	1.70	22,006.16	
		PEARSON PLC	2,105	7.47	15,724.35	
		PERSIMMON PLC	845	7.94	6,709.30	
		PREMIER FARNELL PLC	500	1.52	763.75	
		PRUDENTIAL PLC	6,517	6.96	45,390.90	
		PUNCH TAVERNS PLC	590	8.39	4,953.05	
		RANK GROUP PLC	300	1.05	315.75	
		RECKITT BENCKISER GROUP PLC	1,575	29.24	46,053.00	
		REED INTERNATIONAL PLC	3,341	6.36	21,265.46	
		RENTOKIL INITIAL PLC	4,734	1.49	7,058.39	
		RESOLUTION PLC	1,715	7.06	12,107.90	
		REUTERS GROUP PLC	3,145	5.94	18,697.02	
		REXAM	1,627	4.92	8,008.90	
		RIO TINTO PLC - REG	2,634	57.46	151,349.64	
		ROLLS-ROYCE GROUP B SHARES	179,052	0.00	196.95	
		ROLLS-ROYCE GROUP PLC	4,432	5.30	23,489.60	
		ROYAL & SUN ALLIANCE INS GRP	8,533	1.48	12,628.84	
		ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	25,833	4.83	124,902.55	
		ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	9,525	20.19	192,309.75	
		ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	7,086	19.96	141,436.56	
		SABMILLER PLC	2,296	13.62	31,271.52	
		SAGE GROUP PLC (THE)	2,628	2.16	5,683.05	
		SAINSBURY (J) PLC	3,676	4.41	16,220.35	
		SCHRODERS PLC	392	13.95	5,468.40	
		SCOTTISH & NEWCASTLE PLC	1,939	7.48	14,513.41	
		SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	2,195	16.51	36,239.45	
		SEGRO PLC	960	4.65	4,464.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	イギリス・ポンド	SERCO GROUP PLC	987	4.71	4,651.23	
		SEVERN TRENT PLC	679	15.33	10,409.07	
		SHIRE PLC	712	11.79	8,394.48	
		SIGNET GROUP PLC	3,334	0.68	2,292.12	
		SMITH & NEPHEW PLC	2,222	6.04	13,420.88	
		SMITHS GROUP PLC	878	10.59	9,298.02	
		SSL INTERNATIONAL PLC	488	5.26	2,569.32	
		STAGECOACH GROUP PLC	1,724	2.51	4,335.86	
		STANDARD CHARTERED PLC	1,200	19.45	23,340.00	
		STANDARD LIFE PLC	5,753	2.66	15,302.98	
		TATE & LYLE PLC	1,212	4.48	5,432.79	
		TAYLOR WIMPEY PLC	4,267	2.14	9,152.71	
		TESCO PLC	20,278	4.77	96,776.75	
		THE BERKLEY GRP HOLDINGS	271	13.70	3,712.70	
		THOMAS COOK GROUP PLC	1,664	2.48	4,130.88	
		TOMKINS PLC	1,884	2.02	3,810.39	
		TRAVIS PERKINS PLC	273	13.00	3,549.00	
		TRINITY MIRROR PLC	650	3.45	2,245.75	
		TUI TRAVEL PLC	1,205	2.64	3,190.23	
		TULLETT PREBON PLC	200	4.82	965.50	
		TULLOW OIL PLC	400	6.60	2,640.00	
		UNILEVER PLC	3,344	18.04	60,325.76	
		UNITED BUSINESS MEDIA PLC	615	6.22	3,825.30	
		UNITED UTILITIES PLC	2,425	7.66	18,575.50	
		VODAFONE GROUP PLC	136,040	1.84	251,537.96	
		WHITBREAD PLC	515	14.15	7,287.25	
		WILLIAM HILL PLC-W/I	1,102	5.15	5,675.30	
		WOLSELEY PLC	1,648	7.33	12,088.08	
		WPP GROUP PLC	2,922	6.18	18,057.96	
		XSTRATA PLC	1,619	36.56	59,190.64	
		YELL GROUP PLC	2,163	3.96	8,570.88	
	計	銘柄数：	156		4,055,031.13 (919,883,811)	
		組入時価比率：	11.8%		12.2%	
	スイス・フラン	ABB LTD	5,354	33.20	177,752.80	
		ADECCO SA-REG	320	62.70	20,064.00	
		CIBA SPECIALTY CHEMICALS-REG	180	52.05	9,369.00	
		CIE FINANC RICHEMONT-UTS A	1,317	77.65	102,265.05	
		CLARIANT AG-REG	676	9.71	6,563.96	
		CREDIT SUISSE GROUP-REG	2,828	69.80	197,394.40	
		GEBERIT AG-REG	104	158.40	16,473.60	
		GIVAUDAN-REG	17	1,066.00	18,122.00	
		HOLCIM LTD-REG	499	121.50	60,628.50	
		JULIUS BEAR HOLDINGS AG	50	98.20	4,910.00	
		KUDELSKI SA-BEARER	60	20.96	1,257.60	
		KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	120	116.00	13,920.00	
		KUONI REISEN HLDG-REG(CAT B)	2	595.00	1,190.00	
		LOGITECH INTERNATIONAL-REG	375	39.50	14,812.50	
		LONZA AG-REG	116	132.40	15,358.40	
		NESTLE SA-REGISTERED	1,029	538.00	553,602.00	
		NOBEL BIO CARE HLDGS	55	320.50	17,627.50	
		NOVARTIS AG-REG SHS	5,890	64.80	381,672.00	
		OC OERLIKON CORPORATION AG	19	535.00	10,165.00	
		PSP SWISS PROPERTY AG	96	60.05	5,764.80	
		RIETER HOLDING AG	16	543.00	8,688.00	
		ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	1,777	203.70	361,974.90	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	スイス・フラン	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	107	73.00	7,811.00	
		SGS SA	12	1,388.00	16,656.00	
		SONOVA HOLDING AG	116	126.40	14,662.40	
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	25	331.50	8,287.50	
		SULZER AG-REG	9	1,633.00	14,697.00	
		SWISS LIFE HOLDING	110	309.50	34,045.00	
		SWISS RE-REG	912	84.10	76,699.20	
		SWISSCOM AG-REG	55	440.25	24,213.75	
		SYNGENTA AG-REGISTERED	261	289.00	75,429.00	
		SYNTHES INC	141	145.50	20,515.50	
		THE SWATCH GROUP AG-REG	103	66.20	6,818.60	
		THE SWAYCH GROUP AG-B	81	340.75	27,600.75	
		UBS AG REG	5,141	57.20	294,065.20	
		ZURICH FINANCIAL SERVICES	372	338.75	126,015.00	
		銘柄数：	36		2,747,091.91	
	計				(271,495,093)	
	スウェーデン・クロネ	組入時価比率：	3.5%		3.6%	
		ALFA LAVAL AB	298	400.00	119,200.00	
		ASSA ABLOY AB-B	711	137.25	97,584.75	
		ATLAS COPCO AB-A SHS	1,692	100.25	169,623.00	
		ATLAS COPCO AB-B SHS	936	93.00	87,048.00	
		AXFOOD AB	70	249.50	17,465.00	
		BILLERUD AKTIEBOLAG	211	70.50	14,875.50	
		BOLIDEN AB	664	90.00	59,760.00	
		CASTELLUM AB	224	72.25	16,184.00	
		D CARNEGIE & CO AB	150	125.00	18,750.00	
		ELECTROLUX AB-SER B	637	114.50	72,936.50	
		ELEKTA AB-B SHS	87	112.00	9,744.00	
		ENIRO AB	344	65.00	22,360.00	
		ERICSSON LM TEL,SEK1 SER B	38,217	15.94	609,178.98	
		FABEGE AB	112	71.25	7,980.00	
		GETINGE AB-B SHS	329	178.00	58,562.00	
		HENNES & MAURITZ	1,233	389.00	479,637.00	
		HOGANAS AB-B	70	144.25	10,097.50	
		HOLMEN AB	77	247.00	19,019.00	
		HUSQVARNA AB-B SHS	704	74.75	52,624.00	
		KUNGSLEDEN AB	189	77.25	14,600.25	
		KUNGSLEDEN AB-RED SHS	189	11.47	2,167.83	
		LUNDIN PETROLEUM AB	447	69.50	31,066.50	
		MODERN TIMES GROUP-B SHS	95	428.00	40,660.00	
		NOBIA AB	243	57.00	13,851.00	
		NORDEA BANK AB	5,350	107.90	577,265.00	
		OMX AB	107	259.50	27,766.50	
		ORIFLAME COSMETICS SA-SDR	103	388.00	39,964.00	
		SANDVIK AB	2,466	117.75	290,371.50	
		SAS AB	141	93.25	13,148.25	
		SCANIA AB-B SHS	923	167.00	154,141.00	
		SECURITAS AB-B SHS	540	91.00	49,140.00	
		SECURITAS DIRECT AB-B SHS	540	27.00	14,580.00	
		SECURITAS SYSTEMS AB-B SHS	940	21.20	19,928.00	
		SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	1,113	181.00	201,453.00	
		SKANSKA AB-B SHS	934	124.75	116,516.50	
		SKF AB-B SHS	1,001	116.50	116,616.50	
		SSAB SVENSKT STAL AB	485	185.00	89,725.00	
		SSAB SVENSKT STAL AB-SER B	159	167.50	26,632.50	
		SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	1,443	117.00	168,831.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	スウェーデン・クロネ	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	1,370	205.00	280,850.00	
		SWEDISH MATCH AB	873	147.75	128,985.75	
		TELE2 AB-B SHS	714	142.25	101,566.50	
		TELIASONERA AB	5,958	61.00	363,438.00	
		TRELLEBORG AB-B SHS	246	141.50	34,809.00	
		VOLVO AB-A SHS	1,224	116.50	142,596.00	
		VOLVO AB-B SHS	2,749	116.75	320,945.75	
		WIHLBORGS FASTIGHETER AB	176	117.00	20,592.00	
		計	銘柄数：		5,344,836.56	
					(92,893,259)	
	ノルウェー・クロネ	組入時価比率：	1.2%		1.2%	
		ACERGY SA	588	118.25	69,531.00	
		AKER KVAERNER ASA	378	151.75	57,361.50	
		DET NORSKE OLJESELSKAP ASA	1,901	9.88	18,781.88	
		DNB NOR ASA	2,097	86.50	181,390.50	
		FRONTLINE LTD	70	256.00	17,920.00	
		LIGHTHOUSE CALEDONIA ASA	40	9.63	385.41	
		MARINE HARVEST	4,773	3.64	17,373.72	
		NORSK HYDRO ASA	1,794	77.70	139,393.80	
		OCEAN RIG ASA	281	41.90	11,773.90	
		ORKLA ASA	2,405	101.50	244,107.50	
		PETROLEUM GEO-SERVICES	552	152.00	83,904.00	
		PROSAFE SE	710	94.50	67,095.00	
		RENEWABLE ENERGY CORP AS	511	259.50	132,604.50	
		SCHIBSTED ASA	70	250.00	17,500.00	
		SEADRILL LTD	592	119.00	70,448.00	
		STATOILHYDRO ASA	3,291	164.80	542,356.80	
		STOLT-NIELSEN S.A.	100	149.00	14,900.00	
		STOREBRAND ASA	577	61.60	35,543.20	
		STOREBRAND ASA-RTS	577	13.45	7,760.65	
		TANDBERG ASA	352	112.75	39,688.00	
		TELENOR ASA	2,192	136.50	299,208.00	
		TGS NOPEC GEOPHYSICAL COMPANY ASA	200	69.10	13,820.00	
		TOMRA SYSTEMS ASA	100	36.50	3,650.00	
		YARA INTERNATIONAL ASA	480	233.00	111,840.00	
		計	銘柄数：		2,198,337.36	
					(44,758,148)	
		組入時価比率：	0.6%		0.6%	
	デンマーク・クロネ	A P MOLLER - MAERSK A/S	3	57,900.00	173,700.00	
		BANG & OLUFSEN A/S-B SHS	40	517.00	20,680.00	
		CARLSBERG AS-B	83	654.00	54,282.00	
		COLOPLAST-B	65	486.50	31,622.50	
		DAMPSKIBSSELSKABET TORM AS	214	193.00	41,302.00	
		DANISCO A/S	142	387.50	55,025.00	
		DANSKE BANK A/S	1,250	210.00	262,500.00	
		DSV AS	460	120.00	55,200.00	
		EAST ASIATIC CO LTD	50	386.50	19,325.00	
		FLSMIDTH & CO A/S-B SHS	130	514.00	66,820.00	
		GN STORE NORD A/S	329	40.30	13,258.70	
		H LUNDBECK A/S	173	147.00	25,431.00	
		JYSKE BANK AS-REG	126	411.50	51,849.00	
		NKT HOLDING A/S	30	498.50	14,955.00	
		NOVO NORDISK A/S-B	1,204	337.00	405,748.00	
		NOVOZYMES A/S-B SHARES	112	575.00	64,400.00	
		SYDBANK AS	143	209.25	29,922.75	
		TOPDANMARK A/S	44	767.00	33,748.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	デンマーク・クローネ計	TRYGVESTA AS	44	404.50	17,798.00	
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	469	515.00	241,535.00	
		WILLIAM DEMANT HOLDING	48	492.00	23,616.00	
		銘柄数：	21		1,702,717.95	
					(37,306,550)	
株式	オーストラリア・ドル	組入時価比率：	0.5%		0.5%	
		ABC LEARNING CENTRES LIMITED	649	5.36	3,478.64	
		AGL ENERGY LTD	1,074	13.42	14,413.08	
		ALUMINA LIMITED	2,294	6.46	14,819.24	
		AMCOR LIMITED	2,231	7.27	16,219.37	
		AMP LIMITED	4,642	10.55	48,973.10	
		ANSELL LTD	300	11.94	3,582.00	
		ARISTOCRAT LEISURE LIMITED	1,123	11.83	13,285.09	
		ASCIANO GROUP	1,394	7.47	10,413.18	
		ASX LIMITED	439	59.97	26,326.83	
		AUST AND NZ BANKING GROUP LT	4,731	28.48	134,738.88	
		AXA ASIA PACIFIC HOLDINGS	2,170	8.09	17,555.30	
		BABCOCK & BROWN LTD	672	27.06	18,184.32	
		BHP BILLITON LTD	8,718	43.50	379,233.00	
		BILLABONG INTERNATIONAL LTD	221	14.73	3,255.33	
		BLUESCOPE STEEL LTD	2,173	9.76	21,208.48	
		BORAL LIMITED	1,330	6.39	8,498.70	
		BRAMBLES LIMITED	3,590	12.55	45,054.50	
		CATLEX AUSTRALIA LTD	406	22.00	8,932.00	
		CENTRO PROPERTIES GROUP	1,909	5.97	11,396.73	
		CFS RETAIL PROPERTY TRUST	3,341	2.44	8,152.04	
		CHALLENGER FINANCIAL SERVICE	1,531	5.93	9,078.83	
		COCA-COLA AMATIL LIMITED	1,274	10.70	13,631.80	
		COCHLEAR LTD	138	75.98	10,485.24	
		COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	3,380	60.69	205,132.20	
		COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	3,800	1.71	6,498.00	
		COMPUTERSHARE LIMITED	1,060	10.20	10,812.00	
		CONSOLIDATED MEDIA HOLDINGS	1,106	4.22	4,667.32	
		CROWN LTD	1,106	13.65	15,096.90	
		CSL LIMITED	1,482	36.40	53,944.80	
		CSR LIMITED	1,494	3.06	4,571.64	
		DB RREFF TRUST	6,834	2.10	14,351.40	
		DOWNER EDI LTD	988	5.28	5,216.64	
		FAIRFAX MEDIA LIMITED	2,904	4.81	13,968.24	
		FORTESCUE METALS GROUP LIMITED	315	56.75	17,876.25	
		FOSTER'S BREWING GROUP LTD	4,755	6.53	31,050.15	
		FUTURIS CORP	1,422	2.19	3,114.18	
		GOODMAN FIELDER LIMITED	1,774	1.95	3,468.17	
		GOODMAN GROUP	3,712	6.15	22,828.80	
		GPT GROUP	5,367	4.68	25,117.56	
		HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	1,400	7.09	9,926.00	
		ILUKA RESOURCES LTD	658	4.45	2,928.10	
		ING INDUSTRIAL FUND	2,733	2.73	7,461.09	
		INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	4,249	4.58	19,460.42	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES NV	1,162	6.47	7,518.14	
		LEIGHTON HOLDINGS LIMITED	357	63.25	22,580.25	
		LEND LEASE CORP LIMITED	786	19.30	15,169.80	
		LION NATHAN LIMITED	728	9.70	7,061.60	
		MACQUARIE AIRPORTS	1,251	4.20	5,254.20	
		MACQUARIE COMMUNICATONS INF	904	5.64	5,098.56	
		MACQUARIE GROUP LIMITED	674	80.25	54,088.50	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	オーストラ リア・ドル	MACQUARIE INFRASTRUCTURE GRP	6,330	3.51	22,218.30	
		MACQUARIE OFFICE TRUST	4,808	1.62	7,788.96	
		MIRVAC GROUP	3,430	6.20	21,266.00	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK & LTD	4,300	39.22	168,646.00	
		NEWCREST MINING LIMITED	1,188	32.92	39,108.96	
		ONESTEEL LIMITED	1,869	6.50	12,148.50	
		ORICA LIMITED	852	28.75	24,495.00	
		ORIGIN ENERGY LIMITED	1,947	9.09	17,698.23	
		PACIFIC BRANDS LTD	1,000	3.26	3,260.00	
		PALADIN ENERGY LIMITED	1,028	7.35	7,555.80	
		PAPERLINX LIMITED	1,040	2.53	2,631.20	
		PERPETUAL LIMITED	83	70.40	5,843.20	
		QANTAS AIRWAYS LIMITED	2,974	5.78	17,189.72	
		QBE INSURANCE GROUP LIMITED	2,352	32.90	77,380.80	
		RIO TINTO LIMITED	733	145.48	106,636.84	
		SANTOS LIMITED	1,490	14.35	21,381.50	
		SONIC HEALTHCARE LTD	841	16.65	14,002.65	
		ST GEORGE BANK LIMITED	200	35.59	7,118.00	
		STOCKLAND	3,953	9.28	36,683.84	
		SUNCORP-METWAY LIMITED	2,633	19.34	50,922.22	
		SYMBION HEALTH LTD	1,000	4.07	4,070.00	
		TABCORP HOLDINGS LIMITED	1,189	15.50	18,429.50	
		TATTS GROUP LTD	1,970	4.05	7,978.50	
		TELSTRA CORPORATION LTD	3,176	3.17	10,067.92	
		TELSTRA CORPORATION LTD	7,222	4.71	34,015.62	
		TOLL HOLDINGS LIMITED	1,410	13.50	19,035.00	
		TRANSURBAN GROUP	2,416	7.27	17,564.32	
		WESFARMERS LIMITED	938	43.31	40,624.78	
		WESFARMERS LTD-PPS	393	43.40	17,056.20	
		WESTFIELD GROUP	4,551	21.71	98,802.21	
		WESTPAC BANKING CORPORATION	4,920	28.93	142,335.60	
		WOODSIDE PETROLEUM LTD	1,227	48.33	59,300.91	
		WOOLWORTHS LIMITED	3,095	34.43	106,560.85	
		WORLEY PERSONS LIMITED	486	53.82	26,156.52	
		ZINIFEX LIMITED	1,223	15.75	19,262.25	
	計	銘柄数：	85		2,720,412.49 (265,784,300)	
		組入時価比率：	3.4%		3.5%	
	ニュージー ランド・ド ル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	1,268	2.89	3,664.52	
		CONTACT ENERGY LTD	652	8.47	5,522.44	
		FISHER & PAYKEL APPLIANCES	548	3.40	1,863.20	
		FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	534	3.29	1,756.86	
		FLETCHER BUILDING LTD	1,184	11.69	13,840.96	
		KIWI INCOME PROPERTY TRUST	1,761	1.35	2,377.35	
		SKY CITY ENTERTAINMENT GROUP	649	4.91	3,186.59	
		SKY NETWORK TELEVISION	601	5.66	3,401.66	
		TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	4,604	4.44	20,441.76	
		VECTOR LTD	1,821	2.51	4,570.71	
	計	銘柄数：	10		60,626.05 (5,236,878)	
		組入時価比率：	0.1%		0.1%	
	香港・ドル	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	500	52.50	26,250.00	
		BANK OF EAST ASIA	3,400	53.85	183,090.00	
		BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	4,000	10.40	41,600.00	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	8,500	21.55	183,175.00	
		CATHAY PACIFIC AIRWAYS	4,000	20.15	80,600.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	香港・ドル	CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	1,000	30.25	30,250.00	
		CHEUNG KONG LTD	4,000	141.20	564,800.00	
		CLP HOLDINGS LIMITED	3,200	53.05	169,760.00	
		ESPRIT HOLDINGS LTD	2,500	110.20	275,500.00	
		FOXCONN INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	4,000	19.86	79,440.00	
		GIORDANO INTERNATIONAL LIMITED	2,000	3.60	7,200.00	
		HANG LUNG PROPERTIES LTD	6,000	37.05	222,300.00	
		HANG SENG BANK	2,300	160.00	368,000.00	
		HENDERSON LAND DEVELOPMENT	2,000	69.90	139,800.00	
		HONG KONG & CHINA GAS	9,328	22.60	210,812.80	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	3,000	236.00	708,000.00	
		HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	4,000	42.65	170,600.00	
		HOPEWELL HOLDINGS	2,000	37.05	74,100.00	
		HUTCHISON TELECOMMUNICATIONS	4,000	11.54	46,160.00	
		HUTCHISON WHAMPOA	5,000	89.40	447,000.00	
		HYSAN DEVELOPMENT CO	2,000	22.20	44,400.00	
		KERRY PROPERTIES	2,000	62.65	125,300.00	
		KINGBOARD CHEMICALS HOLDINGS	1,500	47.70	71,550.00	
		LI & FUNG LTD	7,300	31.65	231,045.00	
		LINK REIT	6,000	17.48	104,880.00	
		MELCO INTERNATIONAL DEVELOP	1,000	11.90	11,900.00	
		MTR CORPORATION	2,500	26.60	66,500.00	
		NEW WORLD DEVELOPMENT	6,000	27.30	163,800.00	
		ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LIMITED	2,000	62.45	124,900.00	
		PACIFIC BASIN SHIPPING LTD	3,000	14.26	42,780.00	
		PCCW LIMITED	6,600	4.61	30,426.00	
		SHANGRI-LA ASIA LTD.	4,000	22.25	89,000.00	
		SHUI ON LAND LIMITED	4,000	10.22	40,880.00	
		SHUN TAK HOLDINGS LIMITED	2,000	12.14	24,280.00	
		SINO LAND CO	4,055	25.35	102,794.25	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	4,000	154.50	618,000.00	
		SWIRE PACIFIC LTD 'A'	2,000	103.00	206,000.00	
		TELEVISION BROADCASTS LTD	1,000	46.80	46,800.00	
		TENCENT HOLDINGS LIMITED	2,000	57.30	114,600.00	
		THE WHARF HOLDINGS	4,000	44.15	176,600.00	
		TINGYI (CAYMAN ISLANDS) HOLDINGS CO	6,000	12.02	72,120.00	
		WING HANG BANK LIMITED	500	113.30	56,650.00	
		YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	1,000	24.55	24,550.00	
	計	銘柄数：	43		6,618,193.05 (94,772,524)	
	シンガポ ル・ドル	組入時価比率：	1.2%		1.3%	
		ASCENDAS REAL ESTATE	3,000	2.39	7,170.00	
		CAPITACOMMERCIAL TRUST	2,000	2.44	4,880.00	
		CAPITALAND LIMITED	4,000	6.95	27,800.00	
		CAPITAMALL TRUST	2,000	3.34	6,680.00	
		CITY DEVELOPMENTS	1,000	14.50	14,500.00	
		COMFORTDELGRO CORP LTD	4,000	1.85	7,400.00	
		COSCO CORP SINGAPORE LTD	4,000	6.75	27,000.00	
		DBS GROUP HLDG LTD	3,000	21.10	63,300.00	
		FRASER AND NEAVE LIMITED	2,000	5.80	11,600.00	
		JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	9	20.10	180.90	
		KEPPEL CORP	3,000	13.30	39,900.00	
		KEPPEL LAND LTD	1,000	7.90	7,900.00	
		NEPTUNE ORIENT LINES LTD	1,000	4.54	4,540.00	
		NOBLE GROUP LTD	4,000	2.24	8,960.00	
		OLAM INTERNATIONAL LTD	2,000	2.90	5,800.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	シンガポール・ドル	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	6,400	8.60	55,040.00	
		PARKWAY HOLDINGS	2,000	3.72	7,440.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES LTD	1,880	5.80	10,904.00	
		SEMBCORP MARINE LTD	1,400	4.50	6,300.00	
		SINGAPORE AIRLINES LTD	940	18.10	17,014.00	
		SINGAPORE EXCHANGE	2,000	14.40	28,800.00	
		SINGAPORE LAND LTD	1,000	7.95	7,950.00	
		SINGAPORE PETROLEUM	1,000	7.60	7,600.00	
		SINGAPORE POST LTD	6,000	1.11	6,660.00	
		SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	5,000	4.74	23,700.00	
		SINGAPORE TECH ENGINEERING	3,000	3.68	11,040.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	21,020	3.84	80,716.80	
		SMRT CORPORATION LIMITED	2,000	1.69	3,380.00	
		UNITED OVERSEAS BANK	3,000	20.10	60,300.00	
		UOL GROUP LTD	1,100	4.68	5,148.00	
		VENTURE CORP LTD	1,000	12.90	12,900.00	
		WING TAI HOLDINGS LTD	2,000	2.76	5,520.00	
	計	銘柄数：	32		588,023.70	
					(45,536,555)	
	合計	組入時価比率：	0.6%		0.6%	
					7,513,946,370	
					(7,513,946,370)	

(注1) 通貨種類毎の小計の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 小計・合計金額欄の()は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

「PRU海外債券マザーファンド」の状況
 なお、以下に掲載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成18年12月11日現在)	(平成19年12月10日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		11,208,477	87,489,197
コール・ローン		522,742,631	253,087,449
国債証券		4,815,345,353	8,053,080,636
派生商品評価勘定		15,750,882	24,257,922
未収入金		—	292,030,358
未収利息		58,495,542	105,108,179
前払費用		23,835,247	55,248,874
流動資産合計		5,447,378,132	8,870,302,615
資産合計		5,447,378,132	8,870,302,615
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		15,032,220	17,860,625
未払金		491,118,298	299,961,394
未払解約金		12,940,177	25,908,335
流動負債合計		519,090,695	343,730,354
負債合計		519,090,695	343,730,354
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	3,020,870,230	4,936,458,665
剰余金			
期末剰余金		1,907,417,207	3,590,113,596
剰余金合計		1,907,417,207	3,590,113,596
元本等合計		4,928,287,437	8,526,572,261
純資産合計		4,928,287,437	8,526,572,261
負債・純資産合計		5,447,378,132	8,870,302,615

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日	自 平成18年12月12日 至 平成19年12月10日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 ①証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は原則として、証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ②証券取引所に上場されていない有価証券 証券取引所に上場されていない有価証券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。	国債証券 同左 ①金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ②金融商品取引所に上場されていない有価証券 金融商品取引所に上場されていない有価証券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

区分	自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日	自 平成18年12月12日 至 平成19年12月10日
	③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった 場合又は入手した評価額が時価 と認定できない事由が認められた 場合は、投資信託委託業者が忠実 義務に基づいて合理的事由をもっ て時価と認めた価額、もしくは受 託者と協議のうえ両者が合理的事 由をもって時価と認めた価額で評 価しております。	③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった 場合又は入手した評価額が時価 と認定できない事由が認められた 場合は、投資信託委託会社が忠実 義務に基づいて合理的事由をもっ て時価と認めた価額、もしくは受 託者と協議のうえ両者が合理的事 由をもって時価と認めた価額で評 価しております。
2. デリバティブ等の評 価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 原則としてわが国における計算 期間末日の対顧客先物売買相場の 仲値で評価しております。 (2) 直物為替先渡取引 —————	(1) 為替予約取引 同左 (2) 直物為替先渡取引 個別法に基づき、原則として時 価で評価しております。
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信 託財産の計算に関する規則」（平成 12年総理府令第133号）第60条及び 61条に基づき処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

(平成18年12月11日現在)	(平成19年12月10日現在)
※1 1. 本有価証券報告書における開示対象 ファンドの期首における当該親投資信託 の元本額 2,585,788,238円 同期中における追加設定元本額 2,074,769,257円 同期中における解約元本額 1,639,687,265円 同期末における元本の内訳 PRU海外債券マーケット・パフォーマー 2,945,005,985円 PRUグッドライフ2010 15,472,353円 PRUグッドライフ2020 2,899,196円 PRUグッドライフ2030 2,225,680円 PRUグッドライフ2040 1,303,156円 PRUグッドライフ2010 (年金) 6,284,011円 PRUグッドライフ2020 (年金) 26,801,405円 PRUグッドライフ2030 (年金) 12,771,230円 PRUグッドライフ2040 (年金) 8,107,214円 計 3,020,870,230円	※1 1. 本有価証券報告書における開示対象 ファンドの期首における当該親投資信託 の元本額 3,020,870,230円 同期中における追加設定元本額 2,307,197,034円 同期中における解約元本額 391,608,599円 同期末における元本の内訳 PRU海外債券マーケット・パフォーマー 4,856,187,691円 PRUグッドライフ2010 9,984,741円 PRUグッドライフ2020 2,566,147円 PRUグッドライフ2030 2,010,998円 PRUグッドライフ2040 814,781円 PRUグッドライフ2010 (年金) 4,888,733円 PRUグッドライフ2020 (年金) 31,964,138円 PRUグッドライフ2030 (年金) 17,139,199円 PRUグッドライフ2040 (年金) 10,321,954円 プルデンシャル私募海外債券マーケット・パ フォーマー (適格機関投資家向け) 580,283円 計 4,936,458,665円
2. 本有価証券報告書の開示対象ファンド の期末における受益証券の総数 3,020,870,230口	2. 本有価証券報告書の開示対象ファンド の期末における受益証券の総数 4,936,458,665口

(有価証券に関する注記)
 (平成18年12月11日現在)
 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	4,815,345,353	△22,071,675
合計	4,815,345,353	△22,071,675

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日(平成18年12月6日)から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日(平成18年12月11日)までの期間に対応する金額であります。

(平成19年12月10日現在)
 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	8,053,080,636	△81,186,997
合計	8,053,080,636	△81,186,997

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日(平成19年12月6日)から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日(平成19年12月10日)までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日	自 平成18年12月12日 至 平成19年12月10日
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、および直物為替先渡取引であります。
2. 取引に対する取組みと利用目的 外貨建証券の売買代金、償還金、利金等についての為替変動リスクを回避するために、為替予約取引を行うことができるものとします。	2. 取引に対する取組みと利用目的 外貨建証券の売買代金、償還金、利金等についての為替変動リスクを回避するために、為替予約取引及び直物為替先渡取引を行うことができるものとします。
3. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引及び直物為替先渡取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	3. 取引に係るリスクの内容 同左
4. 取引に係るリスク管理体制 組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。 なお、リスク管理はデリバティブだけに限定しては行っておりません。デリバティブと現物資産等を統合し、各投資信託財産全体でのリスク管理を行っております。	4. 取引に係るリスク管理体制 同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

II 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

通貨関連

(単位：円)

種類	(平成18年12月11日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
アメリカ・ドル	1,568,164,927	—	1,576,019,331	7,854,404
カナダ・ドル	32,925,842	—	32,830,423	△95,419
ユーロ	568,980,405	—	569,153,663	173,258
イギリス・ポンド	125,252,215	—	126,153,463	901,248
スイス・フラン	51,672,266	—	52,295,123	622,857
スウェーデン・クローネ	11,115,538	—	11,095,089	△20,449
ノルウェー・クローネ	2,792,207	—	2,813,731	21,524
デンマーク・クローネ	21,123,335	—	21,264,918	141,583
ポーランド・ズロチ	16,718,206	—	16,919,998	201,792
オーストラリア・ドル	3,772,427	—	3,783,152	10,725
シンガポール・ドル	19,152,015	—	19,118,360	△33,655
売建				
アメリカ・ドル	1,383,624,259	—	1,387,649,628	△4,025,369
カナダ・ドル	24,808,866	—	24,462,644	346,222
ユーロ	372,693,404	—	376,217,650	△3,524,246
イギリス・ポンド	75,454,167	—	76,512,300	△1,058,133
スウェーデン・クローネ	20,614,744	—	20,824,116	△209,372
ノルウェー・クローネ	13,370,095	—	13,716,821	△346,726
デンマーク・クローネ	7,387,996	—	7,421,966	△33,970
ポーランド・ズロチ	4,400,055	—	4,511,590	△111,535
オーストラリア・ドル	8,786,995	—	8,883,072	△96,077
合計	4,332,809,964	—	4,351,647,038	718,662

(単位：円)

種類	(平成19年12月10日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
アメリカ・ドル	1,070,221,346	—	1,082,526,230	12,304,884
カナダ・ドル	56,038,492	—	56,155,117	116,625
ユーロ	408,485,120	—	413,431,766	4,946,646
イギリス・ポンド	87,934,096	—	88,337,824	403,728
スイス・フラン	69,500,360	—	69,022,128	△478,232
スウェーデン・クローネ	29,438,726	—	29,250,716	△188,010
ノルウェー・クローネ	5,021,915	—	5,074,432	52,517
デンマーク・クローネ	36,929,819	—	37,060,564	130,745
ポーランド・ズロチ	37,099,335	—	38,288,772	1,189,437
オーストラリア・ドル	3,285,996	—	3,356,197	70,201
シンガポール・ドル	37,637,038	—	37,961,807	324,769
売建				
アメリカ・ドル	771,370,897	—	784,996,091	△13,625,194
カナダ・ドル	70,931,957	—	69,137,387	1,794,570
ユーロ	656,698,686	—	658,311,984	△1,613,298
イギリス・ポンド	88,031,215	—	87,511,255	519,960
スウェーデン・クローネ	4,409,055	—	4,408,982	73
ノルウェー・クローネ	1,391,802	—	1,400,066	△8,264
デンマーク・クローネ	5,275,841	—	5,286,792	△10,951
ポーランド・ズロチ	28,658,657	—	29,566,964	△908,307
オーストラリア・ドル	9,597,668	—	9,429,059	168,609
合計	3,477,958,021	—	3,510,514,133	5,190,508

(注) 1. 時価の算定方法
為替予約の時価

- (1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

（単位：アメリカ・ドル）

種類	（平成19年12月10日現在）			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引 直物為替先渡取引				
買建	395,998.48 (44,205,310)	— (—)	406,809.10 (45,412,099)	10,810.62 (1,206,789)
マレーシア・リングgit	395,998.48 (44,205,310)	— (—)	406,809.10 (45,412,099)	10,810.62 (1,206,789)
合計 (邦貨換算額)	395,998.48 (44,205,310)	— (—)	406,809.10 (45,412,099)	10,810.62 (1,206,789)

（注）時価の算定方法

1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額により評価しております。
2. （ ）内の金額は邦貨換算額であります。
邦貨換算額は計算期間末日の対顧客相場の仲値で換算しております。

（関連当事者間との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

（平成18年12月11日現在）		（平成19年12月10日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額		本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額	
1.6314円		1.7273円	
（1万口当たり純資産額 16,314円）		（1万口当たり純資産額 17,273円）	

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US TREAS STRIP		464,000.00	280,057.73	
		US TREASURY N/B		1,482,000.00	1,508,398.11	
		US TREASURY N/B		1,247,000.00	1,264,341.08	
		US TREASURY N/B		539,000.00	546,832.32	
		US TREASURY N/B		421,000.00	446,819.12	
		US TREASURY N/B		465,000.00	485,997.63	
		US TREASURY N/B		2,969,000.00	3,045,080.61	
		US TREASURY N/B		485,000.00	500,080.46	
		US TREASURY N/B		485,000.00	482,082.42	
		US TREASURY N/B		441,000.00	511,353.26	
		US TREASURY N/B		1,532,000.00	1,570,300.00	
		US TREASURY N/B		237,000.00	250,368.27	
		US TREASURY N/B		7,000.00	7,271.25	
		US TREASURY N/B		983,000.00	1,345,327.63	
		US TREASURY N/B		1,204,000.00	1,216,604.34	
		US TREASURY N/B		642,000.00	908,129.05	
		US TREASURY N/B		843,000.00	1,085,494.20	
		US TREASURY N/B		1,882,000.00	1,929,932.12	
	計	銘柄数：	18	16,328,000.00	17,384,469.60	
					(1,940,628,341)	
		組入時価比率：	22.8%		24.1%	
	カナダ・ドル	CANADIAN GOVERNMENT		370,000.00	379,024.30	
		CANADIAN GOVERNMENT		846,000.00	901,624.50	
		CANADIAN GOVERNMENT		256,000.00	406,807.04	
		CANADIAN GOVERNMENT		147,000.00	220,247.16	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND		150,000.00	185,850.00	
	計	銘柄数：	5	1,769,000.00	2,093,553.00	
					(231,965,672)	
		組入時価比率：	2.7%		2.9%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM		998,000.00	1,168,059.20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO		422,000.00	426,473.20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO		409,000.00	472,885.80	
		BUNDESobligation		1,714,000.00	1,650,582.00	
		BUNDESobligation		1,700,000.00	1,669,230.00	
		BUNDESREPUB DEUTSCHLAND		2,517,000.00	2,588,734.50	
		BUNDESREPUB DEUTSCHLAND		669,000.00	693,150.90	
		BUNDESREPUB DEUTSCHLAND		945,000.00	931,675.50	
		BUNDESREPUB DEUTSCHLAND		1,733,000.00	1,745,997.50	
		BUNDESREPUB DEUTSCHLAND		2,340,000.00	2,285,244.00	
		BUNDESREPUB DEUTSCHLAND		749,000.00	842,400.30	
		BUNDESREPUB DEUTSCHLAND		1,770,000.00	1,808,409.00	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN		3,188,000.00	3,175,885.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES		1,392,000.00	1,445,174.40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES		673,000.00	644,195.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES		2,750,000.00	2,667,500.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES		1,510,000.00	1,300,110.00	
		DEUTSCHLAND REPUBLIC		259,000.00	258,171.20	
		FRANCE O.A.T.		840,000.00	831,012.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	FRANCE O.A.T.		779,000.00	1,117,241.80	
		HELLENIC REPUBLIC		2,351,000.00	2,334,072.80	
		HELLENIC REPUBLIC		112,000.00	104,148.80	
	計	銘柄数：	22	29,820,000.00	30,160,354.10	
					(4,930,011,481)	
		組入時価比率：	57.8%		61.2%	
	イギリス・ ポンド	UNITED KINGDOM TREASURY		232,000.00	230,399.20	
		UNITED KINGDOM TREASURY		424,000.00	432,183.20	
		UNITED KINGDOM TREASURY		806,000.00	980,982.60	
		UNITED KINGDOM TREASURY		526,000.00	623,099.60	
		UNITED KINGDOM TREASURY		790,000.00	762,034.00	
	計	銘柄数：	5	2,778,000.00	3,028,698.60	
					(687,060,277)	
		組入時価比率：	8.1%		8.5%	
	スウェーデン・ クロネ	SWEDISH GOVERNMENT		825,000.00	871,200.00	
		SWEDISH GOVERNMENT		1,925,000.00	2,190,265.00	
	計	銘柄数：	2	2,750,000.00	3,061,465.00	
					(53,208,261)	
		組入時価比率：	0.6%		0.7%	
	ノルウェー・ クロネ	NORWEGIAN GOVERNMENT		657,000.00	664,818.30	
		NORWEGIAN GOVERNMENT		891,000.00	908,463.60	
	計	銘柄数：	2	1,548,000.00	1,573,281.90	
					(32,032,019)	
		組入時価比率：	0.4%		0.4%	
	デンマーク・ クロネ	KINGDOM OF DENMARK		1,929,000.00	2,009,092.08	
	計	銘柄数：	1	1,929,000.00	2,009,092.08	
					(44,019,207)	
		組入時価比率：	0.5%		0.5%	
	ポーランド・ ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND		567,000.00	566,886.60	
		POLAND GOVERNMENT BOND		1,377,000.00	1,408,120.20	
	計	銘柄数：	2	1,944,000.00	1,975,006.80	
					(90,376,311)	
		組入時価比率：	1.1%		1.1%	
	オーストラリア・ ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT		341,000.00	346,261.63	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT		101,000.00	101,835.27	
	計	銘柄数：	2	442,000.00	448,096.90	
					(43,779,067)	
		組入時価比率：	0.5%		0.5%	
	小計				8,053,080,636	
					(8,053,080,636)	
	合計				8,053,080,636	
					(8,053,080,636)	
	株式以外計				8,053,080,636	
					(8,053,080,636)	

(注1) 通貨種類毎の小計の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 小計・合計金額欄の()は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成20年1月31日現在

I 資産総額	30,166,652円
II 負債総額	82,789円
III 純資産総額（I - II）	30,083,863円
IV 発行済数量	26,505,086口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1350円

（参考情報）

PRU国内株式マザーファンド

I 資産総額	2,011,918,835円
II 負債総額	31,049,059円
III 純資産総額（I - II）	1,980,869,776円
IV 発行済数量	1,675,498,502口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1823円

PRU国内債券マザーファンド

I 資産総額	2,156,011,958円
II 負債総額	31,591,451円
III 純資産総額（I - II）	2,124,420,507円
IV 発行済数量	1,948,961,876口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0900円

PRU海外株式マザーファンド

I 資産総額	7,043,657,056円
II 負債総額	84,239,844円
III 純資産総額（I - II）	6,959,417,212円
IV 発行済数量	5,364,505,228口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2973円

PRU海外債券マザーファンド

I 資産総額	10,619,832,345円
II 負債総額	239,466,996円
III 純資産総額 (I - II)	10,380,365,349円
IV 発行済数量	6,149,548,833口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.6880円

第5【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間 （平成13年3月16日から平成13年12月10日）	195,423,951	3,559,357
第2計算期間 （平成13年12月11日から平成14年12月10日）	10,492,067	110,711,121
第3計算期間 （平成14年12月11日から平成15年12月10日）	6,997,961	33,163,463
第4計算期間 （平成15年12月11日から平成16年12月10日）	3,216,282	7,499,608
第5計算期間 （平成16年12月11日から平成17年12月12日）	2,141,311	10,982,714
第6計算期間 （平成17年12月13日から平成18年12月11日）	1,558,947	9,698,553
第7計算期間 （平成18年12月12日から平成19年12月10日）	4,622,034	21,786,858

（注） 本邦外における設定・解約の実績はありません。

